

6.2 社会的状況等

6.2.1 人口及び産業

(1) 人口

平成 22 年 3 月末日現在の仙台市の人口・世帯数及び人口密度は表 6.2-1 に示すとおりであり、人口 1,010,256 人、世帯数 450,909 戸、人口密度 1,282 人/km² となっている。

仙台市の人口及び世帯数の推移は表 6.2-2 に示すとおりであり、平成 18 年度から平成 22 年までの 5 年間の人口、世帯数はともに増加傾向にあるが、一世帯あたりの人員は減少傾向を示している。また、計画地が位置する宮城野区、及び青葉区における一世帯あたりの人員は仙台市全体よりも少なく、平成 22 年度では、宮城野区で 2.18 人、青葉区で 2.06 人となっている。

表 6.2-1 人口・世帯数・人口密度（平成 22 年 3 月末日現在，住民基本台帳人口）

人口(人)			世帯数 (戸)	人口密度 (人/km ²)
総数	男	女		
1,010,256	488,671	521,585	450,909	1,282

出典：「仙台市統計書」（平成 23 年版 仙台市）

表 6.2-2 人口・世帯数の推移（各年 3 月末日現在，住民基本台帳人口）

年次	人口(人)			世帯数(戸)			1 世帯あたり人員(人/戸)		
	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区
平成 18 年	998,402	178,237	266,704	432,112	79,106	126,720	2.31	2.25	2.10
平成 19 年	1,001,387	179,932	267,664	437,040	80,558	127,844	2.29	2.23	2.09
平成 20 年	1,003,733	181,648	268,910	441,791	81,968	129,468	2.27	2.22	2.08
平成 21 年	1,006,522	182,998	270,171	446,541	83,322	130,743	2.25	2.20	2.07
平成 22 年	1,010,256	183,307	271,520	450,909	83,936	131,821	2.24	2.18	2.06

出典：「仙台市統計書」（平成 23 年版 仙台市）

仙台市の人口動態の推移は、表 6.2-3～表 6.2-5に示すとおりである。

平成 22 年の自然動態は、仙台市全体で 1,982 人、宮城野区で 884 人、青葉区で 203 人の増加であった。

社会動態は、仙台市全体で 1,232 人の増加、宮城野区で 399 人の減少、青葉区で 1,303 人の増加になっている。

全体の人口動態は、平成 18 年から平成 22 年では、仙台市全体、宮城野区及び青葉区のいずれも増加傾向にある。

表 6.2-3 人口動態の推移（仙台市全体）

単位：人

年次	自然動態			社会動態				人口 増減 (A + B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
H18	9,434	6,510	2,924	49,112	49,944	429	-403	2,521
H19	9,505	6,690	2,815	47,874	49,712	338	-1,500	1,315
H20	9,555	6,863	2,692	47,128	47,917	423	-366	2,326
H21	9,361	6,947	2,414	45,295	45,636	582	241	2,655
H22	9,365	7,383	1,982	43,976	43,085	341	1,232	3,214

出典：「仙台市統計書」（平成 19～21 年版 仙台市）

表 6.2-4 人口動態の推移（宮城野区）

単位：人

年次	自然動態			社会動態				人口 増減 (A + B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
H18	2,008	1,110	898	9,963	9,701	641	903	1,801
H19	2,155	1,192	963	10,334	9,846	494	982	1,945
H20	2,239	1,152	1,087	9,777	9,778	67	66	1,153
H21	2,119	1,152	967	9,252	9,426	-299	-473	494
H22	2,152	1,268	884	8,908	8,809	-498	-399	485

出典：「仙台市統計書」（平成 19～21 年版 仙台市）

表 6.2-5 人口動態の推移（青葉区）

単位：人

年次	自然動態			社会動態				人口 増減 (A + B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
H18	2,231	1,902	329	15,188	14,687	102	603	932
H19	2,209	1,976	233	14,577	14,656	237	158	391
H20	2,222	2,119	103	14,762	14,063	347	1,046	1,149
H21	2,288	2,095	193	13,936	13,357	581	1,160	1,353
H22	2,308	2,105	203	13,557	12,721	467	1,303	1,506

出典：「仙台市統計書」（平成 19～21 年版 仙台市）

計画地が面する地域の人口等について，東二番丁小学校区（仙台駅西口，青葉区）及び榴岡小学校区（仙台駅東口，宮城野区）の2つ小学校区通学区別にみると，表 6.2-6及び図 6.2-2に示すように，平成 12 年に比べ平成 22 年においては両地域とも人口が増加しており，特に 25～49 歳及び 80 歳以上の人口増加が大きい。

また，表 6.2-7に示すように，各小学校区の世帯の構成員数は仙台市及び各区よりも少なく，東二番丁小学校区で 1.79 人/世帯，榴岡小学校区で 1.84 人/世帯となっている。高齢化率は，仙台市及び各区よりも低く，東二番丁小学校区で 18.3%，榴岡小学校区で 15.4%となっている。



図 6.2-1 小学校通学区

表 6.2-6 年代別人口

小学校区	年	合計	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
東二番丁小学校区	平成 22 年	3,353	95	91	111	113	229	318	307	302
	平成 12 年	2,547	62	72	104	145	208	188	172	184
榴岡小学校区	平成 22 年	12,724	479	443	347	519	932	1,283	1,207	1,254
	平成 12 年	10,806	272	388	496	653	1,086	1,051	869	720

小学校区	年	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
東二番丁小学校区	平成 22 年	272	251	235	211	203	156	151	130	178
	平成 12 年	186	163	221	180	154	171	130	99	108
榴岡小学校区	平成 22 年	966	887	854	770	824	534	464	377	584
	平成 12 年	750	757	969	631	548	483	429	319	385

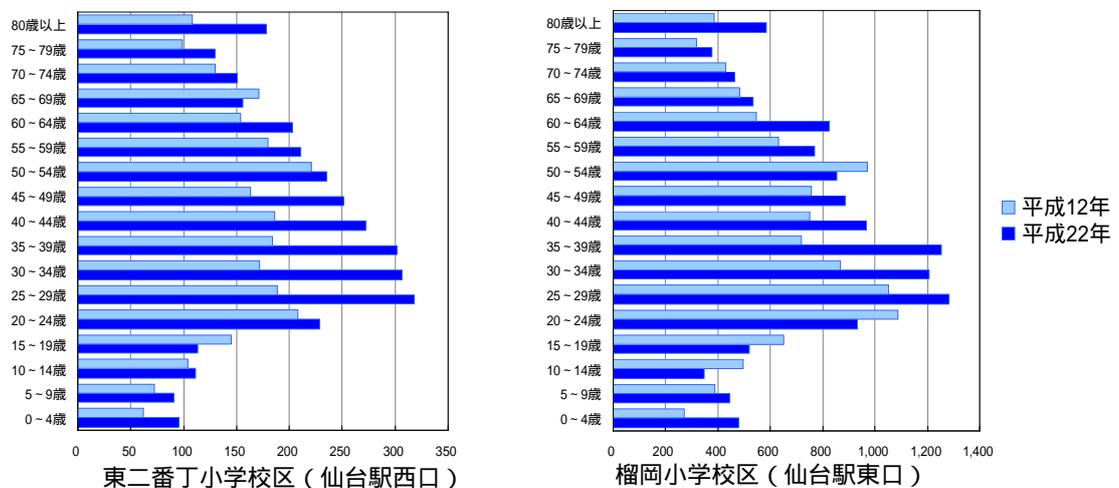


図 6.2-2 年代別人口

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/shimin/ti-katsudou/jyouhou/index.html>）

表 6.2-7 世帯と高齢化の状況（平成 22 年 6 月現在）

	東二番丁小学校区			榴岡小学校区		
	当該地区	青葉区	仙台市	当該地区	宮城野区	仙台市
世帯数	1,870	133,126	449,755	6,929	84,594	453,977
構成員数	1.79	2.05	2.25	1.84	2.23	2.23
65歳以上人口	615	53,513	196,665	1,959	30,943	196,665
うち75歳以上人口	308	26,311	91,702	961	14,326	95,847
高齢化率	18.3%	19.6%	19.5%	15.4%	16.9%	19.4%

出典：地域情報ファイル（仙台市 HP：<http://www.city.sendai.jp/shimin/ti-katsudou/jyouhou/index.html>）

(2) 産業

ア. 産業分類別就業者数

仙台市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表 6.2-8に示すとおりである。

仙台市の平成 17 年における全就業者数は 454,105 人で、第一次産業 5,100 人(1.12%)、第二次産業 70,727 人(15.58%)、第三次産業 359,967 人(79.27%)、他に分類されない公務 18,311 人(4.03%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は 1%程度である。また、平成 12 年からの就業者の割合の推移をみると、第一次・第二次産業が減少し、第三次産業が増加している。第一次～第三次産業の産業分類別の推移においても、就業者数が増加しているのは、第三次産業の不動産業(増加率 12.0%)、運輸・通信業(増加率 21.8%)のみで、第二次産業の鉱業は -56.4%と大きく減少している。

表 6.2-8 産業分類別就業者数及び産業分類構成比

産業分類(大分類)		平成 17 年		平成 12 年		増加率(%) ()
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
第一次産業	農林漁業	5,100	1.12	5,612	1.18	-9.1
	鉱業	58	0.01	133	0.03	-56.4
第二次産業	建設業	41,282	9.09	49,457	10.44	-16.5
	製造業	29,387	6.47	35,833	7.57	-18.0
	小計	70,727	15.58	85,423	18.03	-17.2
	卸売・小売業・飲食店	140,171	30.87	147,961	31.24	-5.3
第三次産業	金融・保険業	14,286	3.15	16,299	3.44	-12.4
	不動産業	8,940	1.97	7,980	1.68	12.0
	運輸・通信業	41,034	9.04	33,688	7.11	21.8
	電気・ガス・熱供給・水道業	3,424	0.75	4,027	0.85	-15.0
	サービス業	152,112	33.50	154,214	32.56	-1.4
	小計	359,967	79.27	364,169	76.88	-1.2
	公務	18,311	4.03	18,464	3.90	-0.8
合計	454,105	100.00	473,668	100.00	-4.1	

：(増加率) = (平成 17 年就業者数 - 平成 12 年就業者数) / (平成 12 年就業者数)

出典：「仙台市統計書」(平成 19 年版,平成 15 年版 仙台市)

イ．農業

仙台市の農家人口・農家数の推移は表 6.2-9に、経営耕地面積別農家数の推移は表 6.2-10に示すとおりである。

仙台市の平成 17 年における農家人口は 21,517 人、総農家数は 3,668 戸、そのうち専業農家 531 戸(14.5%)、第一種兼業農家 545 戸(14.9%)、第二種兼業農家 2,592 戸(70.7%)となっている。

平成 7 年からの推移をみると、農家数(専業)は増加傾向にあり、農家人口、農家数(兼業)は減少傾向にある。

また、経営耕地面積別農家数の推移を見ると、3ha 未満の農家は減少し、5ha 以上の農家は増加している。平成 17 年の 5ha 以上の農家数は 125 戸と、平成 7 年(92 戸)に比して 1.3 倍以上増加している。

表 6.2-9 農家人口・農家数の推移

年次	農家人口 (人)	農家数(戸)			
		総数	専業	兼業	
				第一種	第二種
平成 7 年	30,452	5,962	492	869	4,601
平成 12 年	26,898	4,322	497	490	3,335
平成 17 年	21,517	3,668	531	545	2,592

出典：「仙台市統計書」(平成 19 年版 仙台市)
「総合統計情報提供システム」(平成 20 年 宮城県統計課)

表 6.2-10 経営耕地面積別農家数の推移

単位:戸

年次	0.5ha 未満	0.5～1ha	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5ha 以上
H7	1,912	1,535	1,554	572	297	92
H12	1,766	1,322	1,334	533	299	87
H17	589	1,049	1,156	461	288	125

出典：「仙台市統計書」(平成 19 年版 仙台市)

ウ．製造業

仙台市の従業者 4 人以上の事業所の事業所数，従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 6.2-11 に，平成 21 年における業種別(中分類)の事業所数・従業者数及び製造品出荷額等は表 6.2-12 に示すとおりである。

平成 21 年における仙台市全域の事業所数は 574 所，従業者数 17,825 人，製造品出荷額等約 4,982 億円となっている。平成 17 年からの推移を見ると，平成 21 年の事業所数，従業者数は平成 17 年から減少しており，製造品出荷額等も減少傾向にある。

業種別(中分類)にみると，事業所数では印刷・同関連産業が仙台市全体及び計画地が位置する宮城野区，青葉区ともに最も多く，従業者数では仙台市全体及び計画地が位置する宮城野区，青葉区とも食品製造業が最も多い。製造品出荷額では仙台市全体で印刷・同関連産業が最も多く，次いで鉄鋼業，食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業の順となっている。

表 6.2-11 事業所・従業者数及び製造品出荷額等の推移（4 人以上の事業所）

年次	事業所(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
平成 17 年	676	18,383	84,663,445
平成 18 年	615	18,213	99,658,554
平成 19 年	662	19,217	55,326,898
平成 20 年	649	18,239	57,454,828
平成 21 年	574	17,825	49,816,757

出典：「仙台市統計書」（平成 23 年版 仙台市）

表 6.2-12 業種別(中分類)事業所数・従業者数及び製造品出荷額等（平成 21 年）

業種	事業所(所)			従業者数(人)			製造品出荷額等(万円)		
	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区
食料品製造業	101	29	21	4,698	1,800	731	7,197,467	3,466,050	671,964
飲料・たばこ・飼料製造業	10	2	3	410	177	102	6,389,044	x	581,318
繊維工業	27	6	5	379	132	50	91,520	12,220	200
木材・木製品製造業(家具を除く)	4	—	1	28	—	6	23,071	—	x
家具・装備品製造業	26	12	3	347	258	21	410,554	357,245	7,800
パルプ・紙・紙加工品製造業	19	9	—	267	152	—	223,327	155,160	—
印刷・同関連業	153	40	38	4,222	1,517	583	9,646,258	3,684,088	847,516
化学工業	9	5	2	449	53	176	1,128,113	361,346	x
石油製品・石炭製品製造業	3	2	—	377	365	—	136,907	x	—
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	17	5	1	197	71	10	234,360	80,689	x
ゴム製品製造業	2	1	—	188	168	—	x	x	—
なめし革・同製品・毛皮製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石製品製造業	23	9	3	728	85	53	1,001,198	193,162	86,060
鉄鋼業	12	9	—	722	688	—	8,256,589	8,182,288	—
非鉄金属製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金属製品製造業	64	25	4	1,041	572	44	2,407,505	2,117,390	61,154
はん用機械器具製造業	9	6	1	239	176	37	194,385	115,938	x
生産用機械器具製造業	18	2	—	292	19	—	383,930	x	—
業務用機械器具製造業	7	2	1	122	23	21	136,080	x	x
電子部品・デバイス・電子回路製造業	7	—	1	1,274	—	10	1,598,351	—	—
電気機械器具製造業	18	7	2	817	281	336	1,856,751	545,391	x
情報通信機械器具製造業	1	—	—	450	—	—	x	—	—
輸送用機械器具製造業	6	5	1	143	128	15	220,240	209,140	x
その他の製造業	38	12	7	435	80	201	550,021	73,158	291,640
計	574	188	94	17,825	6,745	2,396	43,237,529	25,430,909	4,086,634

：x は，発表にさしつかえのあるもの。

出典：「仙台市統計書」（平成 23 年版 仙台市）

エ．商業

仙台市の卸売業・小売業の商店数，従業者数及び年間商品販売額の推移は，表 6.2-13に示すとおりである。

平成 19 年において，仙台市全域で商店数 12,757 店，計画地が位置する宮城野区で 2,398 店及び青葉区で 4,575 店，従業者数は仙台市全域で 124,725 人，宮城野区で 26,338 人，青葉区で 42,641 人，年間商品販売額は仙台市全域で約 8 兆 1,912 億円，宮城野区で約 1 兆 6,190 億円，青葉区で約 3 兆 9,702 億円となっている。

平成 11 年からの推移をみると，商店数は継続的に減少している。従業員数，年間商品販売額は平成 16 年まで減少していたが，平成 19 年は増加に転じている。

表 6.2-13 卸売業・小売業の商店数・従業者数等の推移

年次	商店数(店)			従業者数(人)			年間商品販売額 (百万円)		
	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区	仙台市	宮城野区	青葉区
平成 11 年	15,425	3,070	5,650	144,036	29,262	52,987	9,844,593	1,745,947	5,151,190
平成 14 年	14,064	2,739	5,017	129,100	26,153	44,830	8,471,472	1,582,223	4,265,478
平成 16 年	13,650	2,575	4,949	122,673	25,008	42,260	7,836,820	1,502,340	3,591,749
平成 19 年	12,757	2,398	4,575	124,725	26,338	42,641	8,191,165	1,618,971	3,970,249

出典：「商業統計調査」（平成 19 年,16 年,14 年,11 年 宮城県）

6.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移は表 6.2-14に示すとおりである。仙台市の総面積は 78,354ha であり、平成 19 年の地目別面積は森林が 45,335ha(58%)と最も多く、次いで宅地 12,062ha(15%)、工業用地・その他 6,852ha(9%)となっている。平成 15 年からの推移を見ると、宅地は増加傾向にあり、農用地及び水面・河川・水路は減少傾向にある。

計画地及びその周辺の土地利用は、図 6.2-3に示すとおりである。

計画地は、仙台駅構内に位置し、西側に駅舎、東側に駅前広場がある。周辺の主な土地利用は商業地区である。

表 6.2-14 仙台市における地目別面積の推移

単位：ha

年次	宅地	農用地	道路	森林	原野	水面・河川・水路	工業用地・その他	合計
H15	11,390	6,981	4,813	45,267	5	2,611	7,287	78,354
H16	11,549	6,871	4,824	45,338	5	2,599	7,168	78,354
H17	11,818	6,821	4,823	45,347	5	2,596	6,944	78,354
H18	12,067	6,741	4,814	45,325	5	2,587	6,815	78,354
H19	12,062	6,671	4,844	45,335	5	2,585	6,852	78,354

：「宅地」は住宅地・その他の宅地の合計。「農用地」は田・畑・採草牧草地の合計。「道路」は一般道路・農道・林道の合計。

出典：「総合統計情報提供システム」（平成 22 年 宮城県）

(2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積は表 6.2-15に、また、調査範囲の用途地域の指定状況は図 6.2-4に示すとおりである。

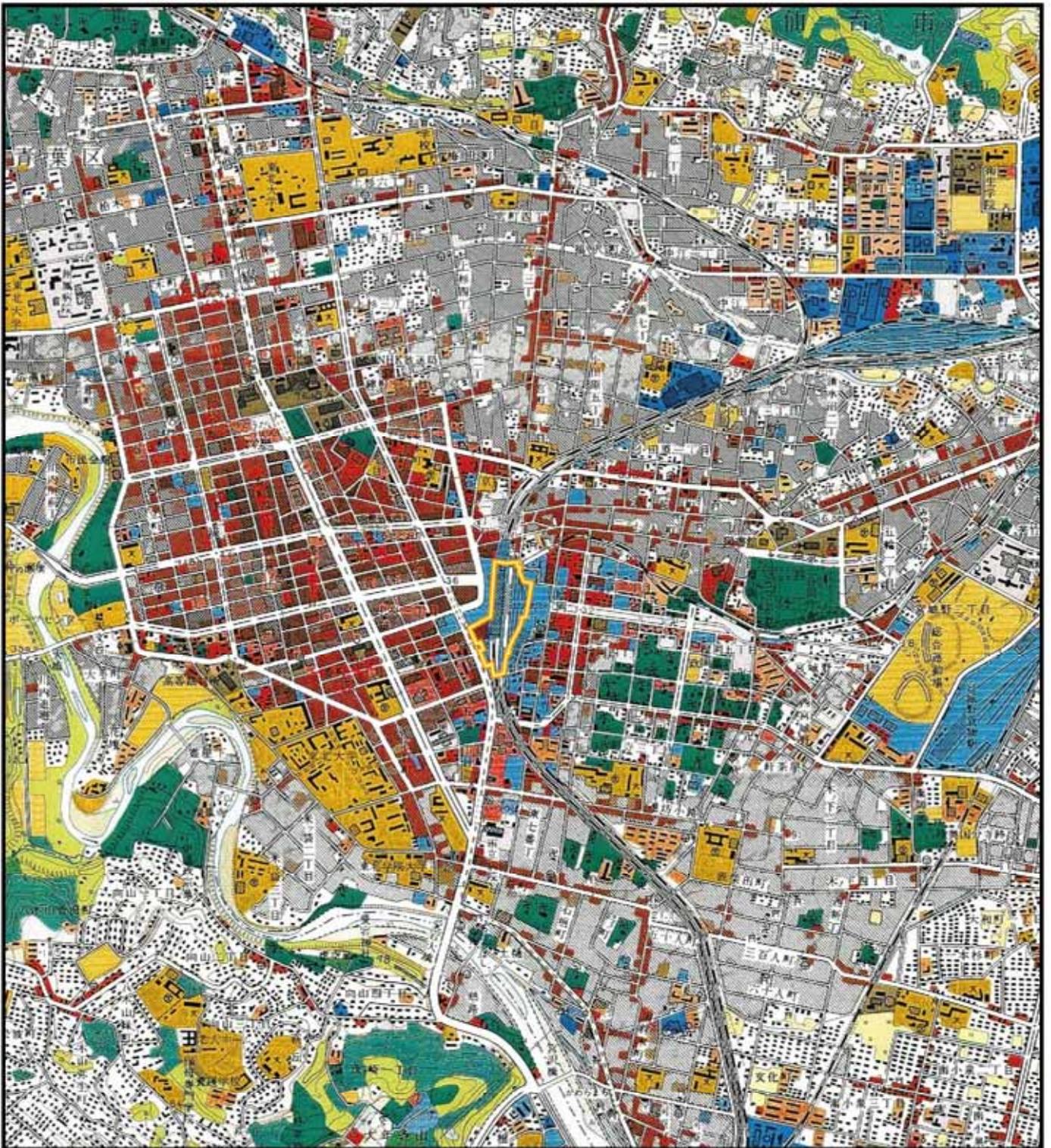
計画地は、商業地域に指定されている。

表 6.2-15 仙台市における都市計画区域面積

平成 22 年 5 月 18 日現在，単位：ha

種別		面積	種別	面積
都市計画区域		44,293	第 2 種住居地域	2,562
市街化調整区域		26,400	準住居地域	64
市街化区域		17,893	近隣商業地域	950
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	5,432	商業地域	937
	第 2 種低層住居専用地域	5.9	準工業地域	1,136
	第 1 種中高層住居専用地域	745	工業地域	418
	第 2 種中高層住居専用地域	1,533	工業専用地域	1,302
	第 1 種住居地域	2,808		

出典：「仙台市の都市計画決定一覧」（平成 22 年 5 月 仙台市都市計画課）
<http://www.city.sendai.jp/toshi/toshikeikaku/plan/810.html>



凡例

- | | | | |
|---|-----------|---|----------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 厚生地区 |
|  | : 一般住宅地区 |  | : 公園緑地 |
|  | : 中高層住宅地区 |  | : 運動競技施設 |
|  | : 商業地区 |  | : 運輸流通施設 |
|  | : 業務地区 |  | : 供給処理施設 |
|  | : 工業地区 |  | : 空地 |
|  | : 公共業務地区 | | |
|  | : 文教地区 | | |

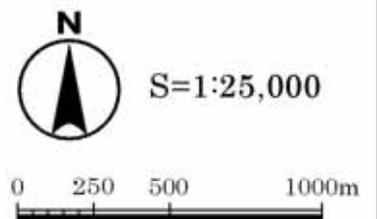
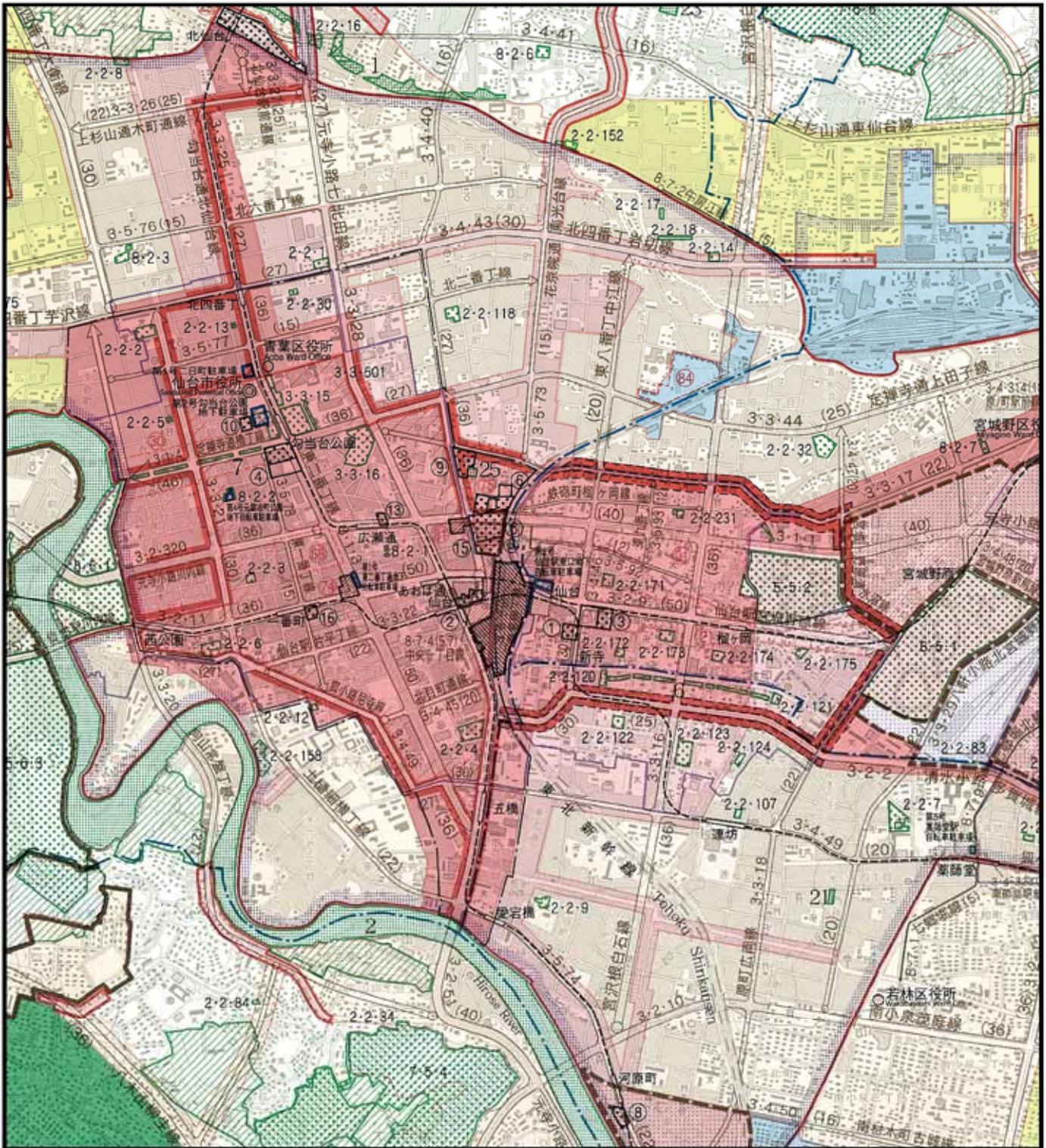


図 6.2-3
土地利用図

出典:「2万5千分の1 土地利用図 仙台」(平成4年10月 国土地理院)



凡例 : 対象事業計画地 用途地域 : 第一種低層住居専用地域 : 第二種中高層住居専用地域 : 第一種住居地域 : 第二種住居地域 : 近隣商業地域 : 商業地域 : 工業地域	特別用途地区 : 文教地区 <small>(第二種中高層住居専用地域 / 第二種住居地域)</small> : 大規模集客施設制限地区 <small>(近隣商業地域/商業地域 / 工業地域)</small>	都市施設 : 駅前広場 : 都市計画公園 : 都市計画緑地 : 上記以外の都市施設 <small>(下水道に関する施設を除く)</small>	N S=1:25,000 0 250 500 1000m
	その他の地域地区 : 防火地域 : 準防火地域 : 最低限高度地区 : 都市再生特別地区 : 駐車場整備地区 : 風致地区	その他 : 市街地再開発事業 : 新住宅市街地開発事業 : 地区計画 参考 : 区界 : 駐車場周辺地区	

図 6.2-4
用途地域図

出典「仙台市都市計画概括図」(平成22年6月 仙台市)

(3) 関連開発計画等

調査範囲において、計画、または事業中の土地区画整理事業や市街地再開発事業は、図 6.2-8に示すとおり、土地区画整理事業は仙台駅東第二地区（事業中）の1地区、市街地再開発事業は花京院一丁目第一地区（事業中）、中央南地区（計画）、一番町二丁目四番地区（計画）等がある。

また、本事業の計画地周辺は、仙台駅東西駅前広場の再整備、地下鉄東西線が進行中である。

そのうち、計画地周辺で事業が実施されている仙台駅東第二土地区画整理事業、花京院一丁目第一地区市街地再開発事業について以下に示す。

ア．土地区画整理事業

仙台駅東第二地区

本事業は都市基盤整備（仙台駅東第一地区、新寺小路地区等）の進む「仙台駅東地区」の一部を占める地区条件をふまえ、期待される一体的な都市機能を具備するために、道路・公園等の公共施設の整備改善と市街地環境の更新を行い、健全かつ機能的な市街地形成と宅地の利用増進を図ることを目的としている。

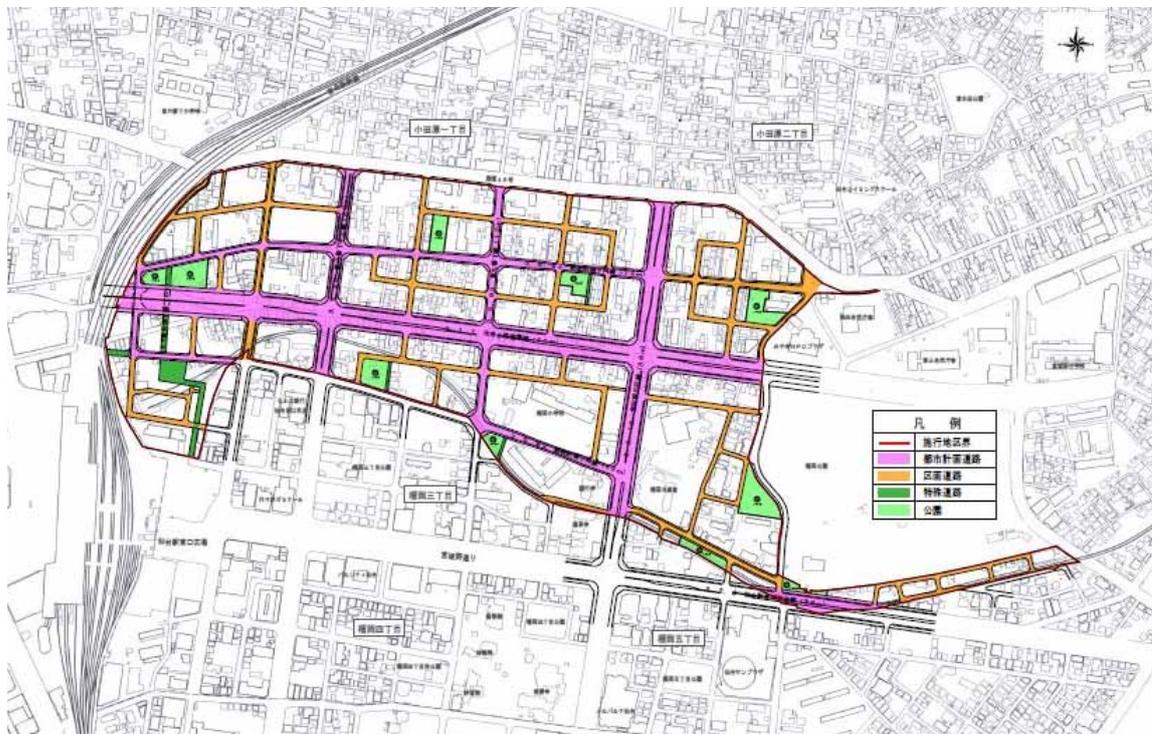


図 6.2-5 土地利用計画図（仙台駅東第二地区土地区画整理事業）

表 6.2-16 仙台駅東第二地区土地区画整理事業の概要

【施工期間】	昭和 63 年～平成 25 年度	【公共施設】	幹線道路 [元寺小路福室線 等] 合計 (延長 4,274.38m, 面積 96,407.19 m ²)
【施行面積】	約 45.3ha	区画道路	合計 (延長 5,652.09m, 面積 47,493.90 m ²)
【総事業費】	791 億円	特殊道路	合計 (延長 220.60m, 面積 1,066.76 m ²)
【計画人口】	4,080 人	公園 [1～10号公園]	合計 (面積 14,990.75 m ²)
【建築物戸数】	1,282 戸		
【要移転戸数】	1,068 戸		

出典：「21世紀都市・仙台のまちづくり 仙台駅東第二土地区画整理事業」

<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/index.html>

イ．市街地再開発事業

花京院一丁目第一地区

本事業は、都市基盤整備や土地の高度利用の促進による地区の一体性、回遊性の向上、杜の都の玄関口に相応しい魅力ある都市景観の創出を目的としている。

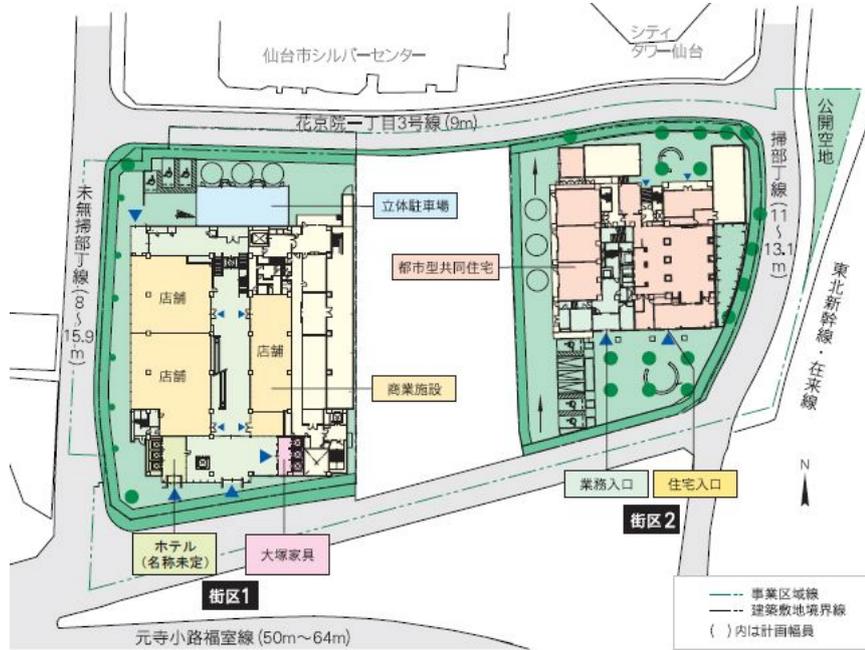


図 6.2-6 事業概要図（花京院一丁目第一地区市街地再開発事業）

表 6.2-17 花京院一丁目第一地区市街地再開発事業の概要

<p>【施行期間】 平成 18 年 3 月 27 日から平成 23 年 3 月</p>	<p>【公共施設】</p> <p>幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元寺小路福室線 (幅員 50 ~ 64m, 延長約 130m) <p>区画道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花京院一丁目 3 号線 (幅員 9m, 延長約 130m) ・掃部丁線 (幅員 11 ~ 13.1m, 延長約 70m) ・未無掃部丁線 (幅員 8 ~ 15.9m, 延長約 80m)
<p>【施行地区面積】 約 0.9ha</p>	
<p>【建築敷地面積】 約 6,600 m²</p>	
<p>【入居テナント等】</p> <p>街区 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル：ホテル モンテ エルマーナ仙台 ・店舗：株式会社 大塚家具 ・駐車場：株式会社 山一地所 <p>街区 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅：住友不動産株式会社 	

出典：「花京院一丁目第一地区第一種市街地再開発事業 事業案内」(平成 20 年 3 月, 花京院一丁目第一地区市街地再開発組合), 等

ウ．道路整備

仙台駅周辺の市街地整備事業（仙台駅東第二地区土地区画整理事業，花京院一丁目第一地区市街地再開発事業）に併せ，JRを跨線する宮城野橋（通称，X橋）の架け替えを含めた現在2車線で供用されている区間，及び榴岡公園北側の完成区間を挟んだ東側区間において，都市計画道路路元寺小路福室線が整備される予定である。

本区間の6車線化事業により，仙台駅北側の東西，並びに都心部と市域東側地域を結ぶ放射状の幹線道路が整備されることになる。

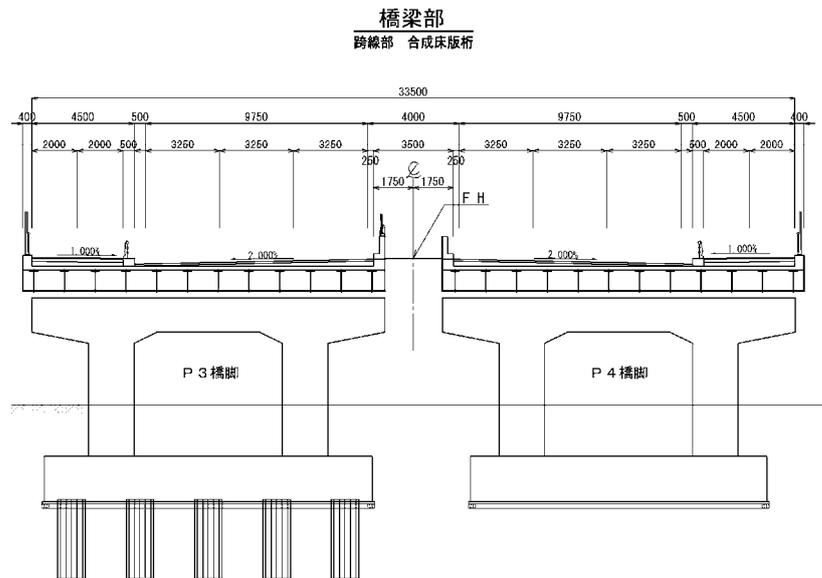


図 6.2-7 標準横断面図（宮城野橋（JR跨線部））

エ．駅前広場

仙台市では、平成 27 年度の地下鉄東西線の整備に合わせ、仙台駅周辺地区における交通結節機能を強化し、東北の玄関口にふさわしい東西一体のまちづくりを推進するため、仙台駅西口および東口駅前広場の再整備方針を取りまとめている。再整備方針の概要は以下のとおりである。

再整備方針の概要

西口駅前広場

- ・バスターミナルの拡張によるバス乗降場の集約化
- ・高速バス乗降場を方面別に集約化
- ・タクシー、自家用車の輻輳の改善
- ・交通機関相互の乗り継ぎ向上

東口駅前広場

- ・観光バス、送迎バスの乗降スペースを東口駅前広場に移設し、十分な乗降スペースを確保。
- ・高速バス乗降場として、中長距離便は待合機能が備わる東口駅前広場に方面別に集約した利用客が分かりやすく、使いやすい配置。

出典：「仙台駅周辺地区交通結節機能の強化について」（仙台市ホームページ）

(4) 自然公園等の指定

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園の指定はいずれもされていない。

6.2.3 社会資本整備等

(1) 交通

ア. 道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-11に示すとおりである。

計画地は仙台駅を中心とした交通結節点となっており、仙台市の玄関口に位置づけられる。

仙台駅には、東北新幹線、東北本線、仙山線及び仙石線の各路線が乗入れており、東西方向には仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線及び仙台市と山形市を結ぶ仙山線が、南北方向には東北新幹線及び東北本線が走っている。さらに、仙台駅を中心として南北に泉中央と富沢を結ぶ仙台市営地下鉄南北線が走っている。

また、仙台駅西口駅前広場には、仙台市交通局や宮城交通等が発着するバスプールがあり、東口駅前広場には、主に高速バスが発着するバスプールがある。

計画地周辺の道路は、東口においては仙台駅東口駅前広場を経て、東西方向に都市計画道路 仙台駅宮城野原線（通称イーグルロード）に接し、西口においては、仙台駅西口駅前広場、都市計画道路元寺小路郡山線、及び都市計画道路仙台駅片平線と接している。

平成 27 年度には、南西部の八木山動物公園付近から都心部の仙台駅付近を経て、仙台東部道路の東インターチェンジ付近に至る延長約 13.9 kmの地下鉄東西線が開業する予定となっている。東西線は、（仮称）動物公園駅～（仮称）荒井駅間に 13 の駅が設置される計画となっており、計画地においては、地下鉄東西線仙台駅が新たに設置される予定になっている。



図 6.2-9 地下鉄東西線ルート

出典：地下鉄東西線なんでもサイト（仙台市交通局）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/touzaisenchousei/gaiyou/index.html>

イ．交通量
（鉄道）

仙台駅における乗車人数は、表 6.2-18及び図 6.2-10に示すように、JR線で1日約7万8千人前後、うち東北新幹線は約2万2千人前後で推移している。地下鉄南北線仙台駅では、平成12年度で約1,390万人、平成22年度で約1,240万人の乗車人数となっている。

表 6.2-18 仙台駅の乗車人数の推移

路線	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
JR 注1)	78,195	76,649	76,309	76,001	75,886	76,723	76,162	78,915	78,839	77,146
(うち新幹線)	(22,474)	(22,385)	(22,555)	(21,979)	(22,213)	(22,496)	(22,831)	(23,614)	(22,944)	(21,648)
地下鉄南北線 注2)	13,854,717	13,780,693	13,239,879	12,972,611	13,138,496	13,349,194	13,168,664	12,937,454	12,809,426	12,433,646

注1)1日平均乗車人数
注2)年間乗車人数

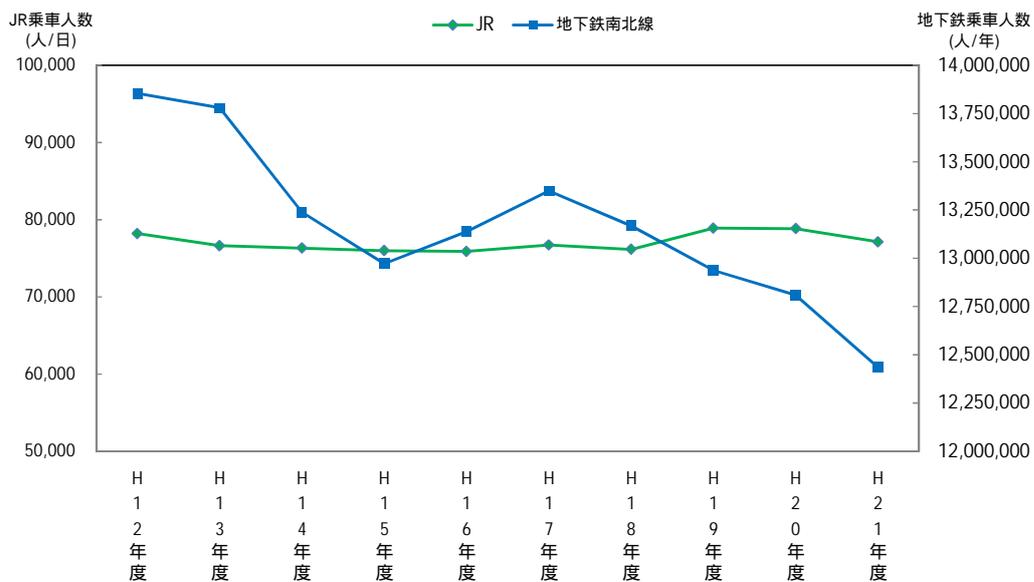


図 6.2-10 仙台駅の乗車人数の推移
出典：仙台市統計書（平成17年版，平成22年版）

(道路)

計画地付近の自動車交通量の調査地点は図 6.2-12に、平成 20 年の交通量調査結果は表 6.2-19 に示すとおりである。

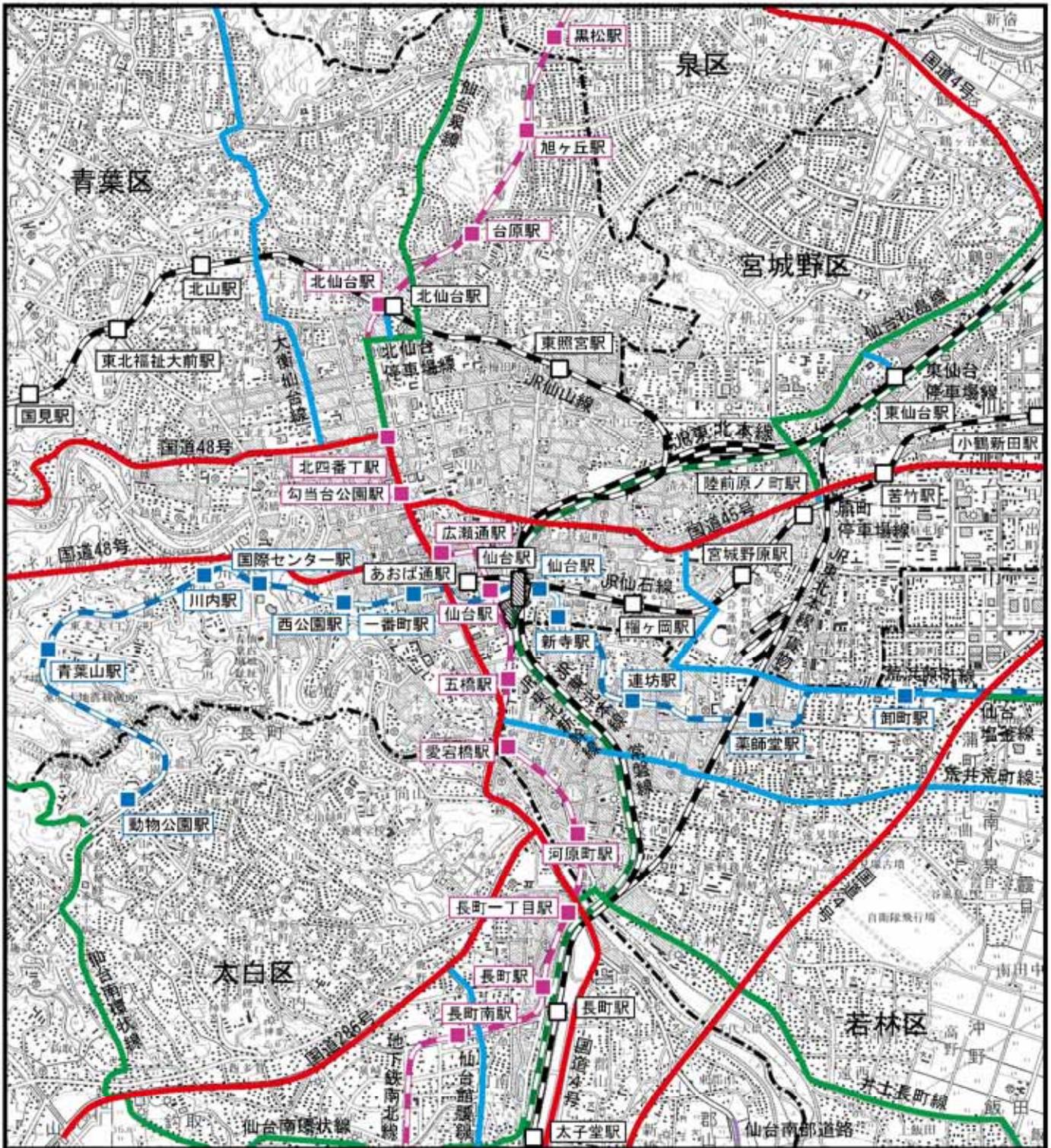
仙台駅東口(No.1)の交通量は、平日 12 時間交通量で約 12,000 台、榴岡二丁目(No.2)では、約 18,000 台、仙台駅西口の仙台駅前(No.9)で約 25,000 台、バスプール前(No.12)で約 37,000 台となっている。

平成 17 年の交通量に対して平成 20 年の交通量が増加したのは新寺三丁目交差点(No.3)のみであり、その他の交差点においては、交通量は減少している。

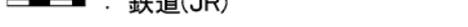
表 6.2-19 自動車交通量調査結果(平成 20 年、平日)

No.	交差点 名称	12 時間交通量(台)						12 時間 交通量伸率
		二輪車	小型 貨物車	乗用車	大型 貨物車	バス	自動車類 計	H20/H17
1	仙台駅東口 (ロータリー前)	887	1,634	9,639	410	263	11,946	0.85
2	榴岡二丁目	884	2,656	14,324	709	290	17,979	0.89
3	新寺三丁目	1,302	6,566	24,956	3,420	486	35,428	1.04
4	宮町一丁目	1,351	5,710	23,292	1,749	963	31,714	0.91
5	花京院	1,526	5,680	25,708	1,958	1,147	34,493	(H17 未観測)
6	錦町公園前	5,195	12,243	65,291	3,853	1,507	82,894	0.97
7	宮城野橋	2,039	4,833	23,838	1,405	1,252	31,328	0.90
8	本町二丁目	3,814	9,368	49,404	2,658	4,161	65,591	0.94
9	仙台駅前	955	2,416	19,107	490	2,978	24,991	0.91
10	中央一丁目	2,086	5,064	29,719	1,692	5,007	41,482	0.96
11	中央三丁目	3,326	8,098	44,988	1,897	4,088	59,071	0.90
12	バスプール前	2,127	5,206	25,792	1,932	3,574	36,504	0.91
13	五橋一丁目	2,145	7,233	30,100	3,125	2,059	42,517	0.95

出典：「仙台市 交差点交通量調査」(平成 20 年 9 月 仙台市)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 国道
-  : 県道
-  : 主要地方道
-  : 有料道路
-  : 鉄道(新幹線)
-  : 鉄道(JR)
-  : 鉄道(仙台市営地下鉄南北線)
-  : 鉄道(仙台市営地下鉄東西線(施工中))

(地下鉄東西線の駅名は仮称)



S=1:50,000

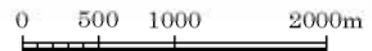
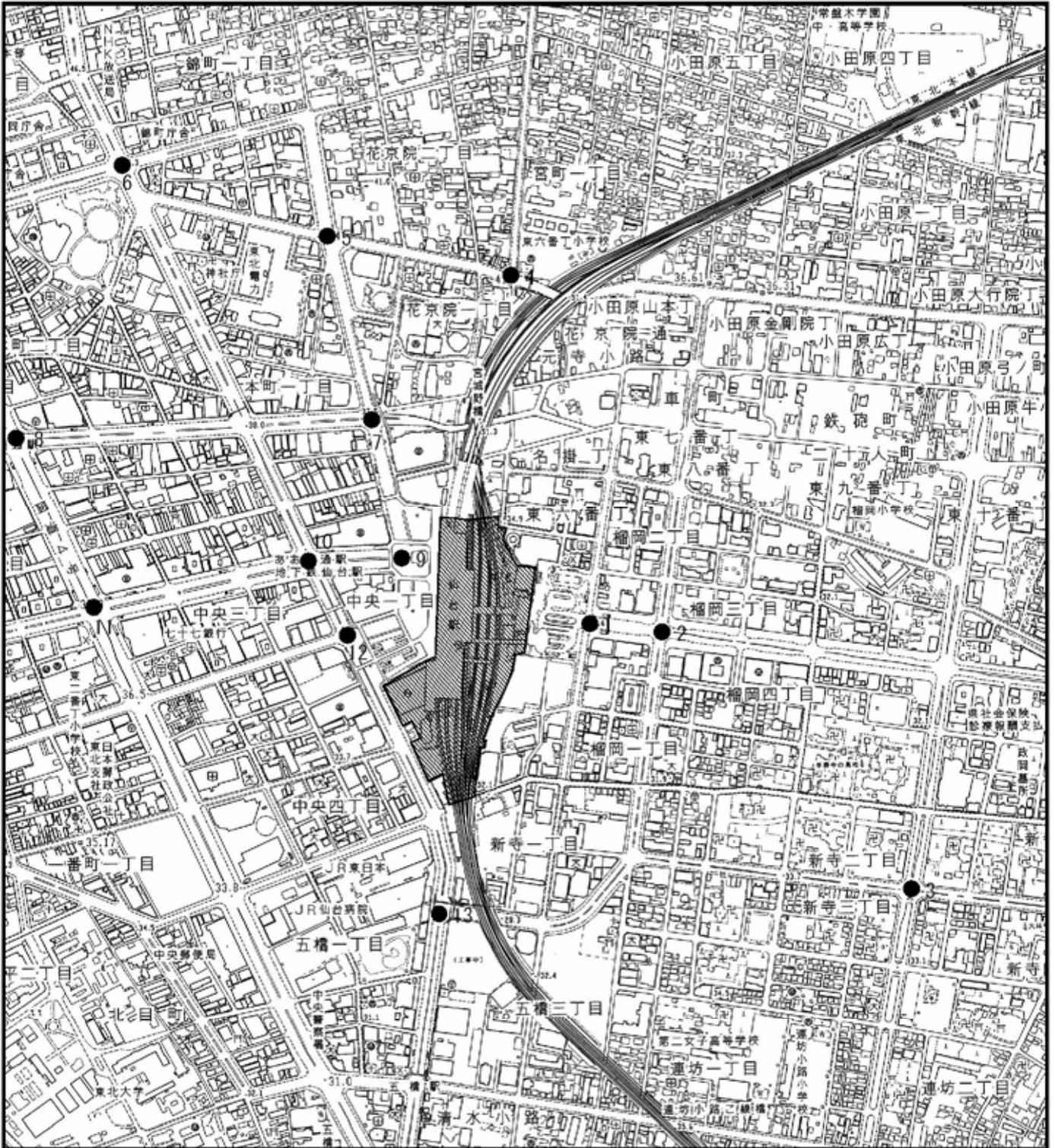


図 6.2-11
交通網図



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 交通量調査地点(1~13)



S=1:10,000



出典:「仙台市 交差点交通量調査」
 (平成20年9月 仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課)
http://www.city.sendai.jp/toshi/kotsukeikaku/kotsuryo/index_k.html

図 6.2-12
 交通量調査地点

(2) 上水道

仙台市の上水道の配水区域を図 6.2-13、配水系統図を図 6.2-14に、水道施設状況及び水道普及状況の推移を表 6.2-20及び表 6.2-21に示す。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成 21 年度の水道普及率は 99.4%であり、普及率の推移を見ると横ばい傾向にある。

調査範囲は全域給水区域になっており、主に、「釜房ダム」を取水源とし「茂庭浄水場」から配水されている。

また、現在、計画地周辺において、3 箇所の井戸から水利用がなされている。

表 6.2-20 水道施設状況（平成 19 年度）

項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口又は 確認時給水人口(人)	給水人口 (人)
上水道	1	1,124,000	1,007,085
簡易水道	0	0	0
専用水道	14	2,332	427
合計	15	1,126,332	1,007,512
行政区画内総人口(人)		1,013,638	
普及率(%) ()		99.4	

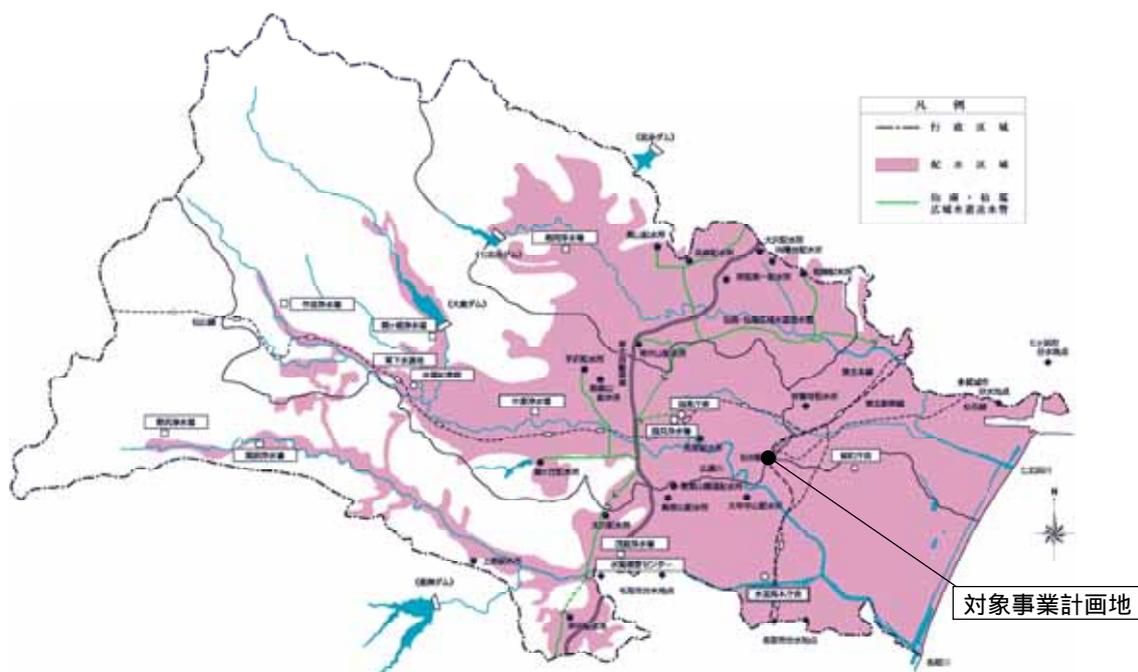
: (普及率) = (給水人口) / (行政区画内総人口)

出典：「宮城県の水道」（平成 22 年 5 月 宮城県）

表 6.2-21 水道普及状況の推移

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成 17 年度	437,825	1,005,000	99.3
平成 18 年度	442,662	1,007,827	99.4
平成 19 年度	447,725	1,010,418	99.4
平成 20 年度	452,659	1,013,390	99.4
平成 21 年度	457,179	1,017,407	99.4

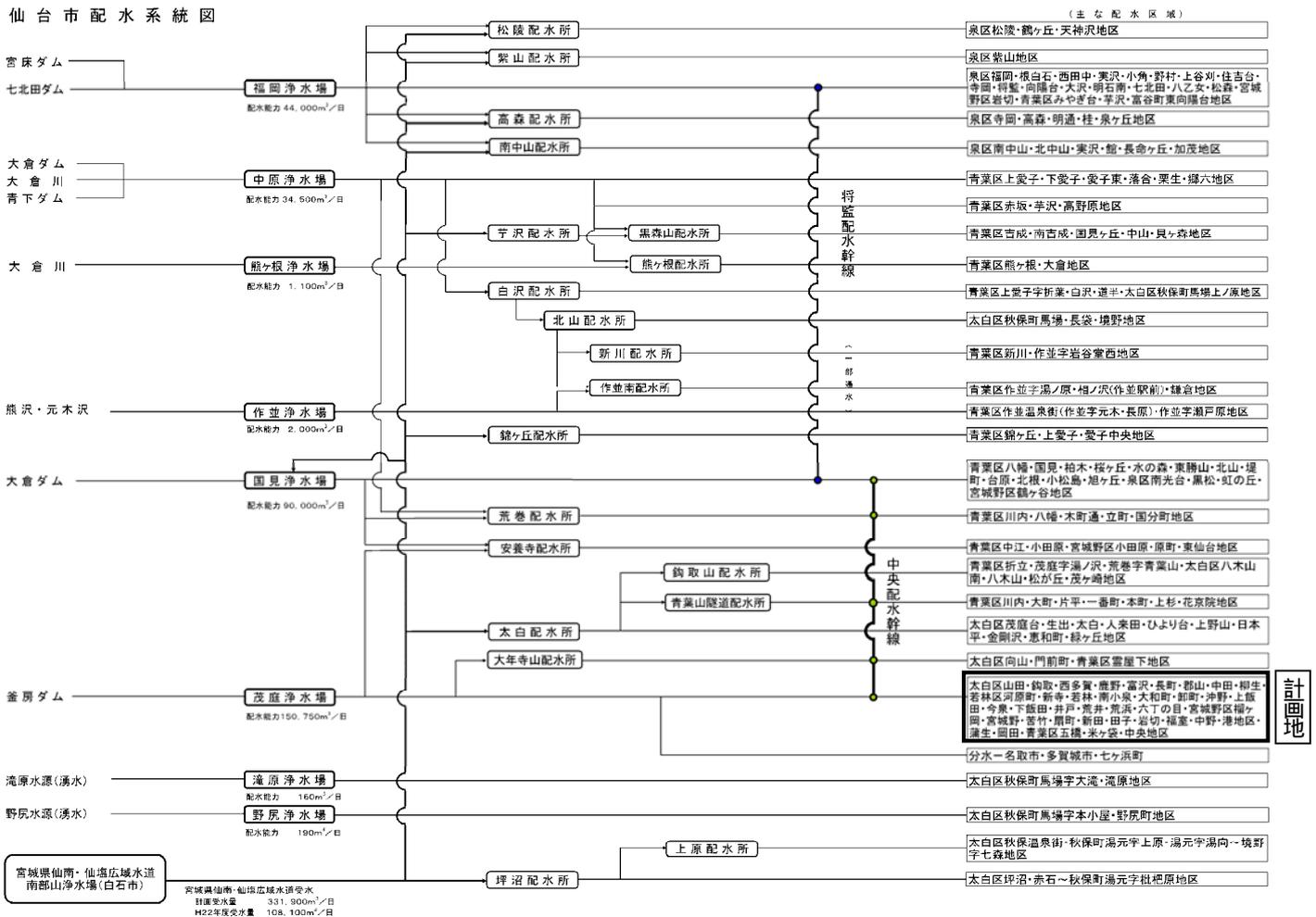
出典：「仙台市統計書」（平成 22 年版 仙台市）



出典：「平成 22 年度事業概要」（平成 22 年，仙台市水道局）

図 6.2-13 配水区域図

仙台市配水系統図



出典：「平成 22 年度事業概要」（平成 22 年，仙台市水道局）

図 6.2-14 配水系統図

(3) 下水道

仙台市の下水道普及率は表 6.2-22 に示すとおりである。

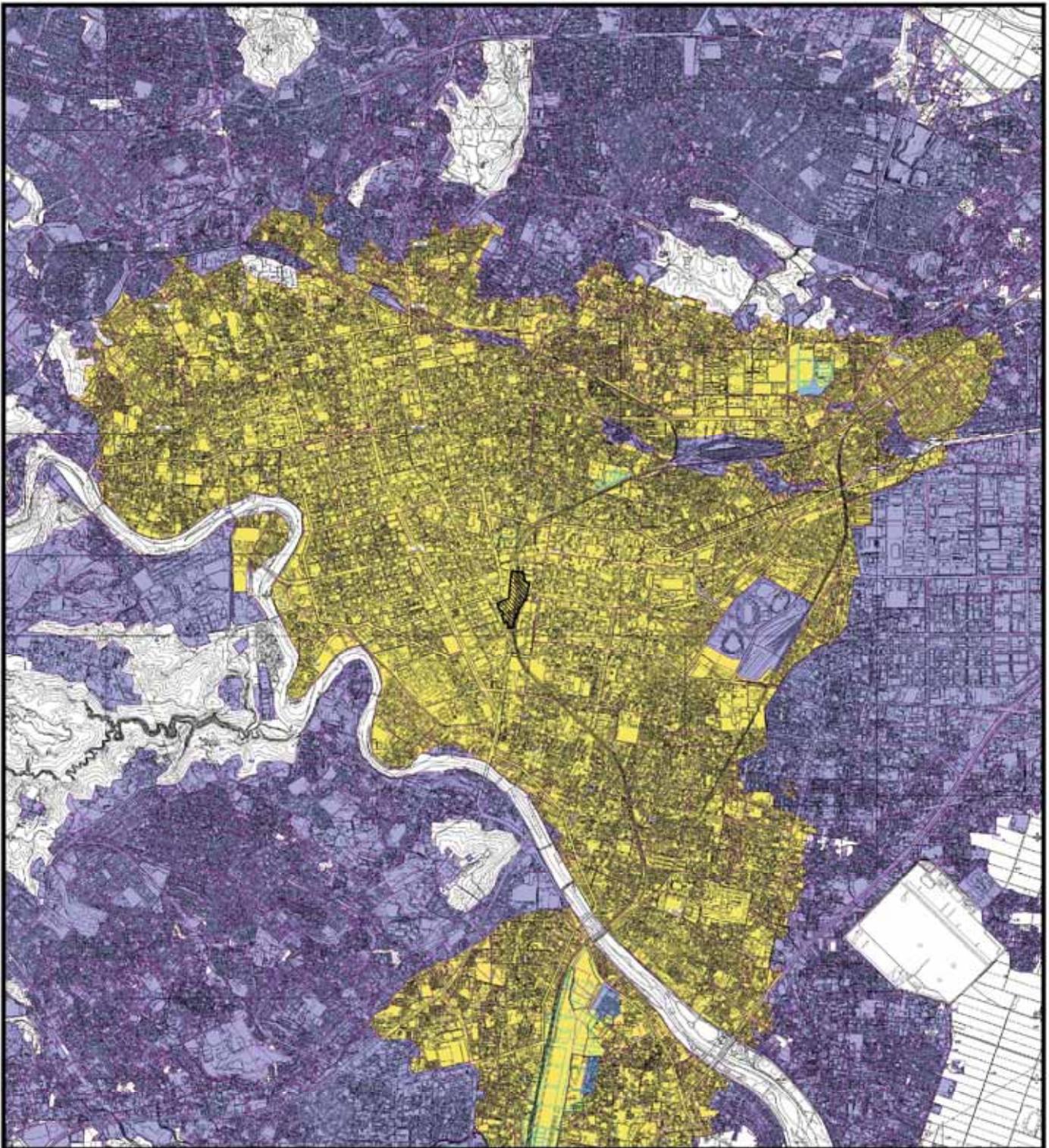
仙台市では平成 21 年度の下水道普及率は 99.3% であり、普及率の推移を見ると増加傾向にある。計画地において、下水道は整備されている。

表 6.2-22 下水道普及率等

年次	行政区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	下水道普及率 (%)	処理量 (m ³ /日)
平成 17 年度	1,008,529	996,272	98.8	403,978
平成 18 年度	1,011,127	1,000,016	98.9	431,050
平成 19 年度	1,013,638	1,003,999	99.0	405,796
平成 20 年度	1,016,506	1,007,810	99.1	413,676
平成 21 年度	1,020,319	1,012,722	99.3	400,024

出典：「仙台市統計書」（平成 21 年版，平成 22 年版 仙台市）

下水道処理区域は図 6.2-15 のとおりであり、計画地は合流式処理区域となっている。また、下水道計画（雨水・汚水）は図 6.2-16 及び図 6.2-17 のとおりであり、計画地は「南蒲生処理区合流区域」にあたる。

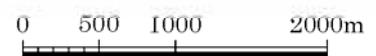


凡 例

-  : 対象事業計画地
-  : 合流式処理区域
-  : 分流式処理区域

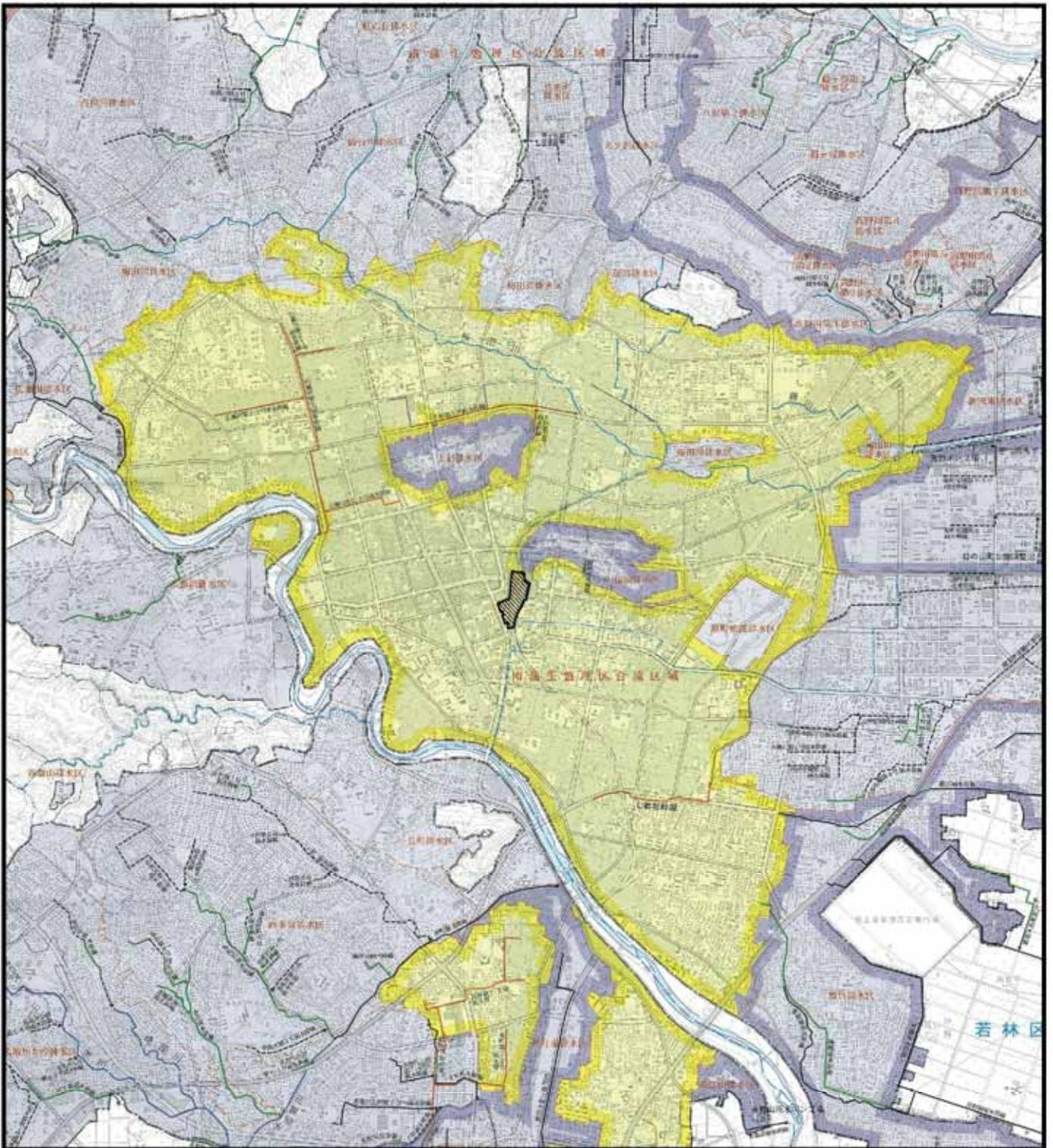


S=1:50,000



出典：「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」
http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/top.asp
 ※下水道処理区域は平成20年3月現在のデータ

図 6.2-15
 下水道処理区域



凡例

▨ : 対象事業計画地

--- : 認可区域界

— : 分区・排水区界

■ : 南蒲生処理区合流区域 (降雨確率10年)

■ : 南蒲生処理区分流区域 (降雨確率10年)

■ : 南蒲生処理区分流区域 (降雨確率4年)

■ : 宮城処理区域 (降雨確率10年)

■ : 上谷川処理区域 (降雨確率10年)

→ : 計画幹線管渠

10年確率(H21末)

4年確率(H21末) : 既設幹線管渠

計画

既設(H21末) : 合流式下水道改善管渠

計画

Ⓟ : ポンプ場

既設(H21末)

Ⓟ : 平成17年度DID

— : 区界



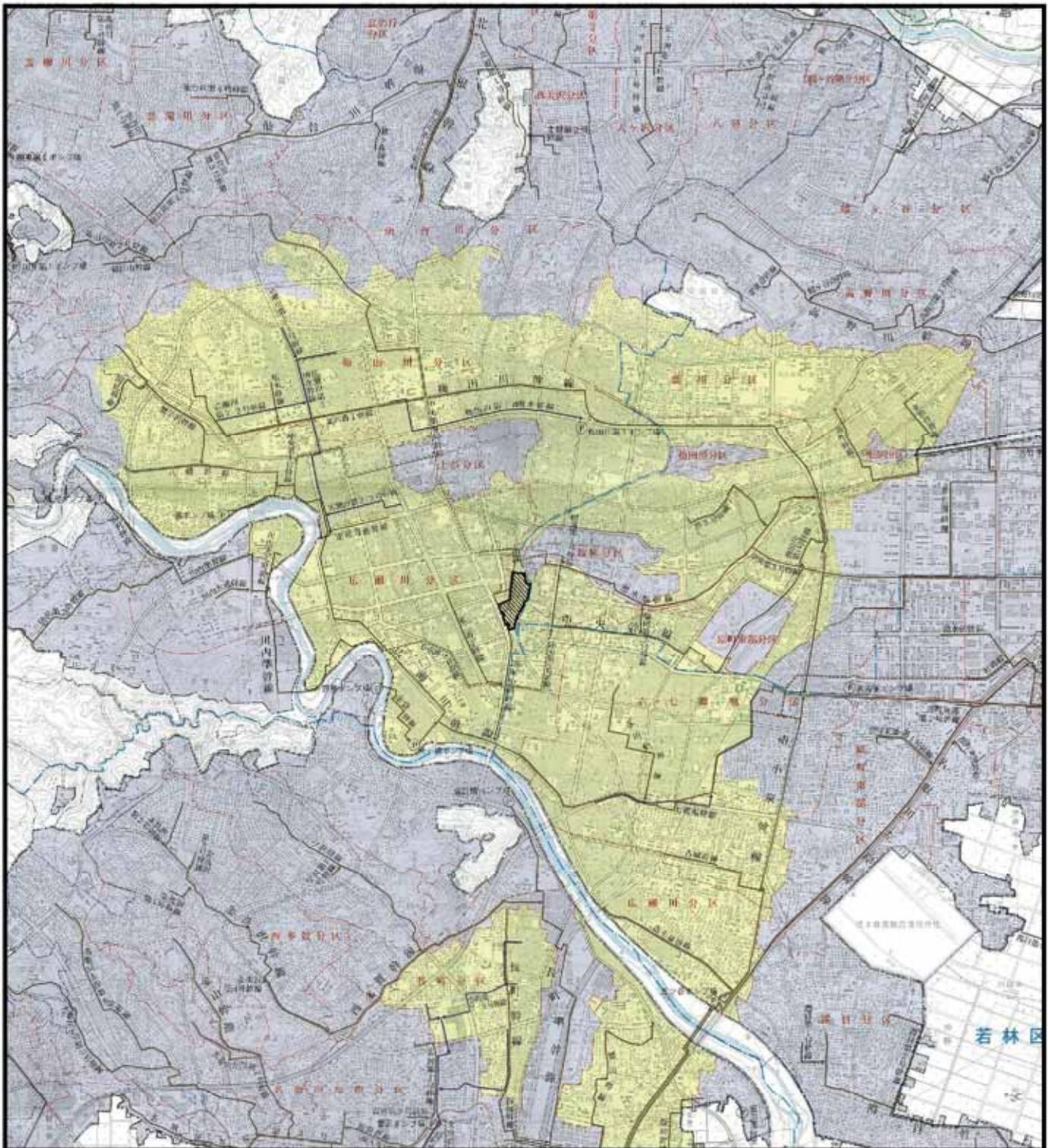
S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-16

公共下水道計画図(雨水)

出典:「仙塩広域都市計画下水道事業 仙台市公共下水道計画図(雨水)」
(平成22年5月 市政情報センター)



凡例

- : 対象事業計画地
- : 認可区域界
- : 分区分排水区界
- : 南蒲生処理区合流区域
- : 南蒲生処理区分流区域
- : 宮城処理区域
- : 仙塩流域関連公共下水道区域
- : 幹線管渠
- : 合流式下水道改善管渠
- : 流域幹線管渠
- : ポンプ場(既設H21末)
- : 流域下水道区域
- : 平成17年度DID
- : 区界



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-17
公共下水道計画図(汚水)

出典:「仙塩広域都市計画下水道事業 仙台市公共下水道計画図(汚水)」
(平成22年5月 市政情報センター)

(4) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち計画地に係る事業は、図 6.2-18及び表 6.2-23に示すとおり「仙塩工業用水事業」、「仙台圏工業用水事業」がある。

「仙塩工業用水事業」は、昭和 36 年 11 月から仙塩地区への給水が開始され、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。また、平成 6 年 4 月からは、仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。

「仙台圏工業用水事業」は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 51 年 10 月から給水を開始している。仙台港背後地のほか、名取市及び利府町の企業にも給水している。

表 6.2-23 工業用水事業の概要

	仙塩工業用水事業	仙台圏工業用水事業
水源	一級河川名取川水系大倉川（大倉ダム）	一級河川名取川水系碁石川（釜房ダム）
取水	広瀬川四ツ谷堰(仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大 100,000 m ³	名取川頭首工(名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大 100,000 m ³
給水能力	一日最大 100,000 m ³	一日最大 100,000 m ³
水質等	(水温)摂氏 1 度～25 度 (濁度)10 度以下 (水素イオン濃度)PH6.0～8.0 (総硬度)120mg/リットル以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・ 富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・ 利府町

出典：「宮城県 HP」

<http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/SenEn/SenEn-Kougyouyou-Suidou1.html>

<http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/Sendaiken/Sendaiken1.html>



出典：「宮城県 HP」 <http://www.pref.miyagi.jp/ko-suidou/area.htm>

図 6.2-18 工業用水事業の概況図

(5) 農業用水

調査範囲では、広瀬川や笹川、梅田川に農業用の堰や揚水機が設置されている。施設概要は表 6.2-24 に、位置図は図 6.2-19 に示すとおりである。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)によると、広瀬川には郡山堰と愛宕堰があり、取水量は郡山堰が $0.161\text{m}^3/\text{秒} \sim 0.180\text{m}^3/\text{秒}$ 、愛宕堰が $6.045\text{m}^3/\text{秒} \sim 7.425\text{m}^3/\text{秒}$ とされている。笹川には苗代揚水機、紅堂揚水機の 2 機があり、取水量は苗代揚水機が $0.010\text{m}^3/\text{秒} \sim 0.015\text{m}^3/\text{秒}$ 、紅堂揚水機が $0.100\text{m}^3/\text{秒}$ とされている。梅田川には杉下堰、荒巻三番堰、荒巻二番堰があり、取水量は杉下堰が $0.200\text{m}^3/\text{秒}$ 、荒巻三番堰が $0.004\text{m}^3/\text{秒} \sim 0.030\text{m}^3/\text{秒}$ 、荒巻二番堰が $0.035\text{m}^3/\text{秒}$ となっている。

表 6.2-24 農業用水取水施設の概要

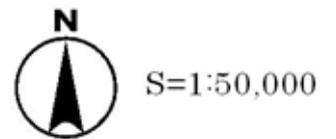
河川名	施設名	所在地	取水量($\text{m}^3/\text{秒}$)		施設所有者	施設管理者
			最大	常時		
広瀬川	郡山堰	根岸	0.1800	0.1610	仙台市	郡山水利組合
広瀬川	愛宕堰	土樋	7.4250	6.0450	仙台市	仙台東土地改良区
笹川	苗代揚水機	富田字八幡東	0.0150	0.0100	富田生産組合	富田生産組合
笹川	紅堂揚水機	鉤取字町	0.1000	0.1000	紅堂水利組合	紅堂水利組合
梅田川	杉下堰	梅田町	0.2000	0.2000	四ッ谷堰協会	四ッ谷堰協会
梅田川	荒巻三番堰	荒巻洞谷	0.0300	0.0040	荒巻水利組合	荒巻水利組合
梅田川	荒巻二番堰	荒巻	0.0350	0.0350	荒巻水利組合	荒巻水利組合

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 堰
-  : 揚水機



出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改定版」
「河川取水施設図」
<http://www.pref.miyagi.jp/nosonshin/kouikisuirityousei/jpeg/02%20yousui/y50023.jpg>
(平成20年3月 宮城県)

図 6.2-19
河川取水施設図

(6) 漁業権

仙台市には2つの漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は表 6.2-25及び表 6.2-26に示すとおりである。

調査範囲では、広瀬川（内共第19号）に第5種共同漁業として、あゆ漁業、こい漁業等の漁業権が設定されている。なお、調査範囲で漁業権が設定されている湖沼はない。

表 6.2-25 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川（1）

組合名	公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	関係地区
		漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場区域		
広瀬名取川漁業協同組合	内共第18号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 にじます漁業 いわな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	仙台市 名取市 柴田郡川崎町地先 名取川 前川 立野川 碓石川(太郎川含む) 北川 穴戸川 本砂金川 小屋の沢川(名乗沢)	次の基線 甲-ア,乙-イ,丙-ウ,丁-エ,戊-オ,己-カ,庚-キ,辛-ク,壬-ケと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 名取川閉上字宮下橋東道路側電柱標柱 基点乙 仙台市太白区秋保町本小屋県道風の堂橋右岸下流橋脚標柱 基点丙 柴田郡川崎町青根前川上流上の原官有地内上の原宮林砂防堰堤右岸標柱 基点丁 柴田郡川崎町大字今宿字田中立野川に架せられたる轟川右岸下流橋脚標柱 基点戊 柴田郡川崎町笹谷北川に架せられたる坂元橋右岸下流橋脚標柱 基点己 柴田郡川崎町柳生太郎川の南北太郎川の合流点右岸標柱 基点庚 仙台市太白区秋保町野尻穴戸沢の上の滝右岸標柱 基点辛 柴田郡川崎町本砂金栃原一本砂金川砂防堰堤右岸標柱 基点壬 柴田郡川崎町名乗小屋の沢川(名乗沢)とブドウ沢合流点右岸標柱 ア 基点甲から27度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸風の堂橋下流橋脚標柱 ウ 基点丙の対岸川上流上の原官林砂防堰堤標柱 エ 基点丁の対岸轟川橋下流橋脚標柱 オ 基点戊の対岸坂元橋下流橋脚標柱 カ 基点己の対岸との交差点標柱 キ 基点庚の対岸上の滝標柱 ク 基点辛の対岸本砂金川砂防堰堤 ケ 基点壬の対岸小屋の沢川(名乗沢)標柱	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市 名取市 川崎町
	内共第19号	第5種共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 にじます漁業 いわな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	仙台市 柴田郡川崎町地先 広瀬川 新川 大倉川 矢沢 横川	次の基線 甲-ア,乙-イ,丙-ウ,丁-エ,戊-オと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区郡山字吹上下広瀬川の名取川合流点右岸標柱 基点乙 仙台市青葉区宮城町作並字宿広瀬川砂防堰堤右岸標柱 基点丙 仙台市青葉区宮城町新川の南沢と北沢の合流点右岸標柱 基点丁 仙台市青葉区宮城町定義大倉川十里平の堰堤(いんくらいん堰堤)右岸標柱 基点戊 仙台市青葉区宮城町後白髪山矢横沢橋右岸下流橋脚標柱 ア 基点甲から100度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸広瀬川砂防堰堤標柱 ウ 基点丙の対岸と交差点標柱 エ 基点丁の対岸十里平堰堤標柱 オ 基点戊の対岸矢横沢橋下流橋脚標柱	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市 名取市 川崎町
	内共第34号	第1種共同漁業	しじみ漁業 えさむし漁業 あさり漁業	仙台市中田町 名取市閉上地先 名取川	次の基線 甲-ア,乙-イと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 名取市閉上字宮下橋東道路側右岸電柱標柱 基点乙 仙台市中田町字袋原の広瀬川と名取川の合流点右岸標柱 ア 基点甲から27度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙から42度の線と対岸との交差点標柱		仙台市 名取市

出典:宮城県資料(宮城県農林水産部)

表 6.2-26 内水面漁業協同組合と漁業権が設定されている河川(2)

組合名	公示番号	免許の内容たるべき事項				制限又は条件	関係地区
		漁業種類	漁業の名称	漁場の位置	漁場区域		
仙台市漁業協同組合	内共第16号	第5種共同漁業	うなぎ漁業	仙台市井土浦地先 井土浦	次の基線 甲-A,乙-Iと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区藤塚字下河原名取川左岸石垣突堤標柱 基点乙 仙台市若林区井土井土浦川右岸貞山堀東側堤防突端 ア 基点甲から147度の線と対岸との交差点 イ 基点乙から28度の線と対岸貞山東側堤防突端	県の指示する増殖事業を実施すること	仙台市
	内共第32号	第1種共同漁業	しじみ漁業 えさむし漁業	仙台市七郷,高砂地先 貞山運河	次の基線 甲-A,乙-Iと河岸線によって囲まれた区域 基点甲 仙台市井土浜と同市荒浜との境界2号堀(新堀)との合流点北岸標柱 基点乙 仙台市七北田川と貞山運河との合流点西側標柱 ア 基点甲の対岸標柱 イ 基点乙の対岸標柱		仙台市七郷高砂

出典:宮城県資料(宮城県農林水産部)

(7) 廃棄物処理施設等

仙台市のごみ排出量の推移は、表 6.2-27に示すとおりである。

仙台市の平成 22 年度におけるごみ排出量は 367,436t、1 人 1 日当たりの排出量は 962g であり、いずれも平成 18 年度と比較して減少している。

処理内訳では、大半が焼却であり、約 1 割が資源化されている。生活ごみは仙台市が委託収集し処理しているが、事業ごみについては排出者の責務とし、自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

なお、調査範囲内に、仙台市の廃棄物処理施設は存在しない。

表 6.2-28及び図 6.2-20に示すとおり、調査範囲内の東端に 3 つの産業廃棄物処理業者(中間処理の許可業者)の処理施設が立地している。

表 6.2-27 ごみ排出量の推移

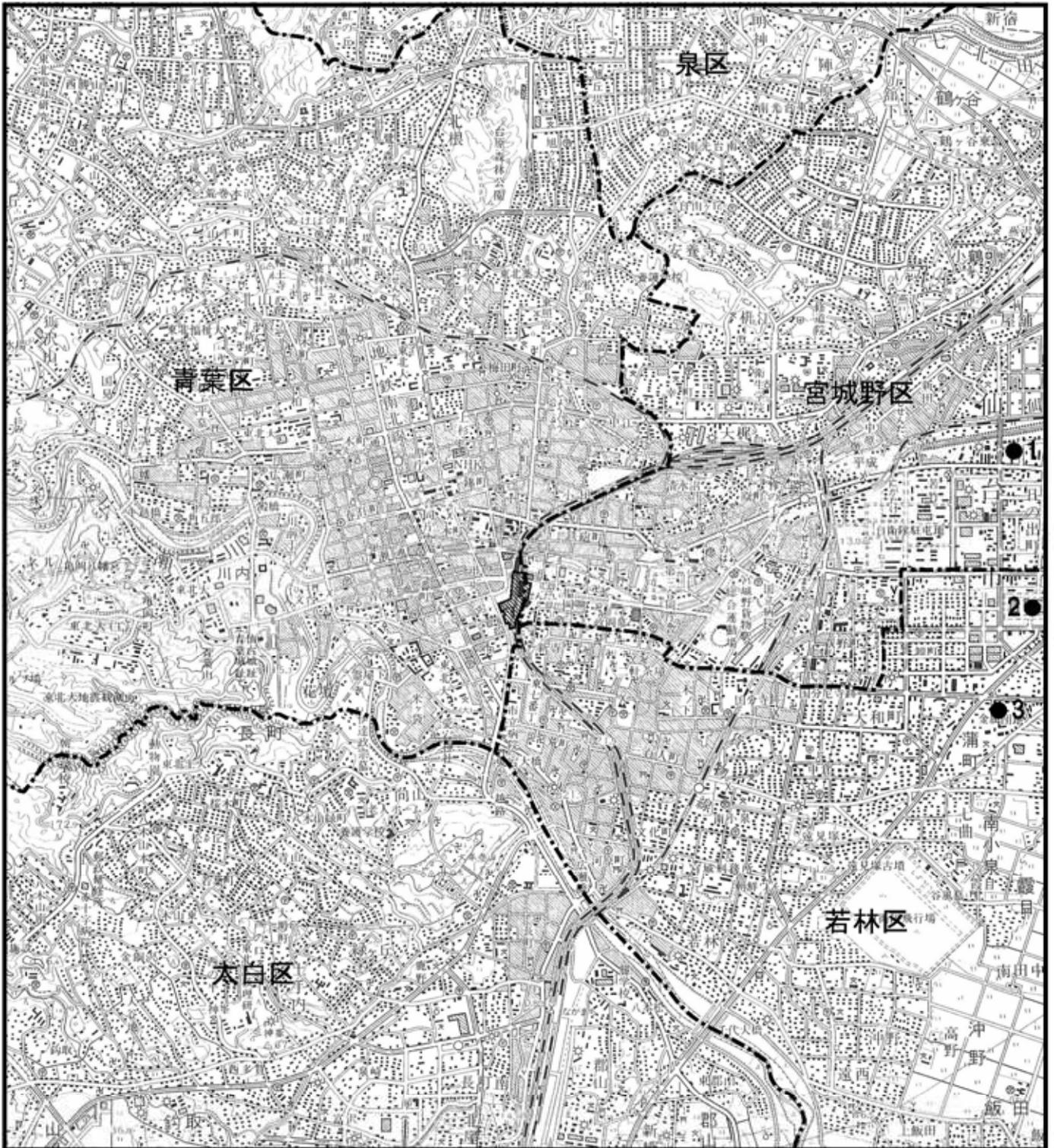
年度		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人口(人)		1,027,329	1,028,775	1,031,163	1,033,515	1,045,903
年間 排出量(t)	生活ごみ	263,157	257,539	247,069	231,519	236,431
	事業ごみ	159,456	151,702	142,700	135,266	131,005
	計()	422,613 (100)	409,241 (97)	389,769 (92)	366,785 (87)	367,436 (87)
1 人 1 日 あたり 排出量 (g)	生活ごみ	702	684	656	614	619
	事業ごみ	425	403	379	359	343
	計()	1,127 (100)	1,087 (96)	1,035 (92)	972 (86)	962 (85)
処理内訳(t)	焼却	380,755	367,817	344,206	316,591	319,136
	埋め立て	6,004	6,169	5,909	5,389	4,819
	資源化	35,854	35,255	39,654	44,808	43,481
	計	422,613	409,241	389,769	366,788	367,436

：()内の数値は平成 18 年度の排出量を 100 としたときの数値
出典：「仙台市環境局事業概要」(平成 23 年度 仙台市環境局)

表 6.2-28 産業廃棄物処理業者

許可業者名	施設の設置場所	処分方法	中間処理できる産業廃棄物の種類()																	優良性適合業者 自動車等破砕物	備考			
			1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸	5 廃アルカリ	6 廃プラスチック	7 紙くず	8 木くず	9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 ゴムくず	12 金属くず	13 ガラス陶磁器	14 鉋さい	15 がれき類	16 動物のふん尿	17 動物の死体			18 ばいじん	19 動物系不要物	20 その他
松田産業(株)	983-0035 仙台市宮城野区 日の出町 1-1-13	中和																					収集 特収	
		破砕																						
(有)仙台福祉 清掃社	984-0015 仙台市若林区 御町 4-3-1 (仙台市中央卸売市場内)	破砕・ 溶融固化																					収集 特収	
		破砕・ 溶融固化																						
		破砕																						
梶原電気(株)	984-0014 仙台市若林区 六丁の目元町 13-16	破砕																					収集	

出典：仙台市産業廃棄物処理業者名簿(平成 22 年 4 月 1 日現在、仙台市環境局)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 施設設置位置(1~3)

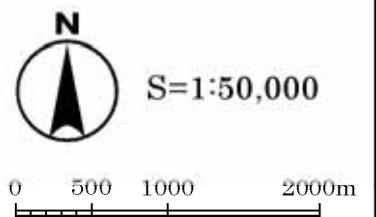


図 6.2-20

産業廃棄物処理許可業者の
施設設置位置

出典:「仙台市産業廃棄物処理業者名簿」(平成22年4月1日現在 仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/haiki-sido/meibo/index.html>

6.2.4 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校，病院，文化施設，社会福祉施設等は，表 6.2-29～表 6.2-32，及び図 6.2-21 に示すとおりである。

住宅の配置の状況は，「3.2.2 土地利用 (1)土地利用状況」に示したように，計画地が位置する商業地域，特に駅西側では商業・業務用途が主であり，住宅としての土地利用は多くない。商業地域外縁の第二種住居地域では一般住宅地区が拡がり，中高層住宅地が点在している。

将来計画は，「3.2.2 土地利用 (3)関連開発計画等」で示したように，計画人口 4,080 人の仙台駅東第二土地区画整理事業，事業の一部として都市型共同住宅がある花京院一丁目第一地区市街地再開発事業がそれぞれ施行中である。

主に考えられる環境への影響は，以下のとおりである。

- ・工事の実施や供用後の施設の稼働による計画地周辺への大気環境等
- ・水環境及び土壌環境，工事用車両や施設への走行・運搬する車両による道路沿線等に立地する施設への大気環境等
- ・施設の存在による電波障害，日照障害，風害及び景観等

表 6.2-29 配慮が必要な施設等(1/4)

学校施設等		
青葉区	27	五橋中学校
1 あそか幼稚園	28	宮城教育大学附属中学校
2 おたまや幼稚園	29	宮城県仙台第二高等学校
3 お人形社幼稚園	30	宮城県工業高等学校
4 聖愛幼稚園	31	宮城県第二工業高等学校
5 聖クリストファ幼稚園	32	常盤木学園高等学校
6 聖ドミニコ学園北仙台幼稚園	33	東北大学片平キャンパス
7 仙台バプテスト教会幼稚園	34	東北大学農学部
8 仙台 YMCA 幼稚園	35	東北大学医学部
9 東二番丁幼稚園	36	東北学院大学
10 みどりの森幼稚園	37	県立視覚支援学校
11 宮城教育大学付属幼稚園	宮城野区	
12 東二番丁小学校	38	さいわい幼稚園
13 木町通小学校	39	清水幼稚園
14 木町通小学校東北大学病院分校	40	東岡幼稚園
15 立町小学校	41	みやぎ幼稚園
16 東六番丁小学校	42	幸町小学校
17 片平丁小学校	43	幸町南小学校
18 上杉山通小学校	44	榴岡小学校
19 通町小学校	45	原町小学校
20 北六番丁小学校	46	栢江小学校
21 小松島小学校	47	幸町中学校
22 宮城教育大学付属小学校	48	東華中学校
23 第二中学校	49	宮城野中学校
24 第二中学校東北大学病院分校	50	仙台図南萩陵高等学校
25 上杉山中学校	51	仙台大志高等学校
26 五条中学校	52	仙台育英学園高等学校

出典：「太白区ガイド」（平成 21 年 4 月 太白区区民部総務課）
「若林区ガイド」（平成 21 年 4 月 若林区区民部区民生活課）
「青葉区ガイド」（平成 21 年 9 月 青葉区区民部区民生活課）
「宮城野区ガイド」（平成 21 年 4 月 宮城野区区民部区民生活課）
青葉区幼稚園一覧（仙台市）
http://www.city.sendai.jp/kenkou/kodomo/hoiku/hoiku_6_aoba.html
宮城県内の医療機関名簿（宮城県保健福祉部医療整備課）
<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>

表 6.2-30 配慮が必要な施設等(2/4)

学校施設等			
若林区		64	南小泉中学校
53	聖和幼稚園	65	聖ウルスラ学院英智中学校
54	聖ウルスラ学院英智幼稚園	66	宮城県仙台第一高等学校
55	古城幼稚園	67	仙台二華中学校・高等学校
56	小さき花幼稚園	68	聖ウルスラ学院英智高等学校
57	エコーノワール幼稚園	69	聖和学園高等学校
58	南材木町小学校	70	仙台青葉学院短期大学
59	荒町小学校	太白区	
60	連坊小路小学校	71	向山小学校
61	南小泉小学校	72	愛宕中学校
62	聖ウルスラ学院英智小学校	73	宮城県仙台南山高等学校
63	八軒中学校		
病院			
青葉区		宮城野区	
1	東北大学病院	12	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター
2	仙台逡信病院	13	財団法人東北予防衛生会青葉病院
3	東北公済病院	14	安田病院
4	仙台厚生病院	15	中嶋病院
5	内科佐藤病院	若林区	
6	J R 仙台病院	16	仙台市立病院
7	東北会病院	17	仙台中央病院
8	宮城中央病院	18	内科河原町病院
9	貝山中央病院		
10	医療法人宏人会 木町病院		
11	仙台中江病院		

出典：「太白区ガイド」（平成 21 年 4 月 太白区民部総務課）
「若林区ガイド」（平成 21 年 4 月 若林区民部民生生活課）
「青葉区ガイド」（平成 21 年 9 月 青葉区民部民生生活課）
「宮城野区ガイド」（平成 21 年 4 月 宮城野区民部民生生活課）
青葉区幼稚園一覧（仙台市）
http://www.city.sendai.jp/kenkou/kodomo/hoiku/hoiku_6_aoba.html
宮城県内の医療機関名簿（宮城県保健福祉部医療整備課）
<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>

表 6.2-31 配慮が必要な施設等(3/4)

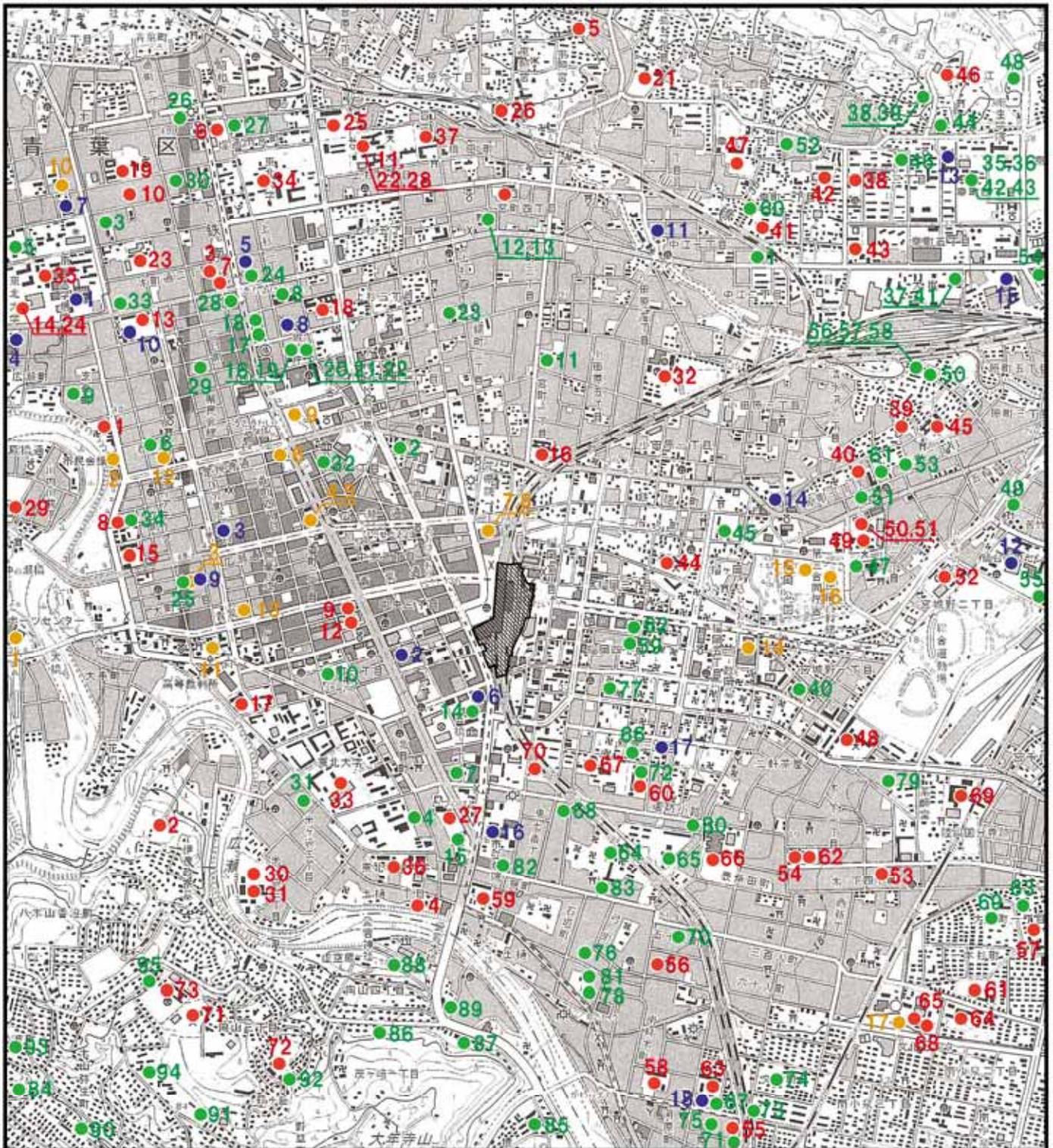
福祉施設等		
青葉区		32 クローバース・ピア本町
1	中江保育園	33 木町通地域包括支援センター
2	青葉保育園	34 西公園ハーモニーデイサービス
3	柏木保育園	宮城野区
4	かたひら保育園	35 第二啓生園
5	ことりの家保育園	36 啓生園
6	春日町マザーズチャイルドセンター	37 宮城野障害者福祉センター
7	愛隣こども園	38 きぼう園
8	さねや・ちるどれんず・ふぁあむ	39 仙台通勤寮
9	支倉保育所	40 ぱれった・けやき
10	デイサービスセンターおてんとさん	41 喫茶ルームぱれった
11	花京院地域包括支援センター	42 宮城県障害者福祉センター
12	デイサービスセンターりらく上杉	43 宮城障害者職業センター
13	宮町デイサービスセンター	44 ふるたいむ
14	ハート五橋	45 ワークスペースぼぼ
15	五橋地域包括支援センター	46 小田原保育園
16	デイサービスセンタードクマサー未広	47 五城保育園
17	デイサービスセンタードクマサー上杉	48 さゆり保育園
18	シルバーハウズドクマサー上杉	49 乳銀杏保育園
19	シルバーハウズドクマサー未広	50 原町すいせん保育所
20	ウェルデイサービスセンター上杉	51 原町老人憩の家
21	すけるん家	52 心彩村 - つむぎ -
22	グループホームなんてん上杉	53 デイサービスはらのまち
23	上杉老人憩の家	54 デイサービスセンタードクマサー
24	トラスト財団法人周行会	55 きらりデイサービスセンター宮城野
25	貝山中央病院	56 清水沼デイサービスセンター
26	通町老人憩の家	57 ケアハウスJ & B
27	グランダ上杉雨宮	58 特別養護老人ホームJ & B
28	上杉地域包括支援センター	59 榴岡デイサービスセンター
29	二日町老人憩の家	60 グループホームよもぎ埜
30	デイサービスむらでん柏木	61 夢のふれあい村
31	ウィクラブ	62 榴岡地域包括支援センター

出典：「太白区ガイド」（平成 21 年 4 月 太白区区民部総務課）
「若林区ガイド」（平成 21 年 4 月 若林区区民部区民生活課）
「青葉区ガイド」（平成 21 年 9 月 青葉区区民部区民生活課）
「宮城野区ガイド」（平成 21 年 4 月 宮城野区区民部区民生活課）
青葉区幼稚園一覧（仙台市）
http://www.city.sendai.jp/kenkou/kodomo/hoiku/hoiku_6_aoba.html
宮城県内の医療機関名簿（宮城県保健福祉部医療整備課）
<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>

表 6.2-32 配慮が必要な施設等(4/4)

福祉施設等		
若林区	80	雲母倶楽部
63 木ノ下保育所	81	もぐもぐ
64 仙台保育園	82	来夢
65 穀町保育園	83	きりん
66 能仁保児園	太白区	
67 内科河原町あんずショートステイ	84	青山保育所
68 連坊小路グループホーム・スカイ	85	根岸保育所
69 ニチイのほほえみ仙台やまとまち	86	向山保育所
70 テルウェルグループホームひなたぼっこ	87	ますみ保育園
71 河原町地域包括支援センター	88	サン・つばき
72 連坊老人憩の家	89	愛宕橋地域包括支援センター
73 南材老人憩の家	90	リハビリステーション青山
74 フォンテーヌ	91	グループホーム萩ヶ丘
75 南材ホーム	92	向山老人憩の家
76 ここねっとデイ	93	リハビリサロン楽動
77 アトリエ・ぶどうの木	94	デイサービスみどり会
78 てれんこ	95	デイサービスセンターにこトピア向山の家
79 ぱれった・けやき木ノ下		
ホール・会館・図書館・展示・文化施設等		
青葉区	10	茶室 六幽庵
1 仙台国際センター	11	茶室 緑水庵
2 仙台市民会館	12	せんだいメディアテーク
3 戦災復興記念館	13	晩翠草堂
4 市民活動サポートセンター	宮城野区	
5 シニア活動支援センター	14	仙台サンプラザ
6 エル・パーク仙台	15	野外音楽堂 榴岡公園
7 エル・ソーラ仙台	16	歴史民俗資料館
8 情報・産業プラザ(ネ！ットU)	若林区	
9 野外音楽堂 勾当台公園	17	若林区文化センター

出典：「太白区ガイド」（平成 21 年 4 月 太白区区民部総務課）
「若林区ガイド」（平成 21 年 4 月 若林区区民部区民生活課）
「青葉区ガイド」（平成 21 年 9 月 青葉区区民部区民生活課）
「宮城野区ガイド」（平成 21 年 4 月 宮城野区区民部区民生活課）
青葉区幼稚園一覧（仙台市）
http://www.city.sendai.jp/kenkou/kodomo/hoiku/hoiku_6_aoba.html
宮城県内の医療機関名簿（宮城県保健福祉部医療整備課）
<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>
仙台市 市の施設「ホール・会館など」,
「図書館・展示・文化施設など」
<http://www.city.sendai.jp/Category/Shisetsu/>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 学校施設等
-  : 病院
-  : 社会福祉施設等
-  : 文化施設等

出典: 1. 「青葉区ガイド」(平成22年5月 青葉区区民部民生生活課)
 2. 「宮城野区ガイド」(平成22年4月 宮城野区区民部民生生活課)
 3. 「若林区ガイド」(平成22年4月 若林区区民部民生生活課)
 4. 「太白区ガイド」(平成22年4月 太白区区民部総務課)
 5. 青葉区幼稚園一覧(仙台市)
http://www.city.sendai.jp/kenkou/kodomo/kodomo/hoiku/hoiku_6_aoba.html
 6. 宮城県内の医療機関名簿(宮城県保健福祉部医療整備課)
<http://www.pref.miyagi.jp/iryuu/subindex03.htm#meibo>
 7. 仙台市 市の施設「ホール・会館など」
 「図書館・展示・文化施設など」
<http://www.city.sendai.jp/Category/Shisetsu/>



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.2-21

学校・病院・社会福祉施設
文化施設等

6.2.5 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア．自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲における「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域は、図 6.2-22に示すとおり、「宮城県自然環境保全条例」に基づく丸田沢緑地環境保全地域がある。

なお、調査範囲には、自然公園、自然環境保全地域は存在しない。

鳥獣保護区

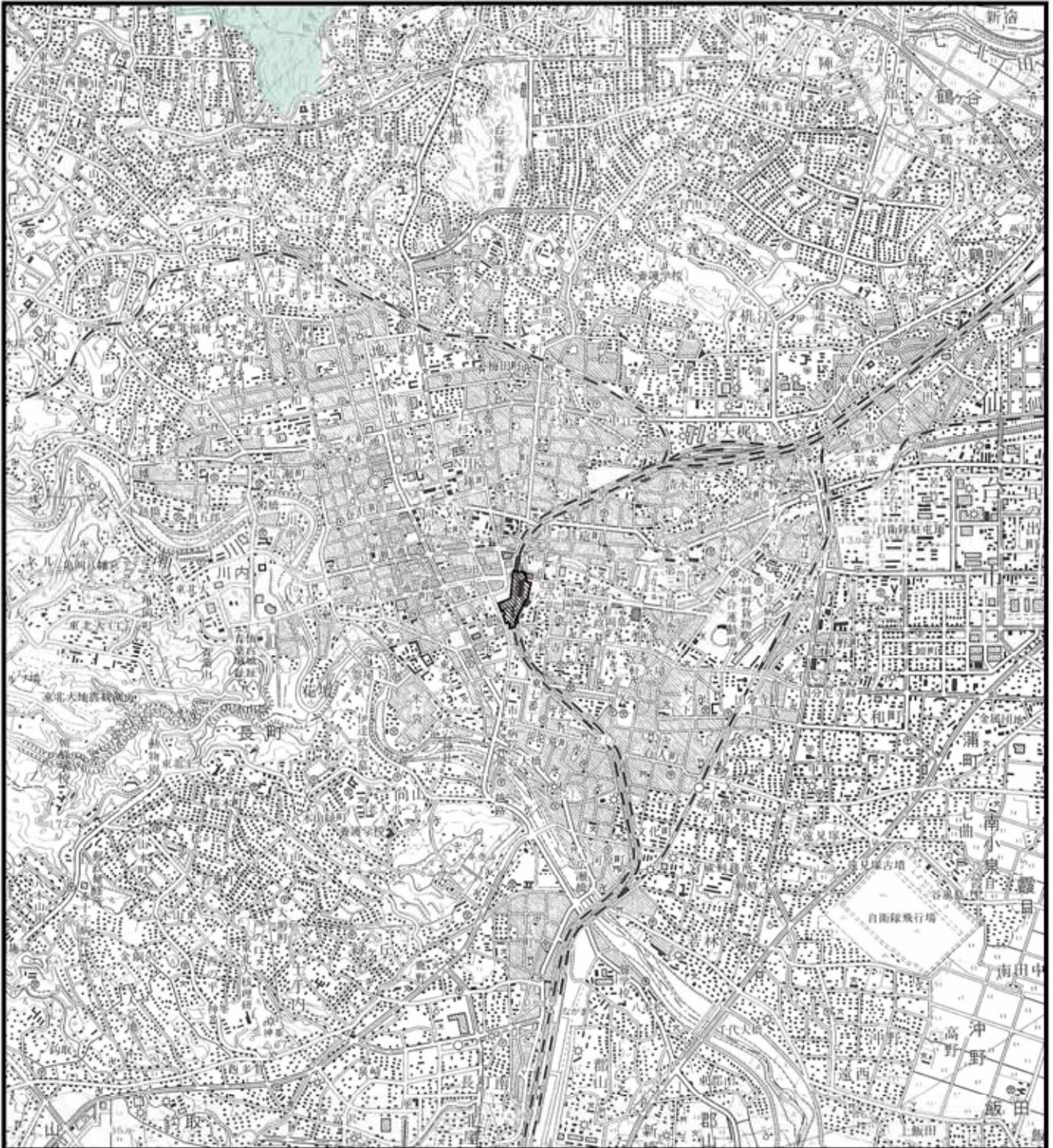
調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-33及び図 6.2-23に示すとおりである。

計画地は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区に指定されている。

表 6.2-33 鳥獣保護区・特別保護地区

名称	存続期間	面積	
		鳥獣保護区	特別保護地区
仙台	H34.10.31	15,019ha	-
青葉山		-	100ha

出典：「平成 21 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成 21 年 10 月 宮城県)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 緑地環境保全地域
(宮城県自然環境保全条例)



S=1:50,000

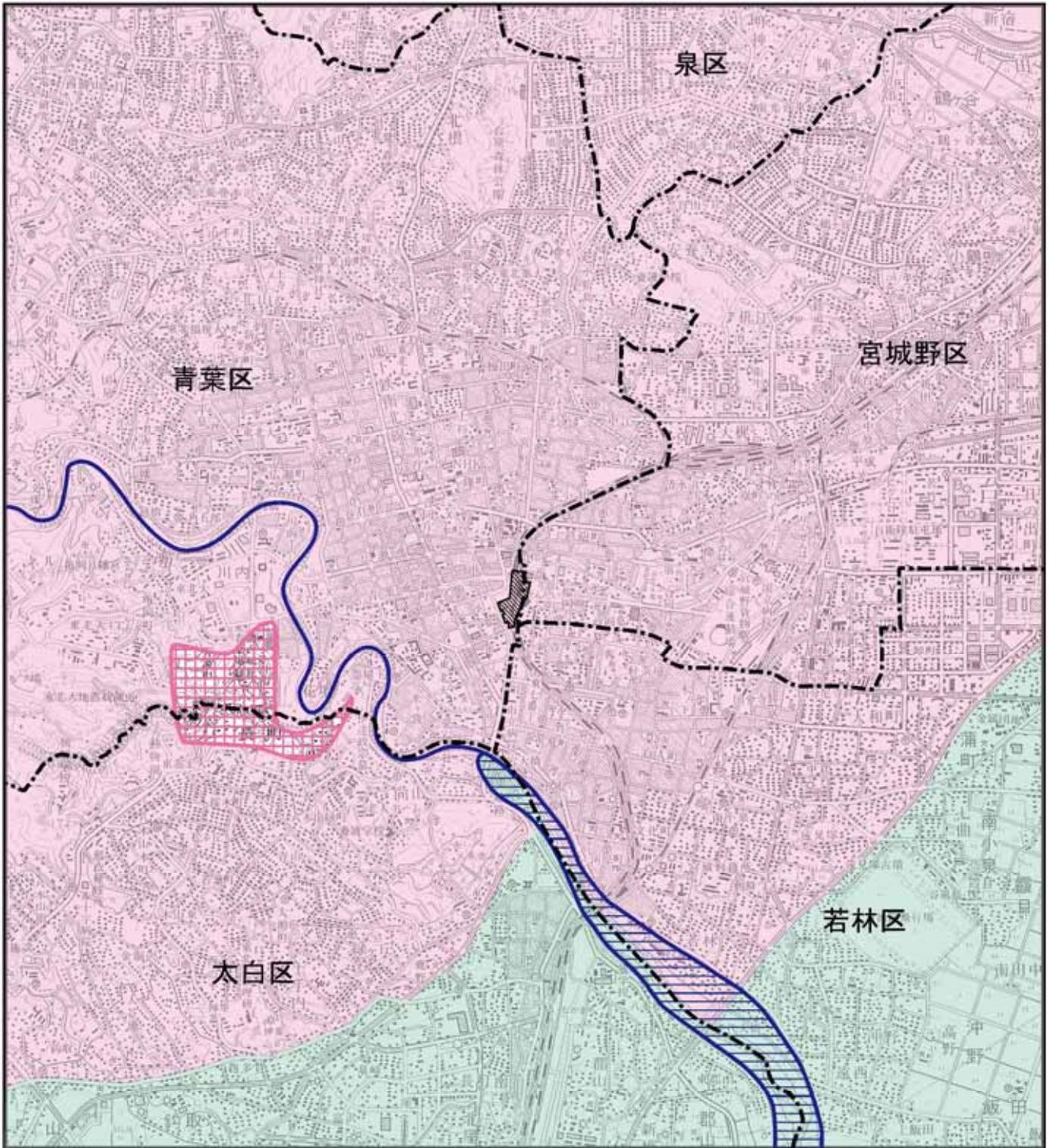
0 500 1000 2000m



図 6.2-22

緑地環境保全地域

出典:「宮城県の自然公園・県自然環境保全地域」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/sizenhogo/sizen/kouen/tizu/1top.htm>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 鳥獣保護区
-  : 特別保護地区
-  : 特定猟具使用禁止区域(銃)
-  : 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-23

鳥獣保護区等位置図

出典：「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成20年6月 宮城県)

風致地区，特別緑地保全地区

調査範囲における都市計画法に基づく風致地区，及び都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定状況は，表 6.2-34及び図 6.2-24に示すとおりである。

調査範囲では，「大年寺」，「八木山」，「愛宕山」，「霊屋」，「大崎八幡」，「北山」，「台ノ原」，「安養寺」が風致地区に指定されている。特別緑地保全地区は，仙台市内では「蕃山」のみ指定されており，調査範囲では指定されていない。

表 6.2-34 風致地区・特別緑地保全地区

名称	面積	都市計画決定日	地区の特性
風致地区			
1	大年寺	S.45. 6. 9 県告 449 号	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
2	八木山		竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山の赤松の美林
3	愛宕山		広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
4	霊屋		伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉の巨木の自然景観
5	大崎八幡		国宝大崎八幡神社周辺の人文景観
6	北山		由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
7	台ノ原		市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
8	安養寺		旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観
特別緑地保全地区			
	蕃山	H.9.6.20 県告 806 号	

出典：「仙台市都市計画総括図」(平成 22 年 6 月 仙台市)

保安林

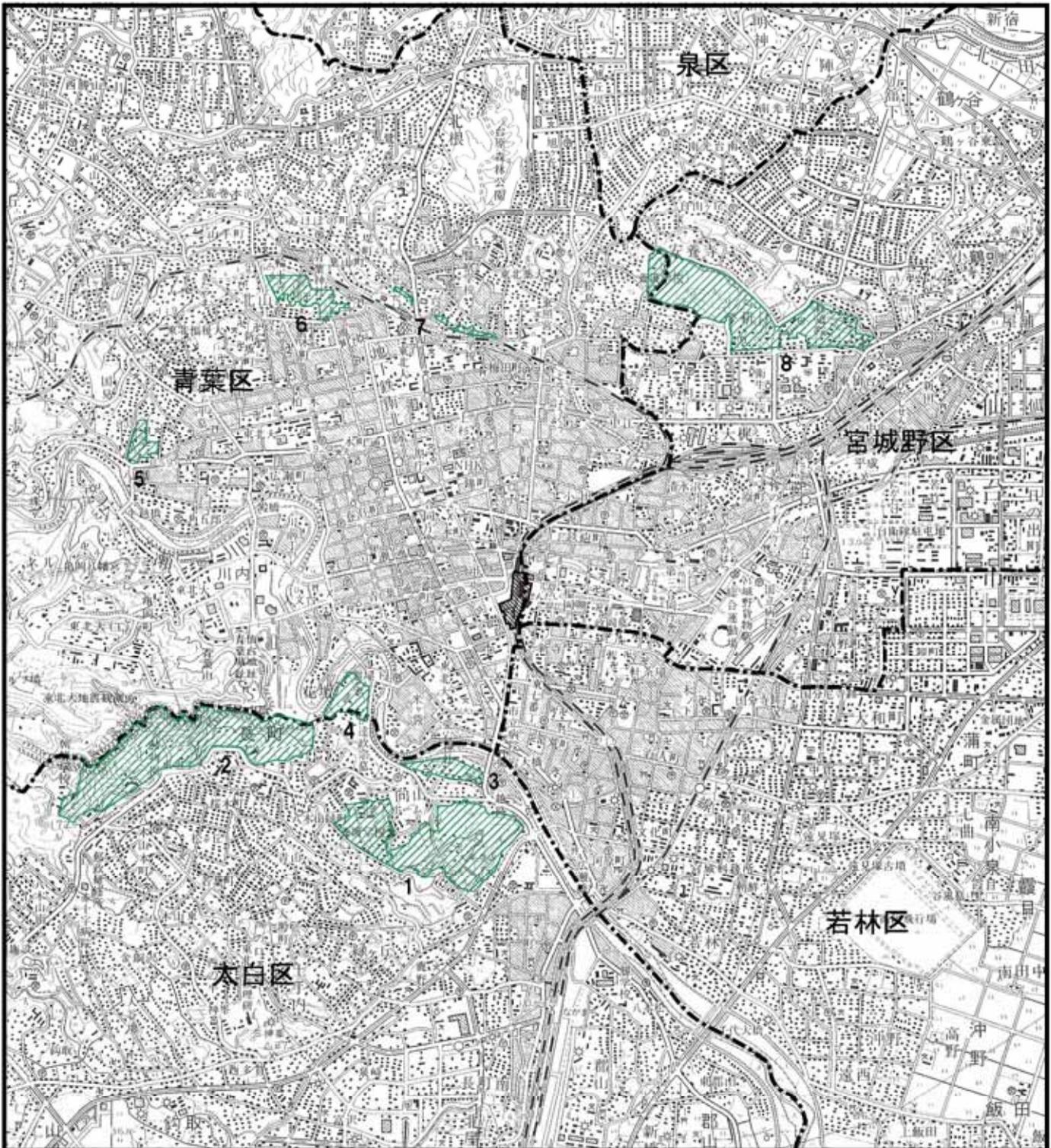
計画地周辺における森林法に基づく保安林の指定状況は，図 6.2-25に示すとおりである。調査範囲では八木山等が風致保安林となっている。

仙台市の保安林の種別及び面積等は，表 6.2-35に示すとおりである。

表 6.2-35 保安林の種別及び面積等

名称	面積	備考
水源かん養	3363.28ha	山地一帯の森林
土砂流出防備	308.06ha	丘陵地緑辺の森林
土砂崩壊防備	18.30ha	山地や丘陵地の道路ぞいの急傾斜地等の森林
その他の保安林 (〇は兼種分面積)	800.78ha (353.82ha)	飛砂防備，防風，水害防備，潮害防備，干害防備，なだれ防止，落石防止，防火，魚つき，航行目標，保健，風致保安林の計

出典：「宮城南部地域森林計画書」(平成 17 年 12 月 宮城県)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 風致地区(1~8)

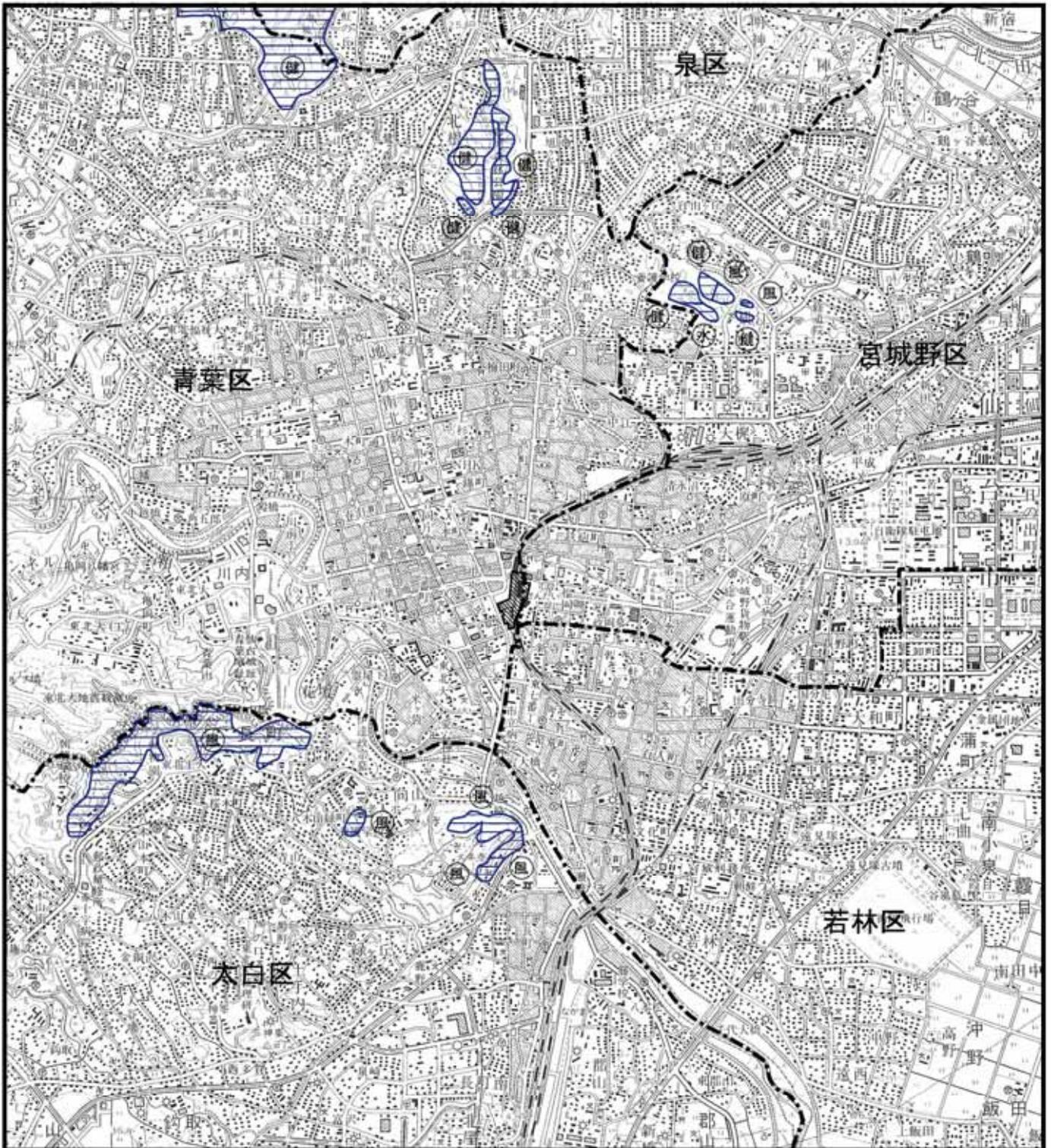


S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-24
風致地区

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成22年6月 仙台市)



凡例

 : 対象事業計画地

 : 区境界線

保安林

 : 水源かん養

 : 保健

 : 風致



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-25

保安林(森林法)

出典:「仙台市森林図」(平成17年 仙台市)

環境保全区域・水質保全区域

仙台市では、市民共有の財産である広瀬川の清流を保全するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、昭和51年に広瀬川環境・水質保全区域を指定した。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域の指定状況は、図6.2-26及び図6.2-27に示すとおりである。計画地は水質保全地域に指定されている。

環境保全区域は、広瀬川の清流と一体性を持つ区域における土地利用等の形態の規制等によって環境を保全する地域であり、水質保全区域では広瀬川のシンボルであるアユが生息できる水質を条件とした規制がかけられている。

環境保全区域内における行為の制限、形態制限及び建築物の色彩の制限は、表6.2-36、表6.2-37及び表6.2-38に、水質保全区域における水質管理基準及び許容負荷量は、表6.2-39及び表6.2-40に示すとおりである。

表 6.2-36 環境保全区域内の行為の制限

項目	内容
環境保全区域における行為の制限 (条例第9条 第1項)	一 建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転 二 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取又は集積その他土地の区画形質の変更 三 水面の埋立て又は干拓 四 木竹の伐採 五 動植物の保護に影響を及ぼす行為で市長が定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか，自然的環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で市長が定めるもの

出典：「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年9月28日 仙台市条例第39号)

表 6.2-37 環境保全区域内の形態制限(建ぺい率)

用途地域	特別環境保全区域	第一種環境保全区域	第二種環境保全区域
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	30%以下	40%以下	50%以下
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	30%以下	50%以下	60%以下
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	30%以下	50%以下	60%以下
近隣商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
商業地域	30%以下	60%以下	60%以下
準工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
工業地域	30%以下	50%以下	60%以下
市街化調整区域	30%以下	40%以下	50%以下
備考	工作物の高さの限度： 10m	工作物の高さの限度： 市街化区域内 20m， 市街化調整区域内 10m	工作物の高さの限度： 20m
	敷地面積の30%以上の土地が環境保全のために植栽等の出来る敷地として確保できるもの(河川に接した土地では、これが河岸線に沿って確保すること)。		

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 6.2-38 建築物の色彩の制限

工作物の部分	色相	明度	彩度
屋根その他 これに類するもの	2.5R から 5YR の 範囲内であること。	明度の値に彩度の値を加えた値 が 10 以下の範囲内であること。	彩度の値に明度の値を加えた値 が 10 以下の範囲内であること。
外壁その他 これに類するもの	2.5R から 5Y の 範囲内であること。	-	2 以下であること。

色体系は、マンセル色体系による。

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 6.2-39 水質管理基準

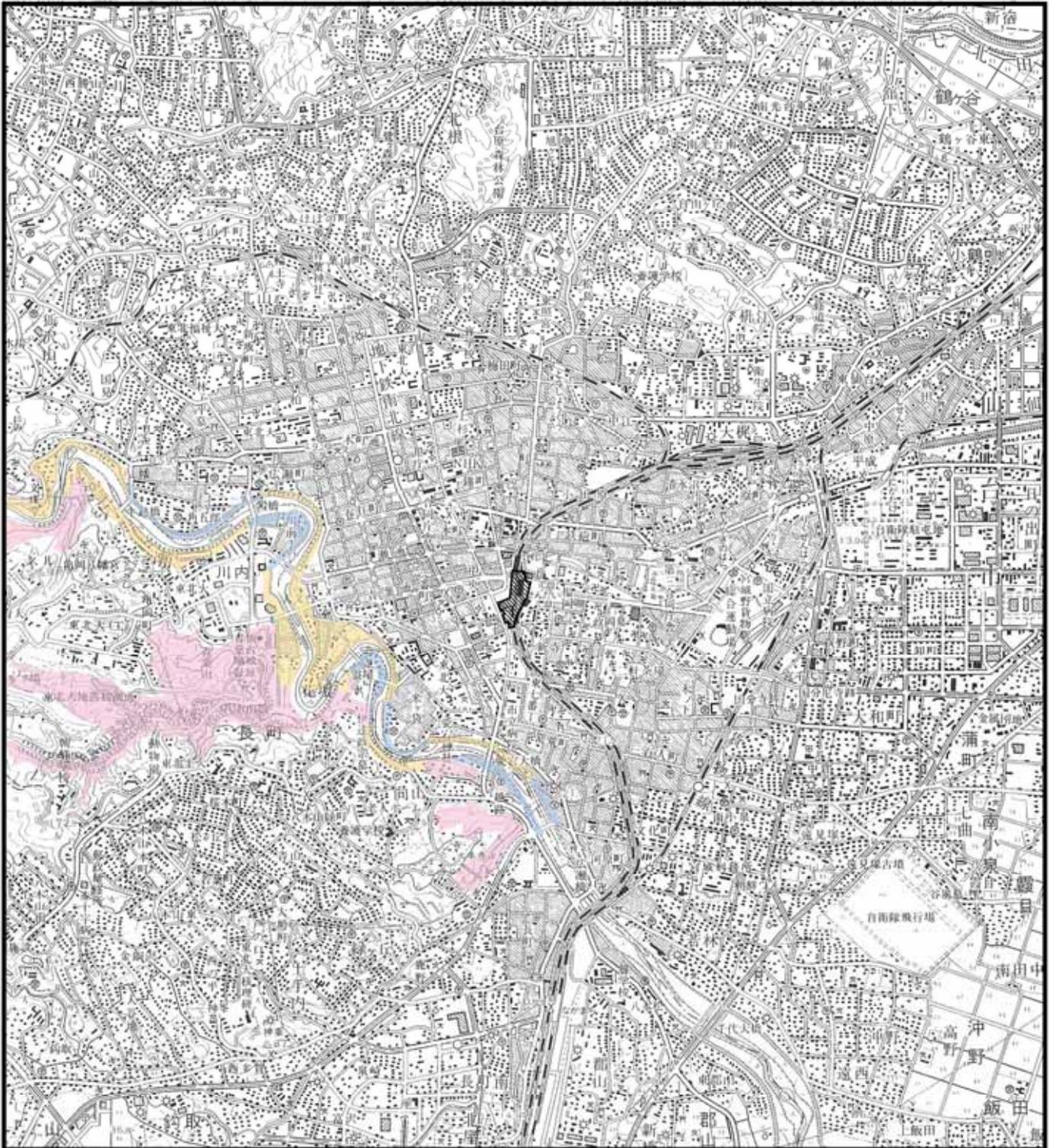
流域	区分	TOC(mg/L)
大倉川	一種	1 以下
鳴合橋より上流(大倉川を除く。)	二種	2 以下
鳴合橋より下流	三種	3 以下

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)

表 6.2-40 許容負荷量

区間	許容負荷量 (一日当たりの TOC 負荷量)
大倉川(大倉ダム流出口より上流)	89.4kg
大倉川(大倉ダム流出口より下流)	23.8kg
鳴合橋より上流(大倉川を除く)	503.1kg
鳴合橋から郷六堰まで	355.6kg
郷六堰から牛越橋まで	51.3kg
牛越橋から愛宕橋まで	179.3kg
愛宕橋から名取川合流前まで	48.7kg

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」(昭和51年4月8日 仙台市条例第39号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 特別環境保全区域
-  : 第一種環境保全区域
-  : 第二種環境保全区域



S=1:50,000

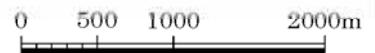
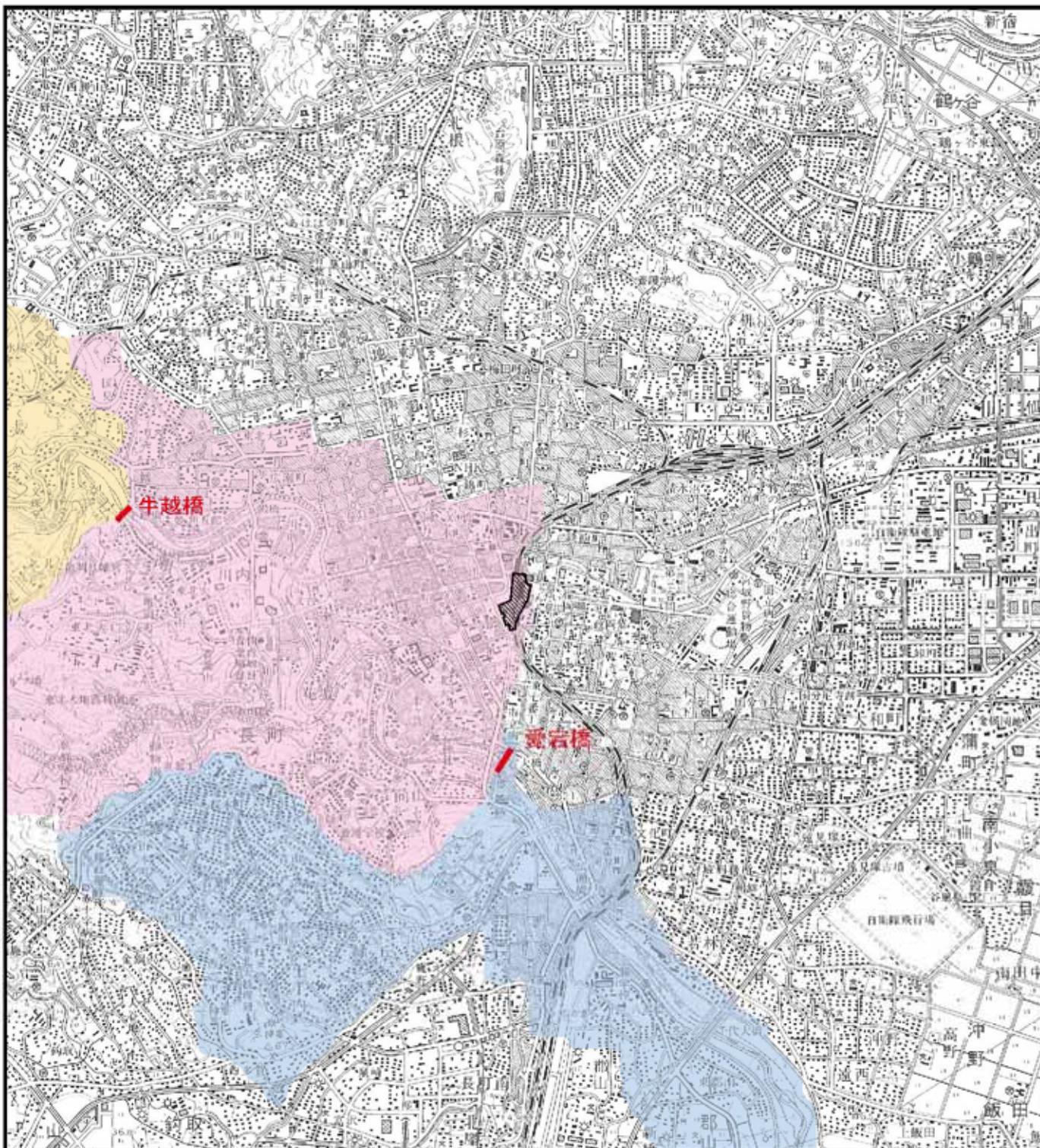


図 6.2-26
環境保全区域

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 愛宕橋～名取川合流前
-  : 牛越橋～愛宕橋
-  : 六郷堰～牛越橋

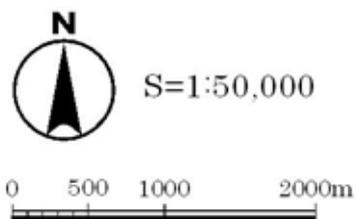


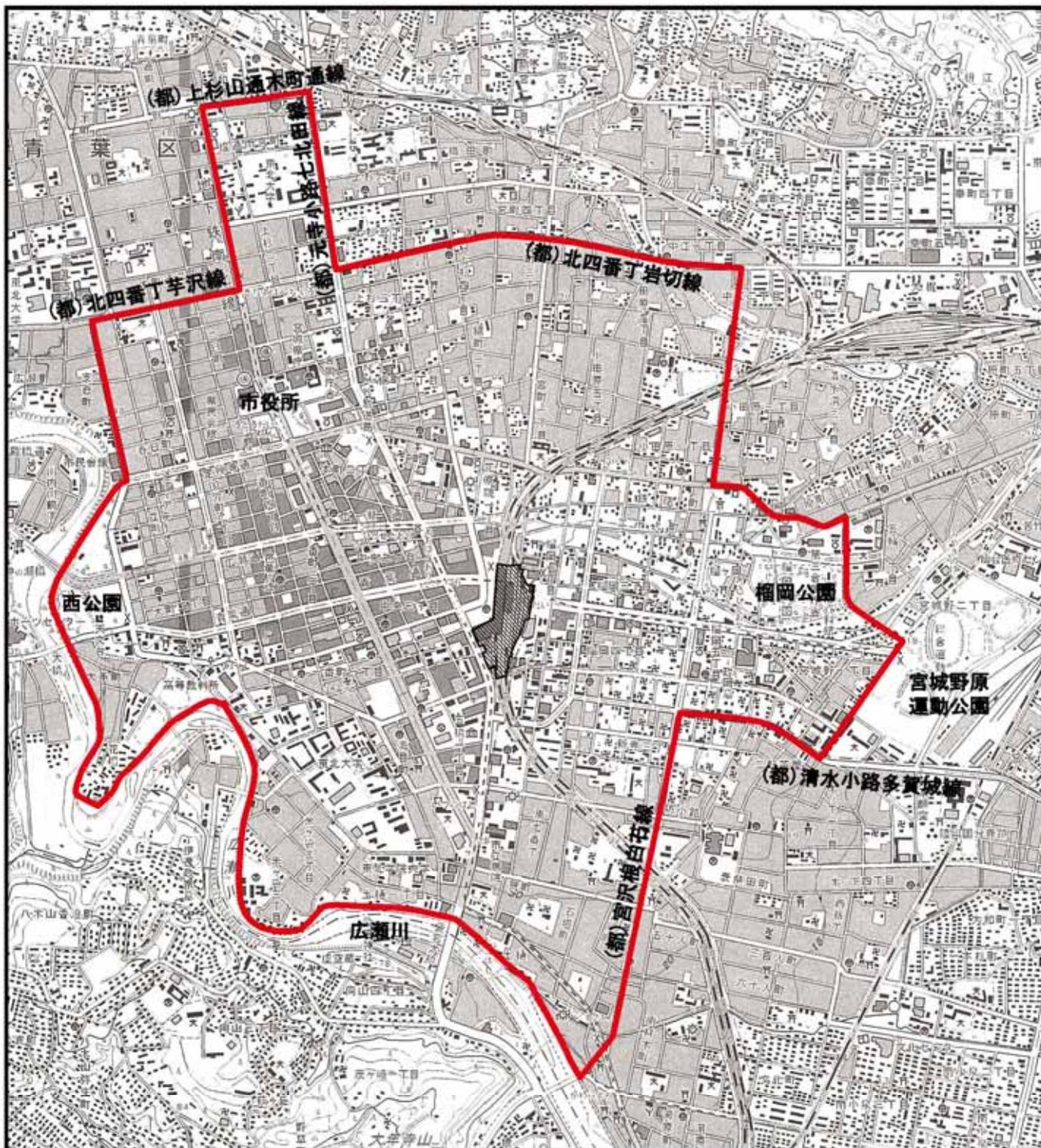
図 6.2-27
水質保全位置図

出典:「水質保全区域図」(仙台市)
http://www.city.sendai.jp/kankyoku/kanri/jigyousha/data/kijyun/r_quality.html

緑化重点地区

計画地は、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区(「仙台都心部緑化重点地区,平成18年3月指定」)に指定されており,重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区とされている。

緑化重点地区の指定状況は図 6.2-28に示すとおりである。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 仙台都心部緑化重点地区(約840ha)

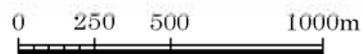
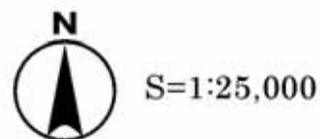


図 6.2-28

仙台都心部緑化重点地区

出典:「仙台グリーンプラン21 第8章緑化重点地区の計画」(平成18年4月仙台市)

保存樹木，保存樹林，保存緑地

調査範囲における，「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」，「保存樹林」，「保存緑地」の指定状況は，「3.1.4.生物環境 - (1)植物 - イ.その他事業の立地上配慮を要する植物」に示すとおりである。

イ．公害防止に係る指定地域，環境基準の類型指定等の状況

大気汚染

a. 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は，表 6.2-41に示すとおりである。

なお，「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 9 年 3 月 仙台市）では，定量目標として，二酸化窒素について「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm（国の環境基準のゾーン下限値）以下であること」を目標としている。

表 6.2-41 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり，かつ，1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり，かつ，1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり，かつ，1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり，かつ，1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示 25 号）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号）
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示 4 号）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示 33 号）

b. 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では，固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について，物質の種類ごと，施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており，大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

（粉じん）

物の破砕やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して，人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」，それ以外の粉じんである「一般粉じん」について，表 6.2-42～表 6.2-44に示すように規制が定められている。

また，特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体，改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して，表 6.2-45に示すような作業基準が定められている。

（ばい煙）

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物，ばいじん（スス），有害物質等の「ばい煙」に関して，表 6.2-46に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-42 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん（アスベスト）に係る規制
破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に 関する基準	発生施設 工場・事業場の敷地境界における大気中 濃度の基準（1リットルにつき石綿繊維 10本） 排出等作業 吹き付け石綿等が使用されている建築物 その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 6.2-43 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力:50t / 日以上
2	鋳物(含コークス。以下同じ。) 及び土石の堆積場	面積:1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコン ベア(鋳物,土石,セメント用)	ベルト巾:75cm以上又はバケットの 内容積:0.03m ³ 以上
4	破砕機及び摩砕機(鋳物,岩 石,セメント用)	原動機の定格出力:75KW以上
5	ふるい(鋳物,岩石,セメント用)	原動機の定格出力:15KW以上

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 6.2-44 特定粉じん(アスベスト)発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力:3.7KW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力:2.2KW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス(断加工用)	
9	穿孔機	

出典：「大気汚染防止法」（平成22年5月10日 法律第31号）

表 6.2-45 特定粉じん（アスベスト）排出作業等における作業基準

項	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業</p> <p>第2項又は第3項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という）を他の場所から隔離し、作業場の出入口には前室を設けること。</p> <p>ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの</p> <p>第3項に掲げるものを除く。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体にあたりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるにあたっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

出典：「大気汚染防止法施行規則 別表第7」（平成22年8月4日 環境省令第15号）

表 6.2-46 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉, 加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉, 焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉, 転炉, 平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛練, 圧延, 熱処理用) 加熱炉	
7	(石油製品, 石油化学製品, コールタール製品の製造用) 加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉, 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉(カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含), 直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄, 製鋼, 合金鉄, カーバイド製造用) 電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅, 鉛, 亜鉛の精錬用) ばい焼炉, 焼結炉(ベレット焼成炉含), 溶鉱炉, 転炉, 溶解炉, 乾燥炉	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用) 反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設, 塩化水素反応施設, 塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐, 燐酸, 燐酸質肥料, 複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕) 反応施設, 濃縮施設, 焼成炉, 溶解炉	・燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設, 吸収施設, 蒸留施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1 Kw 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕) 反応施設, 乾燥炉, 焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛の管, 板, 線の製造用) 溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉, 反射炉, 反応炉, 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設, 漂白施設, 濃縮施設	・硝酸の合成, 漂白, 濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典:「大気汚染防止法」(平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号)

騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-47に示すとおりである。調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-29に示すとおりである。

計画地は、商業地域(図 6.2-4 用途地域図 参照)に該当するため、C 類型にあたる。

表 6.2-47 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	基準値(L _{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区(公園の区域を除く。)に限る。)		50dB 以下	40dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路に面する 地域	60dB 以下	55dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている 地域に限る。)	一般地域	55dB 以下	45dB 以下
		2車線以上の車線 を有する道路に面する 地域	65dB 以下	60dB 以下
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60dB 以下	50dB 以下
		車線を有する道路 に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB 以下	65dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB 以下	40dB 以下

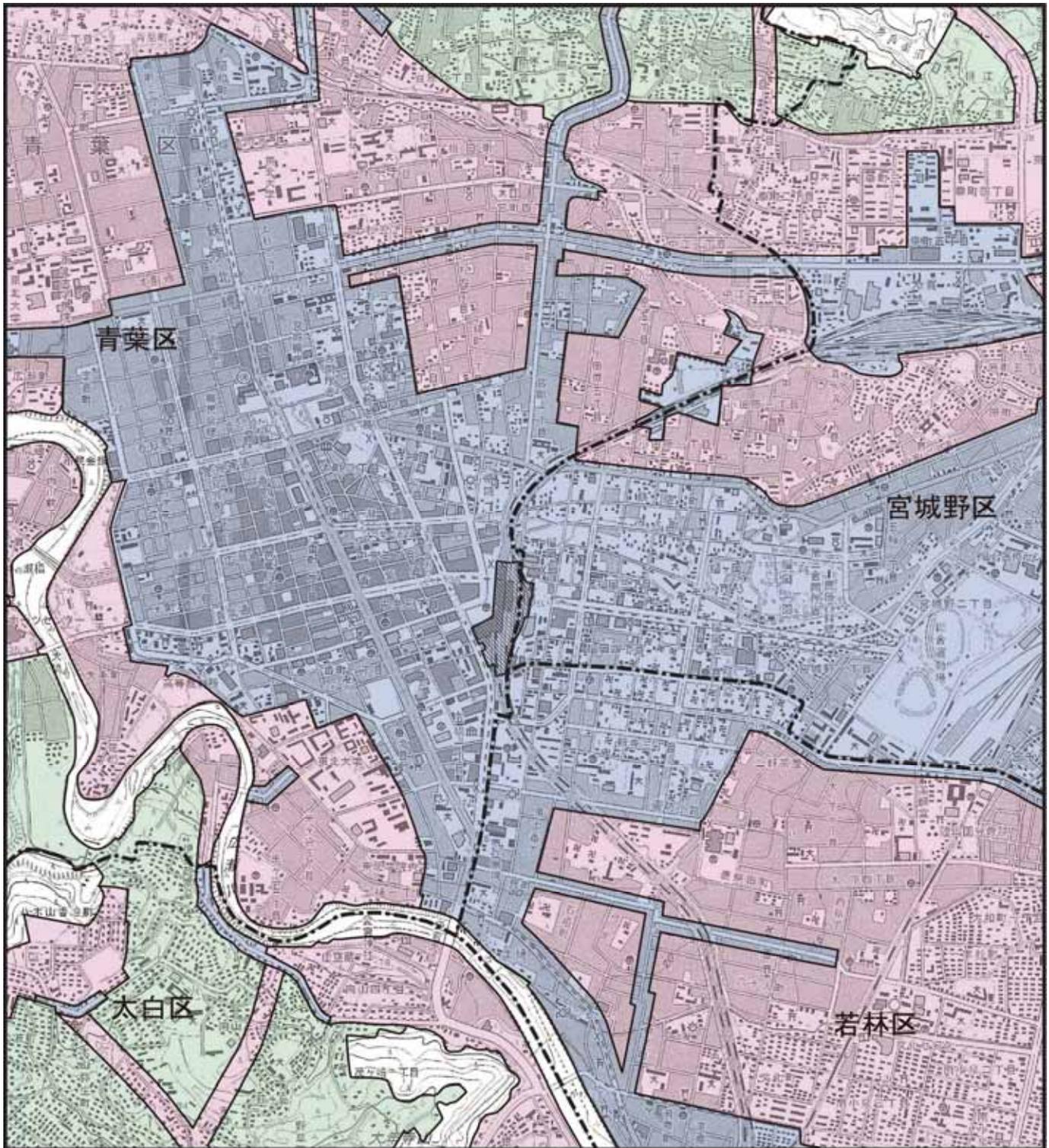
：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道，一般国道，都道府県道，4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m，3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

改正平成12年3月28日 環境庁告示第20号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

(平成17年3月31日 宮城県告示第367号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : A類型
-  : B類型
-  : C類型



S=1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.2-29

騒音に係る環境基準類型指定
区分

出典:「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成 17 年 3 月 31 日 宮城県告示第 367 号)

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は表 6.2-48, 表 6.2-49, 及び図 6.2-30に示すとおりである。計画地は商業地域に指定されていることから, 地域の類型 に該当する。

表 6.2-48 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち, 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし, 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB 以下
II	沿線区域のうち, 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし, 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB 以下

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄の b の区域中イとは地域の類型 に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい, ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄に既設新幹線鉄道, 工事中新幹線鉄道及び新設新幹線鉄道とは, それぞれ次の各号に該当する新幹線鉄道をいう。
 - (1) 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道
 - (2) 工事中新幹線鉄道 東京・盛岡間, 大宮・新潟間及び東京・成田間の区間の新幹線鉄道
 - (3) 新設新幹線鉄道 (1)及び(2)を除く新幹線鉄道
- 3 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は, 環境基準が定められた日から起算する。

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和 50 年 7 月 29 日環告 46)において, 環境基準の基準値は, 次の方法により測定・評価した場合における値とするとされている。

- (1) 測定は, 新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて, 原則として連続して通過する 20 本の列車について, 当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は, 屋外において原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし, その測定点としては, 当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は, 特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は, (1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は, 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において, 周波数補正回路は A 特性を, 動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

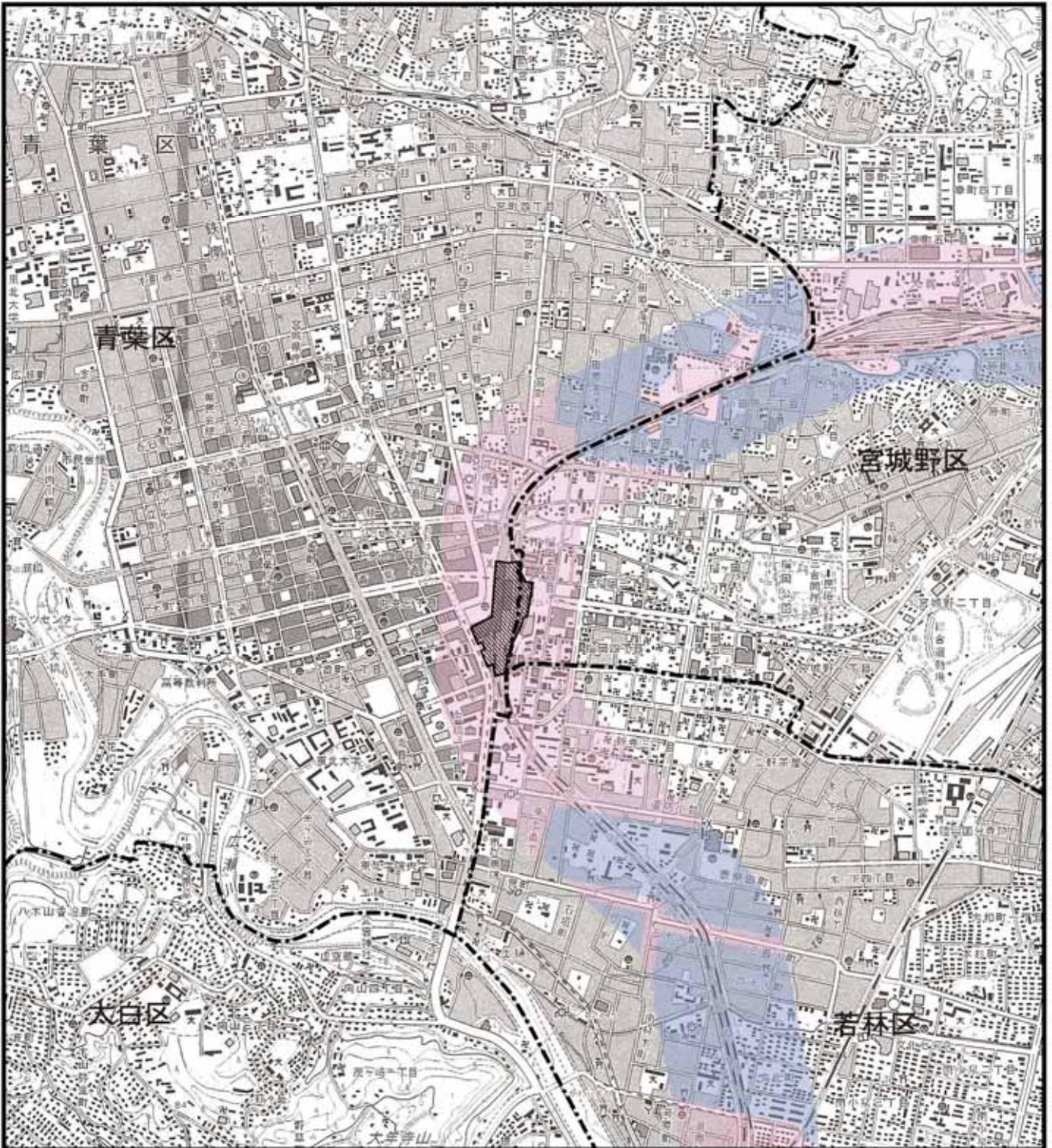
出典: 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号)

表 6.2-49 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（別表）

別表第一				別表第二			
下り線側		上り線側		下り線側		上り線側	
起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)	起点 (キロメートル)	終点 (キロメートル)
二八二・五一	二八三・三六	二八二・五一	二八三・一六	二八四・一六	二八五・一六	二八三・六六	二八五・一六
二九一・〇九	二九一・九一	二八五・一六	二八五・六六	二九二・七八	二九三・一六	二九二・七八	二九三・一六
二九六・一六	二九六・六六	二九一・〇九	二九一・九一	二九四・一六	二九六・一六	二九四・六六	二九五・一六
二九七・一六	二九七・六六	二九四・一六	二九四・六六	二九七・六六	二九八・一六	二九五・六六	二九六・一六
二九八・一六	二九九・一六	二九五・一六	二九五・六六	二九九・六六	三〇〇・〇四	二九九・六六	三〇〇・〇四
三〇一・六六	三〇二・一三	二九七・一六	二九七・六六	三〇四・七九	三〇五・一六	三〇一・四七	三〇二・一三
三〇二・六六	三〇三・八四	二九八・一六	二九九・一六	三一・一・八三	三一・二・五一	三〇四・七九	三〇五・五一
三〇七・五六	三〇八・六二	三〇二・六六	三〇三・八四	三一・二・九八	三一・四・六六	三一・一・八三	三一・二・一三
三一五・九八	三一六・七三	三〇七・五六	三〇八・六二	三一・五・一六	三一・五・九八	三一・三・六六	三一・四・一六
三三二・六四	三三二・八一	三一・二・一三	三一・二・五一	三三〇・三四	三三・一・一四	三一・五・一六	三一・五・三三
三三六・六一	三三七・一九	三一・二・九八	三一・三・六六	三四・一・一一	三四・一・五〇	三三〇・一六	三三〇・六四
三四一・五五	三四一・八六	三一・五・九八	三一・六・九二	三五・一・六八	三五・一・八四	三三七・六一	三三七・七四
三四六・六一	三四八・一一	三三二・六四	三三二・九九	三六八・六一	三六九・一一	三五・一・六八	三五・一・八四
三四九・一一	三四九・四七	三三三・六四	三三四・一一	三七〇・一一	三七一・六一	三五二・六一	三五三・一一
三五一・二八	三五一・六八	三三六・六一	三三七・一九	三七五・一一	三七六・一一	三五四・一一	三五五・一一
三五四・一一	三五五・一一	三四七・一一	三四八・一一	三七七・六一	三七八・一一	三五八・八二	三五九・六一
三五八・一一	三五八・六一	三四九・一一	三四九・四七			三五五・八一	三五六・一一
三六〇・六一	三六一・一一	三五一・二八	三五一・六八			三七〇・六一	三七一・一一
三六一・六一	三六二・一八	三五八・一一	三五八・六一			三七五・一一	三七六・一一
三六六・五一	三六八・一一	三六〇・六一	三六一・一一			三八二・六一	三八三・一一
三六九・一一	三七〇・一一	三六一・六一	三六二・八一			三八六・六一	三八七・一一
三七二・一一	三七二・六一	三六六・一一	三六八・一一			三八七・六一	三八八・六一
三七三・一一	三七五・一一	三六八・六一	三七〇・六一			三八九・六一	三九〇・一一
三七六・一一	三七七・六一	三七一・六一	三七二・六一				
三七九・六一	三八〇・六一	三七四・六一	三七五・一一				
三八二・一一	三八八・一一	三七六・一一	三七七・六一				
三八九・六一	三九〇・六一	三七八・四五	三七八・九三				
三九一・八六	三九二・五四	三七九・六一	三八〇・六一				
三九二・七七	三九三・六八	三八二・一一	三八二・六一				
三九六・四三	三九七・五六	三八三・一一	三八六・六一				
三九八・九二	四〇一・〇四	三八七・一一	三八七・六一				
		三九〇・一九	三九〇・六一				
		三九一・八六	三九二・五四				
		三九二・七七	三九三・六八				
		三九六・四三	三九七・四〇				
		三九八・九二	四〇一・〇四				

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示
（昭和52年5月20日宮城県告示第387号）

備考 起点及び終点の表示は、東京を起点として軌道中心線に沿った距離（管理キロ程）による。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 地域の類型Ⅰ
-  : 地域の類型Ⅱ

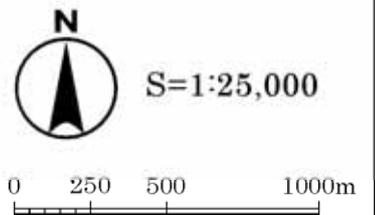


図 6.2-30

新幹線鉄道騒音に係る
環境基準類型指定当てはめ

出典：新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示
(昭和52年5月20日宮城県告示第387号)

航空機騒音に係る環境基準は表 6.2-50に示すとおりである。また、調査範囲の航空機騒音に係る環境基準類型は表 6.2-51及び図 6.2-31に示すとおりである。調査対象範囲内には、陸上自衛隊霞の目飛行場が指定されている。

表 6.2-50 航空機騒音に係る環境基準

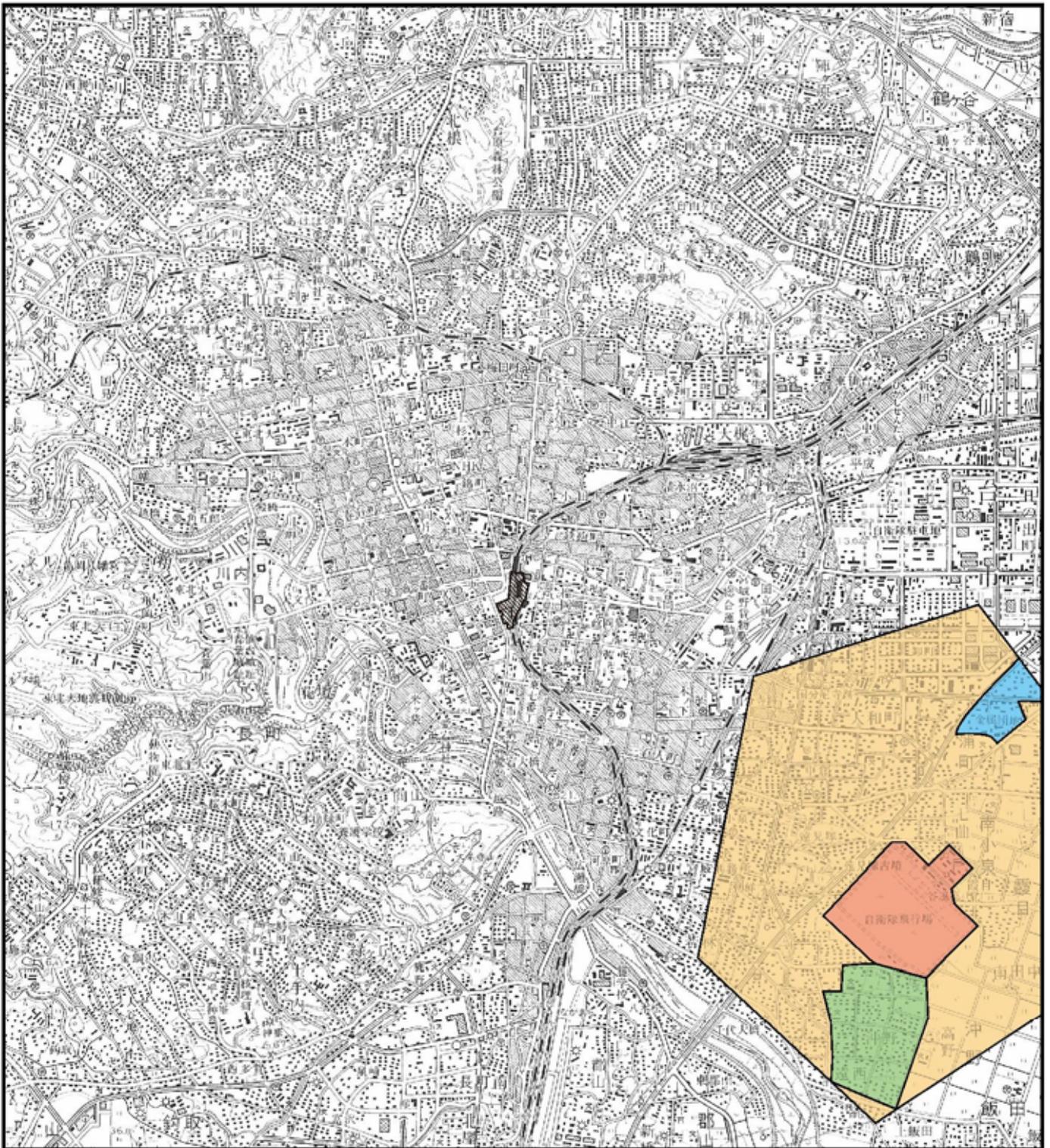
地域の類型	地域類型を当てはめる地域	現行基準値 (WECPNL)	新基準値(注) (Lden)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下	57dB 以下
II	I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下	62dB 以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号 改正平成 12 年 環境庁告示第 78 号)
 報道発表資料「航空機騒音に係る環境基準について」(告示)の一部改正について(平成 19 年 12 月 13 日 環境省)
 :平成 19 年 12 月 17 日 環境省告示第 114 号により平成 25 年 4 月 1 日より新しい環境基準が施行される。

表 6.2-51 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

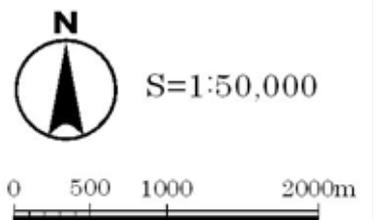
場所	地域	地域の類型
陸上自衛隊霞の目飛行場	基点 (A) 点 - 仙台市若林区木ノ下三丁目 16 番 16 号地内 北緯 38 度 14 分 49 秒 東経 140 度 54 分 26 秒 補助点 (イ) 点 - (A) 点から 66 度の方向 2,380m の地点 (ロ) 点 - (イ) 点より 144 度の方向 3,260m の地点 (ハ) 点 - (ロ) 点から 237 度 30 分の方向 3,300m の地点 (ニ) 点 - (ハ) 点から 313 度 30 分の方向 2,090m の地点 以上の(A), (イ), (ロ), (ハ), (ニ), (A)点を順次直線で囲まれた区域, (以下「指定区域」という。)のうち, 都市計画法(以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域。	I
	指定区域のうち, 法第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第 1 種低層住居専用地域, 第 2 種低層住居専用地域, 工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷地を除いた地域。	II

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
 (昭和 51 年 12 月 28 日 宮城県告示第 1192 号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 陸上自衛隊霞の目飛行場
-  : 類型Ⅰ
-  : 類型Ⅱ
-  : 工業専用地域



出典「陸上自衛隊霞の目飛行場航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(最終改正 平成17年3月31日告示第370号)
「仙台市都市計画総括図」(平成22年6月版 仙台市)

図 6.2-31

航空機騒音に係る
環境基準類型指定当てはめ

b. 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表 6.2-52に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図 6.2-32に示すとおりである。

計画地は、商業地域(図 6.2-4 用途地域図 参照)に該当するため、c 区域にあたる。

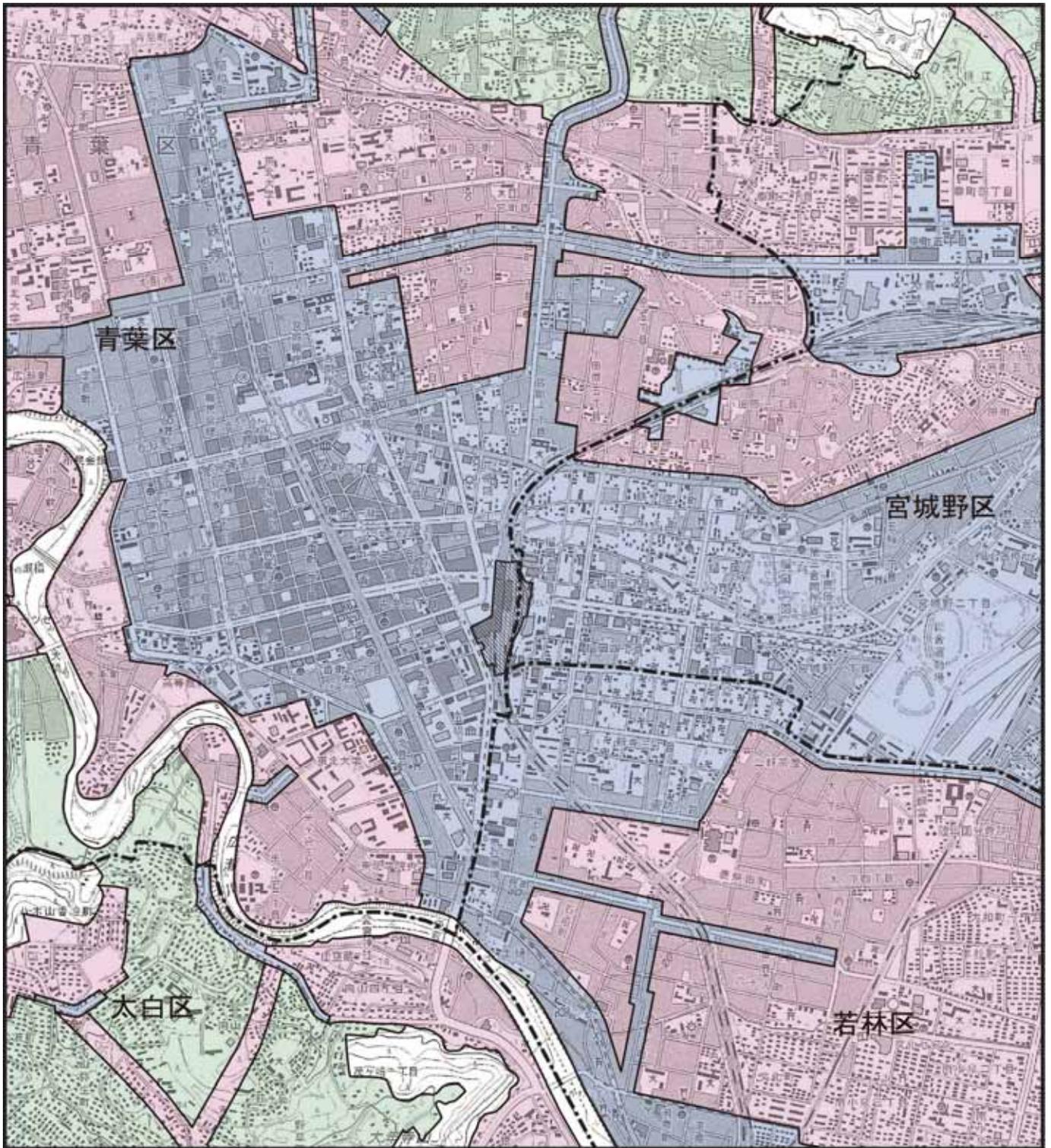
表 6.2-52 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分			要請限度(L _{Aeq})	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 文教地区	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	近隣商業地域 (aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。) 市街化調整区域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	近隣商業地域 (bの項に掲げる地域を除く。) 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75dB 以下	70dB 以下

：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道，一般国道，都道府県道，4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m，3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日 総理府令第15号 改正平成12年12月15日 総理府令第150号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : a 区域
-  : b 区域
-  : c 区域

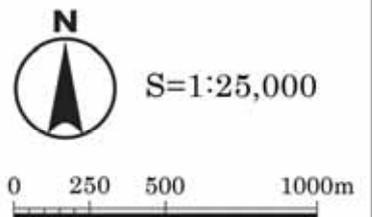


図 6.2-32
自動車騒音の限度に係る
区域の区分

出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づき(指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令,
(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

c. 規制基準

騒音規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に騒音が発生する施設（「特定施設」）を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等（「特定事業場」）の設置者は，施設を設置した区域（騒音規制法，宮城県公害防止条例）に応じた騒音の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた騒音の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生させる作業（「特定建設作業」）については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた騒音の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る騒音の規制基準を表 6.2-53，騒音に係る特定施設を表 6.2-54，騒音規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-55，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-56に示す。

計画地は商業地域にあたるため，表 6.2-53では第三種区域，表 6.2-55～表 6.2-56では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-53 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19～22時)	夜間 (22時～6時)
		第一種区域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び文教地区	50dB
第二種区域	第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，市街化調整区域及び地区の指定のない地域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域，商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

- ：基準は敷地境界線上。
- ：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第二種区域の基準を適用する。
- ：都市計画区域外における県条例の特定事業場は，第二種区域の基準を適用する。
- ：学校等（学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム）の周囲 50mの区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）
 「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-54 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホヘトチリヌル	4-1-(1)~(11)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
		製管機械	
		ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
		液圧プレス(矯正プレスを除く)	
		機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上のもの
		せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
		鍛造機	
		ワイヤーフォーミングマシン	
		プラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
		タンブラー	
切断機(といしを用いるものに限る)			
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機, 摩砕機, ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	4-4	織機	
5-イロ	4-5-(1)~(2)	建設用資材製造のように供する施設で次に掲げるもの	
		コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
7-イロハニホヘ	4-7-(1)~(6)	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
		ドラムパーカー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
		チップパー	
		碎木機	
		帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
		丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの, 木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
		かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造造型機(ジョルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が 3.75kw 以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
	4-14	パーナー	パーナーの燃焼の燃焼効率が重曲線算で1時間当たり15L以上のもの
	4-15-(1)~(3)	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
		動力打綿機	
		動力混打綿機	
		紡糸機	
	4-16	コンクリート管, コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機又はコンクリートブロック成形機	
	4-17-(1)~(5)	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
		ニューマチックケーソン	
		製てい機	
		製びょう機	
		打抜機	電動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
		研削機	電動機の定格出力が 1.5kw 以上のもの
	4-18-(1)~(3)	土石, 鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		切断機	
		せん孔機	
		研磨機	

出典: 「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日 政令第 324 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号)

表 6.2-55 特定建設作業騒音に係る基準(騒音規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				夜間 (22時～ 6時)	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (1)	二号 区域 (2)	一号 区域 (1)	二号 区域 (2)		
1. くい打機(もんけんを除く),くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	85dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 休日 における 作業の 禁止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業は1日の作業に係る2地点間最大距離が50mを超えない作業に限る)							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力が15kw以上を使用する作業)(さく岩機の動力として使用する作業を除く)							
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウを使用する作業(原動機の定格出力が80kw以上のものに限る,国土交通省が定める低騒音型建設機械を除く)							
7. トラクターショベルを使用する作業(原動機の定格出力が70kw以上のものに限る,国土交通省が定める低騒音型建設機械を除く)							
8. ブルドーザーを使用する作業(原動機の定格出力が40kw以上のものに限る,国土交通省が定める低騒音型建設機械を除く)							

1: 一号区域とは, 第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 市街化調整区域, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

2: 二号区域とは, 工業地域のうち学校等(学校, 保育所, 病院, 診療所, 図書館, 特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定により指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第186号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

表 6.2-56 指定建設作業騒音に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				夜間 (22時～ 6時)	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (1)	二号 区域 (2)	一号 区域 (1)	二号 区域 (2)		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業	80dB 以下 (但し学校等 の周囲 50m の区域内に ある場合に は 75dB 以 下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・ 休日における作業の禁止
2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業							
3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの							

1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，市街化調整区域，工業地域のうち学校等(学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域

2：二号区域とは，工業地域のうち学校等(学校，保育所，病院，診療所，図書館，特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

振動

a. 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表 6.2-57に示すとおりである。

計画地は商業地域にあたるため、第二種区域の要請限度が適用される。

表 6.2-57 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	65dB 以下	60dB 以下
	第二種区域	70dB 以下	65dB 以下

：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法第 16 条第 1 項 同法施行規則第 12 条」(改正 平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号)
「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考 1 に規定する区域及び同表備考 2 に規定する時間について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

b. 規制基準

振動規制法，宮城県公害防止条例に基づき，工場・事業場に振動が発生する施設(「特定施設」)を設置する場合には予め届出を行うとともに，特定施設を設置した特定工場等(「特定事業場」)の設置者は，施設を設置した区域(振動規制法，宮城県公害防止条例)に応じた振動の規制基準を遵守する義務がある。仙台市公害防止条例では，施設を定めずに工場等の敷地境界線上で工場等が立地する区域に応じた振動の規制基準が定められている。

また，建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生させる作業(「特定建設作業」)については，予め届出を行うとともに，作業を実施する区域に応じた振動の大きさの規制基準を遵守する義務がある。

工場・事業場等に係る振動の規制基準を表 6.2-58，振動に係る特定施設を表 6.2-59，振動規制法に係る特定建設作業の規制基準を表 6.2-60，仙台市公害防止条例に係る指定建設作業の規制基準を表 6.2-61に示す。

計画地は商業地域にあたるため，表 6.2-58では第二種区域，表 6.2-60及び表 6.2-61では一号区域の規制基準が適用される。

表 6.2-58 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域及び地区の指定のない地域	60dB 以下	55dB 以下
	第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB 以下

：基準は敷地境界線上。
 ：近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用する。
 ：都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第一種区域の基準を適用する。
 ：学校等（学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 50mの区域内は上の基準から 5dB 減じた値とする。

出典：「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号）
 「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号）
 「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-59 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類の	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-イロハニホ	5-1-(1)(2)(3)(4)(5)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		液圧プレス(矯正プレスを除く)	
		機械プレス	原動機の定格出力が 1kw 以上のもの
		せん断機	
		鍛造機	原動機の定格出力が 37.5kw 以上のもの
2	5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5-イロ	5-5-(1)(2)	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
		コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のもの 原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のもの
6-イロ	5-6-(1)(2)	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
		ドラムパーカー チップパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が 2.2kw 以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロールを除く)	原動機の定格出力が 30kw 以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)	
	5-11-(1)(2)(3)	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
		圧延機械 製管機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
		ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	電動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)	出力が 10kw 以上のもの
	5-13	冷凍機(空調機を含む)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）
 「公害防止条例施行規則」（平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則第 79 号）

表 6.2-60 特定建設作業振動に係る基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				夜間 (22時～ 6時)	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (1)	二号 区域 (2)	一号 区域 (1)	二号 区域 (2)		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、くい打ちくい抜き機(圧入式を除く)を使用する作業	75dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 ・休 日 にお ける 作 業 の 禁 止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. プレ - カ - を使用する作業 (手持式を除く)							

- 1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域
- 2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月 22 日 政令第 280 号)

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 189 号)

表 6.2-61 指定建設作業振動に係る基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				夜間 (22時～ 6時)	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域 (1)	二号 区域 (2)	一号 区域 (1)	二号 区域 (2)		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し学校等の周囲 50m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 ・休 日 にお ける 作 業 の 禁 止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

- 1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以内区域
- 2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲 80m 以外区域

出典: 「仙台市公害防止条例」(平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 5 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則第 25 号)

低周波音

低周波音について、環境基準や規制基準は定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 6.2-62に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 6.2-63に示すとおりである。

表 6.2-62 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

表 6.2-63 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及び G 特性音圧レベル LG=92(dB)とする。

出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

悪臭

宮城県では「悪臭防止法」、「宮城県公害防止条例」、「宮城県悪臭公害防止対策要綱」に基づき悪臭の規制・指導を行っている。また、仙台市では「仙台市悪臭対策指導要綱」に基づき悪臭の指導を行っている。

a. 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質(22 項目)による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度を表 6.2-64に、調査範囲の規制地域を図 6.2-33に示す。計画地は、規制区域に指定されている。

b. 宮城県公害防止条例

「宮城県公害防止条例」では、県内全域(悪臭防止法指定地域を除く)を対象に、臭気指数による規制基準(敷地境界線臭気指数 15)が定められている。

c. 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「悪臭防止法」及び「宮城県公害防止条例」に定めるもののほか、事業者は工場等(農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業の事業の用に供する施設及び作業)から発生する悪臭について、判定基準(敷地境界線で臭気強度 1.8)を遵守するよう努め、悪臭の排出を抑制するため必要な措置を講じなければならないとされている。

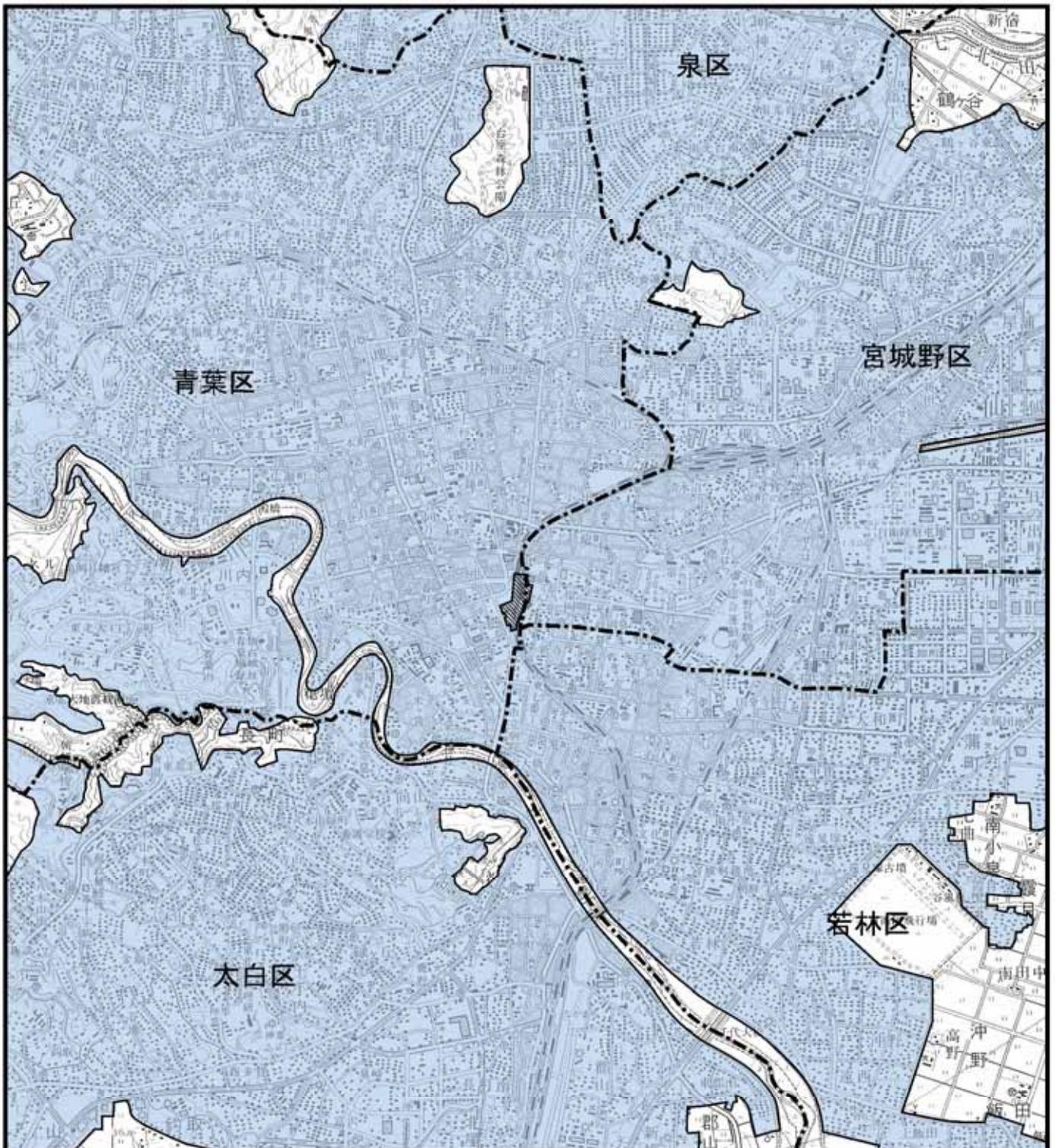
d. 仙台市悪臭対策指導要綱

仙台市では、市内全域の工場・事業場を対象として臭気濃度により指導(敷地境界線で臭気濃度 10)されている。

表 6.2-64 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1 ppm	12	イソバレラルデヒド	0.003 ppm
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	13	イソブタノール	0.9 ppm
3	硫化水素	0.02 ppm	14	酢酸エチル	3 ppm
4	硫化メチル	0.01 ppm	15	メチルイソブチルケトン	1 ppm
5	二硫化メチル	0.009 ppm	16	トルエン	10 ppm
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	17	スチレン	0.4 ppm
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	18	キシレン	1 ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	19	プロピオン酸	0.03 ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	20	ノルマル酪酸	0.001 ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
11	ノルマルバレラルデヒド	0.009 ppm	22	イソ吉草酸	0.001 ppm

出典：「悪臭防止法施行令第 3 条の規定に基づく規制地域及び法第 4 条の規定に基づく規制基準」(平成 8 年 3 月 1 日 仙台市告示第 109 号)



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 悪臭防止法による規制地域(市街化区域)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図 6.2-33
悪臭防止法による規制地域

水質汚濁

a. 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等 26 項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている。

人の健康の保護に関する環境基準及び要監視項目の指針値は表 6.2-65及び表 6.2-66に示すとおりである。

表 6.2-65 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値()
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4 - ジオキサン	0.05 mg/L 以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」

(平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号)

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について(通知)」

(環水大発第 091130004 号, 環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日)

表 6.2-66 要監視項目及び指針値

公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/l 以下	クロロホルム	0.06 mg/l 以下
トランス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1, 2 - ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下
1, 2 - ジクロロプロパン	0.06 mg/l 以下	p - ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下
p - ジクロロベンゼン	0.2 mg/l 以下	イソキサチオン	0.008 mg/l 以下
イソキサチオン	0.008 mg/l 以下	ダイアジノン	0.005 mg/l 以下
ダイアジノン	0.005 mg/l 以下	フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下
フェントロチオン(MEP)	0.003 mg/l 以下	イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/l 以下	オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l 以下	クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l 以下	プロピザミド	0.008 mg/l 以下
プロピザミド	0.008 mg/l 以下	EPN	0.006 mg/l 以下
EPN	0.006 mg/l 以下	ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l 以下	クロルニトロフェン(CNP)	-
クロルニトロフェン(CNP)	-	トルエン	0.6 mg/l 以下
トルエン	0.6 mg/l 以下	キシレン	0.4 mg/l 以下
キシレン	0.4 mg/l 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l 以下	ニッケル	-
ニッケル	-	モリブデン	0.07 mg/l 以下
モリブデン	0.07 mg/l 以下	アンチモン	0.02 mg/l 以下
アンチモン	0.02 mg/l 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下	全マンガン	0.2 mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/l 以下	ウラン	0.002 mg/l 以下
全マンガン	0.2 mg/l 以下		
ウラン	0.002 mg/l 以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成 11 年 2 月 22 日環水規第 58 号 環水管第 49 号）
 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成 21 年 11 月 30 日 環境省告示第 78 号）
 「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について（通知）」
 （環水大発第 091130004 号，環水大土発第 091130005 号 平成 21 年 11 月 30 日）

生活環境項目について、河川ごとにあてはめるべき水域と類型を表 6.2-67～表 6.2-69及び図 6.2-34に示す。

調査範囲では、七北田川中流が B 類型、梅田川が C 類型、広瀬川が B 類型、筑川が C 類型に指定されている。

表 6.2-67 生活環境保全に係る環境基準(河川)(1/2)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級, 自然環境保 全, 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級, 水産 1 級, 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級, 水産 2 級, 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級, 工業用水 1 級, 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級, 農業用 水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級, 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	-

：基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行なうもの

水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行なうもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行なうもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行なうもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行なうもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行なうもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」

（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-68 生活環境保全に係る環境基準(河川)(2/2)

イ

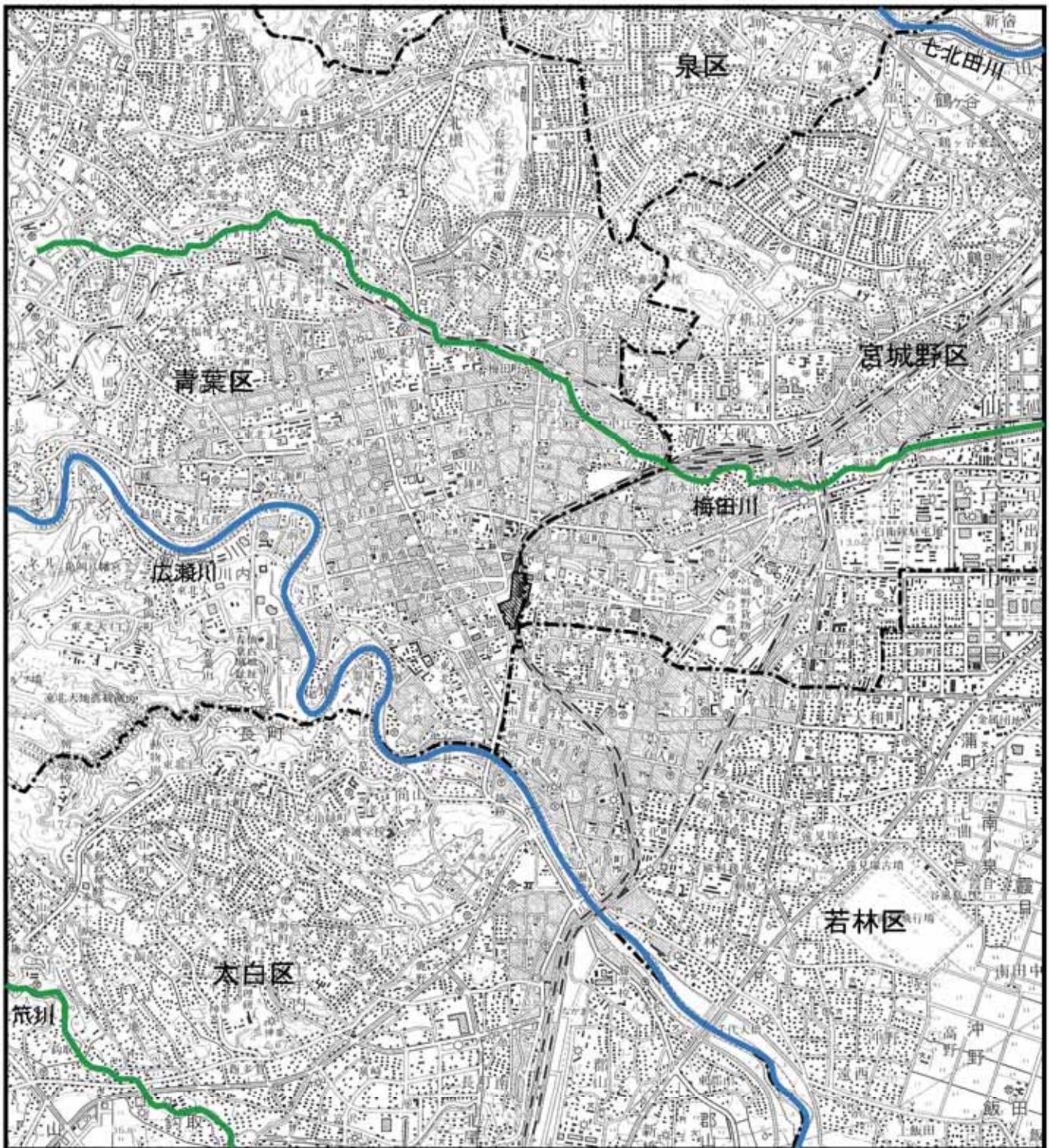
	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

：基準値は年間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる）。
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表 2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 6.2-69 水域類型あてはめ

水系・水域	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日	指定機関
七北田川	七北田川上流(七北田橋より上流(流入する支川を含む。ただし、七北田ダム全域に係る部分を除く。))	A	イ	S47.4.28	県
	七北田川中流(七北田橋より梅田川合流点まで)	B	ロ	"	"
	七北田川下流(梅田川合流点より下流)	C	ロ	"	"
	梅田川(七北田川合流点より上流)	C	イ	H17.9.16	県
名取川	名取川上流(本砂金川合流点より上流及び釜房ダムに流入する支川を含む。ただし、釜房ダム全域に係る部分を除く。)	AA	イ	S47.4.28	県
	名取川中流(本砂金川合流点から笹川合流点まで(流入する支川を含む))	A	イ	S47.4.28	"
	名取川下流(笹川合流点より下流)	B	ロ	"	"
	笹川全域	C	ロ	"	"
	広瀬川(1)(鳴合橋より上流)	A	イ	S45.9.1	国
	広瀬川(2)(鳴合橋から名取川合流点まで)	B	ロ	"	"
	大倉川上流(大倉ダム流入口から上流(流入する支川を含む))	AA	イ	H 4.4.1	県
大倉川下流(大倉ダム流出口から広瀬川合流点まで(流入する支川を含む))	AA	イ	"	"	

：達成期間の欄の各記号の意義は下記のとおり。
 「イ」：直ちに達成，
 「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成，
 「ハ」：5 年をこえる期間で可及的速やかに達成，
 「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ，環境基準の可及的速やかな達成を図る。
 出典：「環境基準の水域類型の指定」（昭和 47 年 4 月 28 日 宮城県告示第 373 号）
 「環境規準と類型あてはめ」（宮城県）



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : B類型
-  : C類型



S=1:50,000

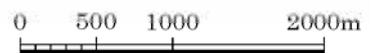


図 6.2-34
水域類型

出典:「環境基準と水域類型あてはめ」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/mizu/kijun&ruikeiH20.htm>

b. 排水基準

「水質汚濁防止法」に定められている特定施設を有する工場・事業場の排水規制は、「水質汚濁防止法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき実施されており、その排水基準は表 6.2-70及び表 6.2-71に示すとおりである。

表 6.2-70 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(1/2)

区分	項目	一律排水基準(法指定)	地下浸透基準
水質に係る排水基準	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	0.001mg/L
	シアン化合物	1mg/L	0.1mg/L
	有機燐化合物 (パラチオン,メチルパラチオン, メチルジメトン及び EPNに限る。)	1mg/L	0.1mg/L
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.04mg/L
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.005mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005mg/L
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
	トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.002mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.004mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
	チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
	シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
	セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.002mg/L
	ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L	0.2mg/L
	ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L	0.2mg/L
アンモニア,アンモニウム化合物亜 硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの,亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては 0.7mg/L,亜硝酸化合物にあっては 0.2mg/L,硝酸化合物にあっては 0.2mg/L	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号)
 「水質汚濁防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号)
 「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
 (平成元年 8 月 21 日 環境庁告示 39 号)

表 6.2-71 水質汚濁防止法等に基づく排水基準(2/2)

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例
		一般排水基準	特別排水基準(1)(5)			
				下水道 整備区域	その他 の区域	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4
	排水	50m ³ /日以上	25m ³ /日以上		50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4	50m ³ /日以上 25m ³ /日以上*4
pH(水素指数)	海域に排出する場合	5.0～9.0	-	-	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に 適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質量		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数(個/1cm ³)		(3000)	(3000)	(3000)	(3000)	(3000)
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	-
磷含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	-

: ()の数値は日間平均値

- 1: 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川農道溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25m³以上の特定事業場に適用される。
- 2: 青下ダム, 月山池, 丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- 3: 青下ダム, 大倉ダム, 月山池, 七北田ダム, 丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。
- 4: 宮城県公害防止条例, 仙台市公害防止条例ともに*1の地域に排出する場合は, 1日当りの排出量が25m³以上の事業場が規制対象となる。
- 5: 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は, 当該排出水の量が1日につき10m³以上であるものについて, 一般排水基準に定める許容限度となる。

出典: 「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月23日 宮城県条例第40号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準」(仙台市)

下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表 6.2-72に示すように排水基準が定められている。

表 6.2-72 下水排水基準

項目	基準値	
水温	45 未満	
水素イオン濃度	5 を超え 9 (12) 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (1200) mg/L 未満	
浮遊物質 (SS)	600 (1200) mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	鉱油類	5 mg/L 以下
	動植物油脂類	30 (150) mg/L 以下
よう素消費量	220 mg/L 未満	
フェノール類	5 mg/L 以下	
銅及びその化合物	3 mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L 以下	
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下	
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
シアン化合物	1 mg/L 以下	
有機燐化合物	1 mg/L 以下	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
チラウム	0.06 mg/L 以下	
シマジン	0.03 mg/L 以下	
チオベルカンプ	0.2 mg/L 以下	
ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	10 [230] mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	8 [15] mg/L 以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含	380 mg/L 未満	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下	

： () 内の基準値は、一日平均排水量が 50 m³ 未満の場合に適用。

： 【 】 内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」(平成 17 年 22 日 法律第 70 号)
「仙台下水道条例」(仙台市条例第 19 号)

地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として26項目設定されていた人の健康の保護に関する環境基準は、平成21年11月に新たに塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンが追加され、28項目となった。また、シス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が追加されている。さらに、1,1-ジクロロエチレン、カドミウムについては基準値が見直され、0.1mg/L、0.003mg/Lに変更されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表6.2-73に示すとおりである。

表 6.2-73 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

：「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加等に係る環境省告示等について」（平成21年11月30日 環境省告示第79号）

地盤沈下

宮城県では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき、規制地域を指定して揚水量の報告、水源転換による揚水削減の指導を行っているが、計画地は地下採取規制地域には指定されていない。

土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は 27 項目について設定されている。土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-74に示すとおりである。

表 6.2-74 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日 環境省告示第 46 号)

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」第七条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は表 6.2-75に示すとおりである。

表 6.2-75 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ-ジオキシンの毒性と換算した値とする。

：大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。

：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

アスベスト

主に建材製品として使用されてきたアスベストによる健康障害の防止のため、表 6.2-76に示すように、「大気汚染防止法」、「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」等により、アスベストの解体等の作業に関する手続きや方法、廃棄物としての処理方法等について規定が定められている。

表 6.2-76 アスベストに関する主な法規制等

法規制	最終改正	趣旨・内容
大気汚染防止法	平成 22 年 5 月 10 日 法律第 31 号	特定粉じん（アスベスト）が使用されている建築物等の解体、改造または補修する作業（「特定粉じん排出等作業」）に関して、作業基準が定められている。 (前述の「大気汚染 b 大気汚染防止法」を参照)
廃棄物処理法	平成 22 年 5 月 19 日 法律第 34 号	特別管理産業廃棄物である廃石綿等（飛散性アスベスト）及び産業廃棄物である石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）については、保管・収集運搬時の飛散・流出防止措置や、中間処理としては融解や無害化処理等に限定されること等が定められている。
建設リサイクル法	平成 16 年 12 月 1 日 法律第 147 号	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）」では、分別解体等の過程における有害物質等の発生の抑制のため、アスベストについて飛散を起こさないような措置を講ずる必要があるとされている。
石綿障害予防規則	平成 21 年 2 月 5 日 厚生労働省令第 9 号	アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業におけるアスベストの暴露防止対策の観点から、労働安全衛生法に基づく規則として制定されている。

日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表 6.2-77に示すとおりである。(用途地域は図 6.2-4 参照)

計画地は商業地域であるため、日影規制の対象とならない。

表 6.2-77 日影規制

対象地域	建築基準法 別表第 4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間()	
				10m 以内	10m 超
第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが 7m 超える又は 3 階 建以上	1.5m	3 時間	2 時間
第一種中高層住居専用地 域, 第二種中高層住居専用 地域	(二)	10m 超える	4m	4 時間	2.5 時間
第一種住居地域, 第二種住 居地域, 準住居地域, 近隣商 業地域, 準工業地域	(二)	10m 超える	4m	5 時間	3 時間

：「日影時間」欄に示す「10m 以内」「10m 超」は、敷地境界線からの水平距離を示す。

出典：「建築基準法」(平成 20 年 5 月 23 日 法律第 40 号)

ウ．災害防止に係る指定地域等の状況

計画地付近には、砂防指定地及び地すべり防止区域等の防災関連法律による指定区域は存在しない。

エ．景観の保全に関する条例

仙台市では、平成 7 年 3 月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。本条例では「大規模建築物等指針」を定め、景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等の建築を行う場合に景観形成への配慮を求めており、大規模建築物等の新築等に対して届出義務を課している。

(2) 行政計画・方針等

ア．地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

仙台市総合計画

仙台市総合計画の“基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。“基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

“基本構想”を実現するための“基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間の「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表6.2-78に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している。

表 6.2-78 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」(平成23年5月 仙台市)

分野別計画では、表 6.2-79に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」(3分野 30 基本的施策)、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」(3分野 23 基本的施策)ごとに基本的施策が体系づけられている。その中で、計画地がある都心は、都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実を図るとされており、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により東北の中枢にふさわしい都市基盤整備等を進めるとともに、仙台駅の東西連絡自由通路や駅前広場の再整備の検討など、駅周辺の機能強化により、東北の玄関口にふさわしい交通結節機能の強化を進めるとされている。

表 6.2-79 分野別計画

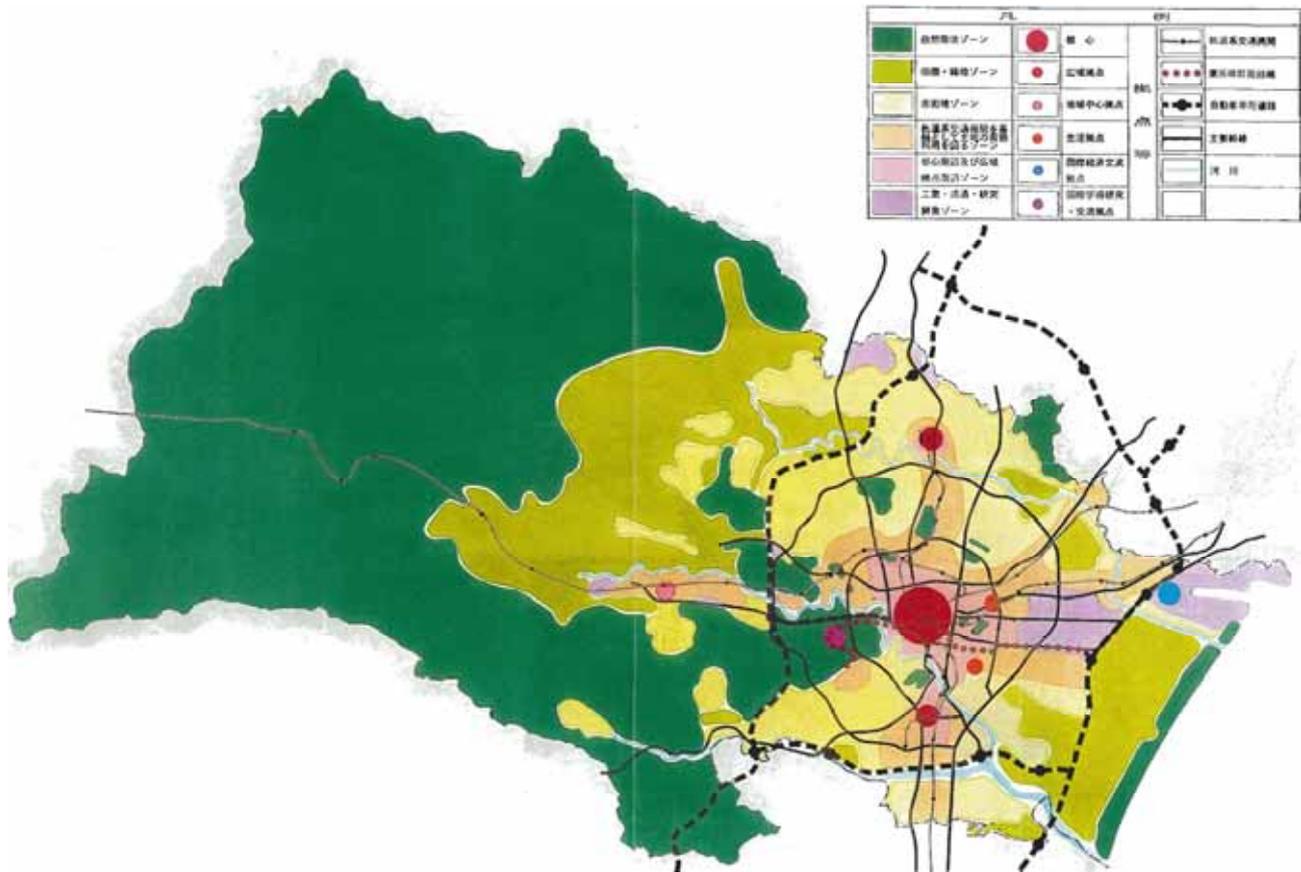
学びの都・共生の都の実現をめざす		潤いの都・活力の都の実現をめざす	
1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学びの資源を生かしたまちづくり 歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 多様な学びの拠点の充実 学びを楽しむことのできる環境整備 大学等と連携したまちづくり 若者の力を生かしたまちづくり 子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり 生きる力を育む学校教育の充実 子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 子どもたちの成長を応援する地域づくり 文化芸術やスポーツを生かした都市づくり 市民の創造性を生かす文化芸術の振興 市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素・資源循環都市づくり 低炭素都市づくり 資源循環都市づくり 良好で快適な環境を守り創る都市づくり 自然と共生する都市づくり 豊かな自然環境の保全 緑と水のネットワークの形成 身近で魅力的な公園の整備 風格ある景観の形成
2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに健康な暮らしづくり 健康づくりの推進 医療・救急体制の充実 災害に強い都市づくり 災害に強い都市構造の形成 災害への対応力の強化 地域の連携による防災力の向上 安全・安心な暮らしづくり 基礎的な生活基盤の整備・管理 地域の安全対策の充実 暮らしの安全の確保 	2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> 機能集約型市街地づくりと地域再生 都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 拠点の機能の強化・充実 都市構造の基軸となる都市軸の形成 良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり 鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 便利で安全な交通環境の構築 都市活動を支える道路ネットワークの構築
3. 共に生き自立できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが共に生き自己実現できる環境づくり ひとにやさしい都市環境の構築 男女共同参画社会の形成 外国人が暮らしやすい社会の形成 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり 明るく元気に育つ環境づくり 安心して子育てができる社会づくり 子どもと子育て家庭を応援する地域づくり 高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり 生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり 健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり 介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり 障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり 自立した地域生活を送ることができるまちづくり 安心して暮らすことができるまちづくり 生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり	<ul style="list-style-type: none"> 都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり 人をひきつける仙台ブランドの創造 広域交流機能の充実 世界につながる都市づくり 東北各地域との連携の強化 暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり 中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 付加価値の高い産業の振興 情報通信技術を生かした活力づくり 中心部・地域商店街の活力づくり 多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く社の都・仙台 総合計画 2020」(平成 23 年 5 月 仙台市)

都市計画の方針

都市計画の制度や事業が持つ多様な機能を最大限に発揮しながら，総合計画の理念に基づいた都市づくりを実現していくため，都市計画の制度や事業のあり方を体系化，明確化し，「都市計画の方針」（都市計画マスタープラン）として，平成 11 年 10 月にとりまとめられている。

図 6.2-35，表 6.2-80に示す都市空間の形成の方針において，計画地が該当する「都心」は，新しい都市の活力をつくりだし，仙台はもとより都市圏，東北を支えていく都市の基盤を整備するとともに，緑，景観や地域特性を重視するにぎわいの創出と都心定住を促進し，人が快適に住み，楽しみ，交流する，魅力あふれる都心空間の形成をめざすこととされている。



出典：「都市計画の方針」（平成 11 年 10 月 仙台市）

図 6.2-35 ゾーン区分と拠点の配置

表 6.2-80 ゾーンごとの方針と拠点の形成

ゾーン及び拠点	土地利用の方針, 施策の方針
自然環境ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 都市及び市民生活を支える根幹的な自然地として, 自然環境の保護・保全を最優先した土地利用を図る。 このゾーンの土地利用転換, 施設整備等は, 集落地区等の生活環境の整備や自然とのふれあいの場づくりなど必要不可欠なものに限るものとし, これらに際しては自然環境との調和に最大限配慮する。
田園・緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 優れた自然性を有し, あるいは防災や景観形成上重要な森林, 河川, 湖沼, 湿地などは一体的な保全に努め, 特に奥羽山系から市街地周辺の緑地をつなぐ西部丘陵では, 緑の連続性の確保に十分配慮する。 農地は, 農業振興地域制度の枠組みなどにに基づき計画的な保全を図る。 このゾーンにおける土地利用の転換は, 集落の生活環境の向上などを目的とする周辺環境と調和した整備を行う場合を除き, 抑制することを基本とする。
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活を支える様々な都市機能の適正な配置と誘導を図るとともに, 良好な都市環境の整備を進め, 利便性と快適性に優れた市街地を形成する。
軌道系交通機関を機軸として土地の有効利用を図るゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境の形成に配慮しながら, 軌道系交通機関を機軸として土地の有効利用, 都市機能の集積を図る。
都市周辺及び広域拠点周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境の形成に配慮しながら, 中高層建築物を主体とする高度利用と都市機能の集積を図る。
工業・流通・研究開発ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン内における機能の集積を図る。 土地区画整理事業の推進を図るとともに, ゆとりと潤いのある業務地環境の整備を図る。
主要幹線沿道	<ul style="list-style-type: none"> 高度利用の推進と道路機能に配慮した施設の立地誘導を図る。 安全で円滑な道路交通を確保するための, 道路施設の整備を推進する。 緑化や沿道建物の景観整備等を推進し, 快適で魅力的な道路及び沿道景観の創出を図る。
都心： 仙台駅を中心とする商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> 中枢的な業務機能と情報機能, 広域的な商業, 文化, 交流などの高次な都市機能などが集積し, それらが融合し, 新しい都市の活力をつくりだし, 仙台はもとより都市圏, 東北を支えていく都市の基盤を整備する。 緑, 景観や地域特性を重視するにぎわいの創出と都心定住を促進し, 人が快適に住み, 楽しみ, 交流する, 魅力あふれる都心空間の形成をめざす。
長町地区 (都市圏南部の広域拠点)： J R 長町駅及び地下鉄長町南駅周辺の地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏南部の生活拠点機能と芸術, 文化, 産業などの高次な都市機能が集積する複合型の広域拠点形成を図る。 長町駅東地区, 長町商店街地区, 太白区役所周辺地区それぞれの地域特性を活かした拠点整備を推進し, 各地区の機能連携による一体的な複合型広域拠点形成を図る。 交通機能の強化を図り, 市街地分断の解消と拠点内の連続性を確保する。
泉中央地区 (都市圏北部の広域拠点)： 地下鉄泉中央駅周辺の地区	<ul style="list-style-type: none"> 都市圏北部の生活拠点機能の拡充に向けて, 交通拠点機能の強化を図る。 個性ある商業機能の集積促進や魅力あふれる交流空間の整備推進を図る。 泉中央地区の周辺地域における軌道系交通機関を生かした土地の有効利用や市街地形成の促進を図る。
愛子地区 (本市西部の地域中心拠点)： J R 愛子駅及び宮城総合支所周辺の地区	<ul style="list-style-type: none"> 高い交通利便性, 恵まれた自然環境などの地域特性を生かした本市西部の生活拠点機能などを担う地域中心拠点の形成を図る。 交通結節機能の強化をはじめとする軌道系交通機関の有効活用と交通環境の向上を図る。 研究開発機能や流通業務機能の集積を促進する。
宮城野区・若林区区役所周辺地区(生活拠点)： 宮城野区役所及び若林区役所の周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 軌道系交通機関との連携に配慮した区の生活拠点の形成を図る。 それぞれの地域特性を生かした個性的な市街地空間の形成を図る。
仙台国際貿易港周辺地区(国際経済交流拠点)： 仙台港の周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 国際貿易港整備と国際的な経済拠点の形成をめざし, 新たな産業集積に向けた都市基盤と広域交通基盤を形成する。
青葉山地区 (国際学術研究交流拠点)： 青葉山の周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 高度な学術研究機能の一層の集積と歴史的資源を生かした文化・交流機能の充実をめざし, 研究機関の立地促進, 青葉山公園の整備推進などを図る。 東西線の整備を推進し, 都心や他の拠点に集積された都市機能との連携を図る。

出典：「都市計画の方針」(平成 11 年 10 月 仙台市)

都市計画の方針（素案）

現在、現行の「都市計画の方針」に代わる次期都市計画の方針が検討されており、平成 22 年 12 月に新たな都市計画の方針の素案が提示されている。新都市計画の方針は平成 23 年 4 月から施行される予定である。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間で計画期間とする次期都市計画の方針では、21 世紀半ばを展望し、表 6.2-81 に示す都市づくりの目標像を実現するための都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら、関連する分野と連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的としている。

表 6.2-82、及び図 6.2-36 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「都心」の基本方針として、東北・仙台都市圏の交流の拠点として、商業・業務、国際交流、文化・芸術、居住など多様な機能を有し、利便性の高い交通環境と調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能の強化・拡充を図ることとされている。

また、表 6.2-83 に示す都市づくりの基本的な方向においては、都心の機能強化・拡充が掲げられており、1) 多様な都市機能の集積・高度化、2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善、3) 都心交通環境の改善・強化、4) 緑あふれ風格のある都心空間の創出、5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進、を図ることとされている。

表 6.2-81 都市づくりの基本的な方向

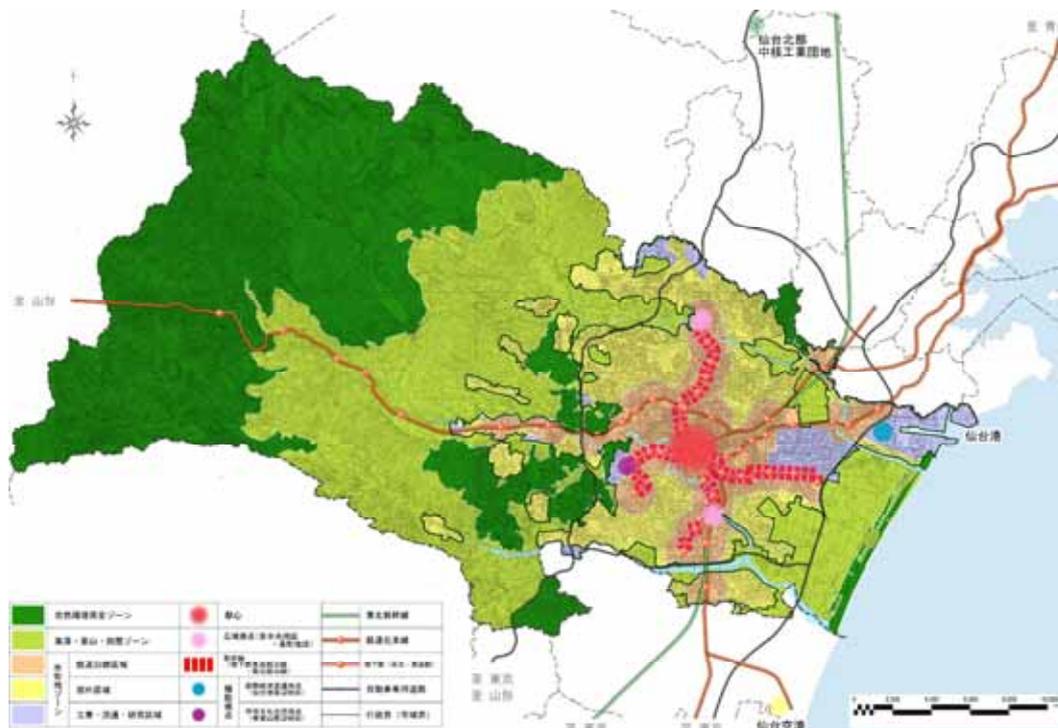
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目 標 像	<p>杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～ 活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい都市づくり～</p>
<p>機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。そして、多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来に繋いでいきます。</p> <p>世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合交通ネットワークを一層充実していきます。また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築を図るとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市空間を形成します。</p> <p>「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や伝統・文化が薫る風格ある街並み空間を創出します。また、誰もがいつまでも安全に安心して暮らせる、災害に強い都市構造と、ユニバーサルデザインを導入した都市づくりを進めていきます。</p> <p>仙台の多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、様々な活動主体間や市民と行政の連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めます。また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。</p>	

出典：「仙台市都市計画の方針（素案）」（平成 22 年 12 月 仙台市）

表 6.2-82 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針		
<p>豊かな自然や里山，田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため，自然環境の一層の保全を図るとともに，魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指し，市街地の拡大は抑制することを基本とし，都心，拠点，都市軸などへの都市機能の集約と，郊外区域の都市機能を維持・改善する取り組みによって，「機能集約・市街地再生型都市」の形成を図ります。</p>		
土地利用の基本方針		
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり，本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう，自然環境の保全を図ります。	
集落・里山・田園ゾーン	自然環境を保全し，地域に根ざした原風景の保全に努めるとともに，適正な維持管理と資源活用を進めます。	
市街地ゾーン	鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに，居住機能の一層の集積を図ります。
	郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能を維持し，良好な生活環境の形成を図ります。特に，地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域にあっては，土地利用や交通など様々な分野の連携を図りながら，市民と共に地域特性を活かしたまちづくりを進めます。
	工業・流通・研究区域	国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積と，産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積を図ります。
拠点	広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し，都市圏の活動を支える都市機能の強化を図ります。
	機能拠点	仙台港周辺地区に「国際経済流通拠点」，青葉山周辺地区に「学術文化交流拠点」を配置し，都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を図ります。
都心	東北・仙台都市圏の交流の拠点として，商業・業務，国際交流，文化・芸術，居住など多様な機能を有し，利便性の高い交通環境と調和して相乗的に都市活力を生み出すよう，都心機能の強化・拡充を図ります。	
都市軸	東西都市軸	多様な都市機能の集積と連携を図り，本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の機軸の形成を図ります。
	南北都市軸	都心や広域拠点を補完しながら，地域特性を活かした，都市機能の更新・強化を図ります。

出典：「仙台市都市計画の方針（素案）」（平成 22 年 12 月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画の方針（素案）」（平成 22 年 12 月 仙台市）

図 6.2-36 土地利用方針図

表 6.2-83 都市づくりの基本的な方向

土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約・地域再生型市街地の形成を図る
方針	1. 都心の機能強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化 4) 緑あふれ風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> 1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に広域拠点を補完する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	<ul style="list-style-type: none"> 1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域の交通を確保 3) 様々な関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> 1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養
交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> 1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線への再編 4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築
	8. 便利で快適な交通環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入 3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	<ul style="list-style-type: none"> 1) 過度な自動車利用から公共交通への転換 2) 自転車利用の推進 3) 公共交通などの適正な利用の推進
都市空間の質に関する基本的な方向		都市の美しさ・豊かさ、安全・安心を兼ね備えた都市空間の形成を図る
方針	10. 安全で安心な都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 災害に強い都市構造の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築
	11. 緑豊で潤いのある都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進
	12. 風格ある都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 杜の都にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成 3) 歴史や伝統・文化などを活かした景観の形成
	13. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3) 自然の働きを活かした都市空間の形成
市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援し、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	<ul style="list-style-type: none"> 1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化 3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進 3) 市民力が発揮できる新しい公共的な活動の推進

出典：「仙台市都市計画の方針（素案）」（平成 22 年 12 月 仙台市）

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「杜の都環境プラン」は、「仙台市環境基本条例」(平成 8 年 3 月 仙台市条例第 3 号)に基づき、平成 23 年 3 月に策定され、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものである。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「杜の都環境プラン」では、おおむね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。表 6.2-84 に環境都市像を示す。

表 6.2-84 環境都市像

環境都市像	
<p>「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台</p> <p>- 杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ -</p>	
分野別の環境都市像	
	<p>「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能なエネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄の整備やバス路線網の再編などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥として花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	<p>「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識ははぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	<p>「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市</p>
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らく鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が五感で感じることができる。 歴史的・文化的な環境を大切にしている価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、表 6.2-85及び図 6.2-37に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。本計画地は市街地に該当する。

表 6.2-85 都市の将来イメージ

<p>都市全体の将来イメージ</p> <p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢，市域のおよそ6割を占める豊かな森林と，広瀬川，名取川，七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され，自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた，自然と共生した都市が構築された状態になっています。また，集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに，市街地の緑は厚みを増し，遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど，「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
<p>地区別の将来イメージ</p> <p>市街地の姿</p> <p>鉄道を機軸とした公共交通体系が確立され，移動が便利で，都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み，エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており，面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また，都心や拠点から離れた地域では，身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し，市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも，省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか，街路樹や公園などの緑が豊かで，緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み，歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど，身近な場所で憩いや潤い，安らぎを感じることができる姿になっています。</p> <p>郊外部の姿</p> <p>豊かな自然環境が保全され，市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが，都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに，森林や里山の継続的な手入れによって，それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また，自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み，多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p> <p>市街地と郊外部のつながり</p> <p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や，海浜地域から市街地方面への風の道により，市街地のヒートアイランド現象が緩和され，また，河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また，生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ，生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに，市街地の緑地にも，より多くの鳥や昆虫が見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）



図 6.2-37 都市全体の将来イメージ

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成 23 年 3 月 仙台市）

環境都市像を実現するために、表 6.2-86に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する「仕組みづくり」、「人づくり」などについて、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 6.2-86 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成 17 年度(2005 年度)比で 25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・エネルギー効率の高い交通システムをつくる ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 10%以上削減し 330,000t以下とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 40%以上とします。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの総量を平成 21 年度(2009 年度)比で 16%以上削減し 267,000t以下とします。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<p>平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</p> <p>生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</p> <p>身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<p>大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</p> <p>平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域ごとの基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 6.2-87に示すとおりである。

表 6.2-87 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	<p>基本的考え方</p> <p>都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地を計画的に形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないよう留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	<p>環境配慮の指針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成 23 年 3 月 仙台市)

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 6.2-88に示すように企画段階、計画段階、実施段階の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 6.2-88 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適性かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下の掲げよう手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるように努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」(平成 23 年 3 月 仙台市)

仙台グリーンプラン 21(緑の基本計画)

「仙台グリーンプラン 21」は、「自然と街がとけあう杜の都・仙台」を基本理念に、都市における緑の保全・創出・普及に関する緑の総合的な計画として、緑豊かでゆとりと潤いのあるまちづくりを推進するために定められたものであり、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合し、「緑の基本計画」として平成 9 年 10 月に策定されたものである。

仙台グリーンプラン 21 では、「杜の都の緑と水を守り育てる(緑の保全)」、「杜の都の緑の空間を創り育てる(緑の創出)」、「杜の都の緑の文化を広げる(緑の普及)」の 3 つの方針が示されている。しかし、地区による緑の状況は異なり、市域全体で同じ緑の街づくりを行うことは困難であることを踏まえ、平成 18 年 3 月に、「緑の基本計画」を変更し、地区の特性に応じた緑豊かな街づくりを推進することを目的に「緑化重点地区の計画」が追加された。調査範囲は、「仙台都心部緑化重点地区」(図 6.2-28 仙台都心部緑化重点地区 参照)に指定され、表 6.2-89のとおり緑化計画の方針が示されている。

この地区は、「百年の杜づくり行動計画」(平成 11 年 11 月)における重点取り組み施策のひとつである「市街地の「緑の回廊づくり」」や、仙台市の都市再生プロジェクトである「緑美しい都市の実現～仙台～(平成 14 年 7 月決定)」の対象区域内でもあり、事業効果の早期発現を目指すこととされている。

表 6.2-89 仙台都心部緑化重点地区の計画

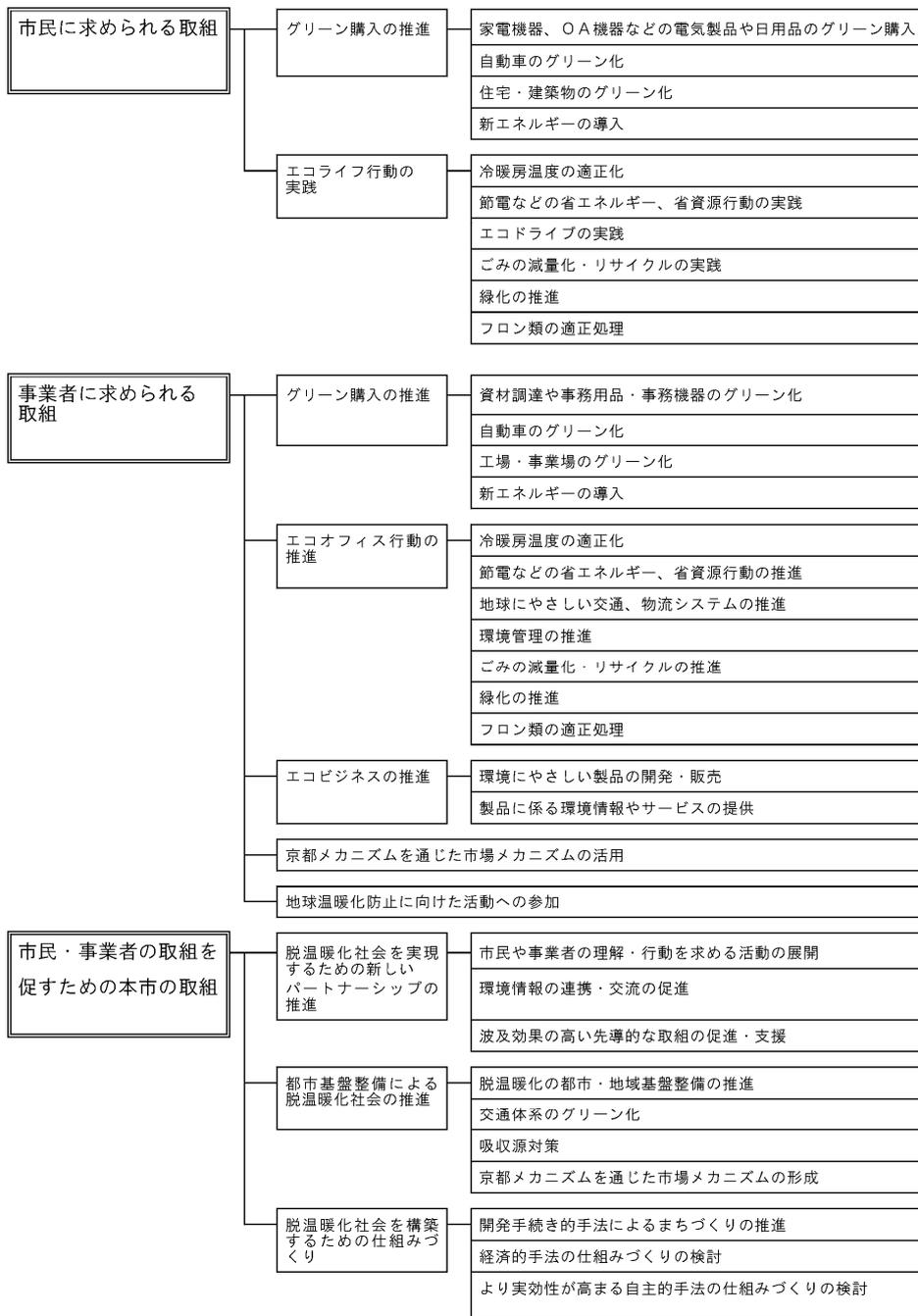
地区の特性		<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市の商業・業務・行政の中心となっている地区であり、青葉通、定禅寺通、広瀬川、西公園、勾当台公園、榴岡公園など、仙台のイメージを代表する地区ですが、地区内の緑被率は 11.6%で、市街化区域内の 25.0%と比べて低く、また、榴岡公園などの大きな公園はありますが、身近な街区公園などが不足しています。 ・緑の回廊の主要な 10 路線の緑視率の平均は 26%ですが、青葉通や定禅寺通などの緑豊かな道路がある一方、東二番丁通などの緑の少ない道路もあります。
緑化計画の方針	<p>方針1</p> <p>緑の創出とネットワークの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の回廊の主要な 10 路線については、沿道の民有地と一体的な緑化を推進し、緑のネットワークを形成します。主要な 10 路線の平均緑視率の中長期的な目標を 30%以上とします。 ・緑のネットワークの拠点となる公園の再整備を行い、安全・安心な憩いの場やイベント空間を創出します。また、公共施設の緑化を充実します。 ・公園の不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。 ・民間建築物等の建替えや再開発等の際に、安らぎや潤い、景観などの都市のアメニティの向上に効果的な緑化を促進します。 ・地域性や歴史性などに配慮した、個性と魅力ある公園や街路樹等の整備を行います。
	<p>方針2</p> <p>緑の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「杜の都」のイメージを高める公園や街路樹などの緑の質の向上を図ります。また、オープンカフェや屋外イベントなどの新たな魅力づくりの空間としての活用を図ります。 ・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。 ・公園や街路樹の緑、広瀬川の自然などについて、学校教育や社会教育の素材としての活用を図ります。

出典：「仙台グリーンプラン 第 8 章緑化重点地区の計画」(平成 18 年 4 月 仙台市)

仙台市地球温暖化対策推進計画(平成 14 年 5 月改定版)

仙台市では、平成 7 年 9 月に「仙台市地球温暖化対策推進計画」を策定し、二酸化炭素の排出抑制のための各種施策を推進している。平成 9 年 12 月の気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択された「京都議定書」の趣旨等を踏まえ、今後の地球温暖化対策をさらに推進するため、平成 14 年 5 月に「仙台市地球温暖化対策推進計画」が改定された。この改定計画において、これまでの二酸化炭素に加え、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の 6 物質の温室効果ガスの削減目標及び目標を達成するための取組内容を定め、その中でも重点的に取り組むべき対策について重点化を図り、地球温暖化対策を総合的・計画的に実施していくこととされている。

温室効果ガスの排出抑制のための対策体系は、図 6.2-38に示すとおりである。



出典:「仙台市地球温暖化対策推進計画(改定版)」(平成 14 年 5 月 仙台市)

図 6.2-38 地球温暖化対策の体系図

仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案(平成 23 年 1 月)

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）で掲げる低炭素都市の構築に向け，総合的な施策展開，実効的な計画の推進を図るべく，次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており，平成 23 年 1 月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では，杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の個別計画として，温室効果ガスの削減目標を掲げ，低炭素都市を実現するための施策，重点プロジェクト等が掲げられている。表 6.2-90 に中間案の概要を示す。

表 6.2-90 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005(平成 17)年度比で 25%以上削減 長期的には 2050(平成 62)年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら，低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する ・ 都心，地域拠点，駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 自然を生かし，エネルギー利用が最適化された地域の形成 ・ 杜の都の緑の資源の確保 ・ 気候変動によりリスクを軽減するまちづくり ・ 適正な配置や構造の誘導	
	2. 集約型市街地形成を支える，低炭素型の交通システムをつくる ・ 鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 ・ 環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進	
	3. 未来につなぎ，未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し，普及を図る ・ 省エネ機器の普及・利用促進 ・ 再生可能エネルギーの利用拡大 ・ 建築物の省エネ化 ・ フロン類等の排出削減の徹底	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める ・ 3R の推進，焼却処理量の削減 ・ 廃棄物処理における温室効果ガスの削減	
	5. 先人に学び，行動する人を育て，無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素な技術・産業の育成	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 杜の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー(再生可能エネルギー)のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」，人との「輪(わ)」，人と自然との「和(わ)」を尊重することで，心豊かに，生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ，これらの中から意識やライフスタイルに応じて，できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施，様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	・ 地域の模範となる率先した取り組み 新・仙台環境行動計画により推進 ・ 低炭素化の視点からのまちづくり ・ 必要な知識や行動などの多様な学びの創出 ・ 低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整
計画の推進	・ 市民等が自ら行う活動の推進，市民等との協働による計画の進行管理 ・ 庁内の横断的連携 ・ 国・県等との連携による推進 ・ 計画の内容に応じた適切な評価 ・ 中間見直し ・ 市民，事業者等が一体となって支える枠組みづくり（例えば基金など）の検討 ・ 実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」(平成 23 年 1 月 仙台市)

ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ（Bio-Tope 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間）の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 6.2-91に示すとおりである。

表 6.2-91 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原生的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保する等、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響（二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等）にも配慮する。

出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」（平成 10 年 5 月 仙台市）

仙台湾地域公害防止計画

環境基本法に基づき、石巻市から岩沼市に至る仙台湾地域の5市を対象地域として、平成16年度から平成22年度までを計画期間とする第7期仙台湾地域公害防止計画が策定されている。計画の概要は表6.2-92に示すとおりである。

表 6.2-92 仙台湾地域公害防止計画の概要

策定根拠法	環境基本法第17条
策定地域	仙台市, 石巻市, 塩竈市, 名取市, 岩沼市
計画の目標	大気汚染: 環境基準を達成維持すること。
	水質汚濁: 環境基準を達成維持すること。
	騒音: 環境基準を達成維持すること。
	地盤沈下: 地盤沈下を進行させないこと。
計画期間	平成16年度から平成22年度まで(7年間)

出典: 「仙台湾地域公害防止計画」(平成17年3月(平成21年3月一部変更) 宮城県)

杜の都の風土を育む景観条例

望ましい環境の形成に向けた都市づくりの視点から、魅力ある景観の形成に総力をあげて取り組み、自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」を創造することを目的に、平成7年に「杜の都の風土を育む景観条例」を制定している。

この条例に基づき、宮城野通の持つ水と緑のうまいや空への広がりといった、ゆとりとうまいのある環境を活かしながら地域の皆様の共通の認識のもとに景観形成を進めることを目標として、

図6.2-39に示すように、平成17年10月1日に宮城野通地区(仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区)が「宮城野通景観形成地区」に指定されている。景観形成地区内の建築行為等においては、表6.2-93に示す景観形成基準に沿った協議のため届出が必要となっている。

表 6.2-93 地区景観形成基準（宮城野通景観形成地区）

項目		基準
建築物に関する基準	建築物の位置	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、街路との連続性に配慮し、地区計画で1階部分の壁面後退を定めている場所についても、開放感を高めるため、できるかぎり2階以上についても後退する。
	建築物の形態	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建物とのバランスに配慮したデザインや共同化を進める。 大規模な壁面については、圧迫感を軽減するため、壁面を分節化するなどデザインの工夫を行う。 建築設備や付属物は、建物がすっきりと見えるように、建物と一体的なデザインとするか、遮蔽方法を工夫する。 寺院と隣接する建物では圧迫感の軽減、色彩などの調和に配慮する。
	低層部の形態	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、歩行者空間のにぎわいを生みだすため、中高層部とデザインの分節化を行い、かつ店舗やギャラリーなど多くの人が利用する用途が連続するように努める。 宮城野通及び駅前広場に面する場所では、建物と通りの一体性を感じるよう、ショーウィンドーやショールーム、カフェテラスなど開放的なつくりとする。 夜はいっそう美しく、散策が楽しめる街にするため、ショーウィンドーや歩行者向けの照明など光の演出を図る。 にぎわいを演出するためアクセントとなる色を用いる場合は、調和に配慮しながら効果的に配置する。
その他の基準	オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> 建物の内外をつなぐオープンスペースの役割を向上させるため、オープンカフェやイベント、植栽の演出など積極的な魅力の創出に努める。 宮城野通の主要な交差点に面しては、印象的な街角を演出するため、街角広場や角地を意識したデザインの建物などにより交差点の個性の創出を図る。 宮城野通を軸とした周辺道路の界限性を結びつけ、街の回遊性を高めるため、建物や敷地の通り抜け、街角の演出など歩きやすさに配慮した空間づくりに努める。 寺の境内は、歴史・自然環境の保全に配慮し、街のセミパブリックスペースとして多様な利用方法に努める。 街を訪れた人をあたたかく迎えるため、手作り感のある店先のディスプレイやベンチ、植栽等を工夫する。 段差の解消、舗装素材の選択、手すり、休息場所の設置等、高齢者をはじめ誰にもやさしいきめ細やかな配慮を行う。 身近に触れる舗装や建具等は温もりを感じる素材を使用するように努める。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 人々を楽しませる四季折々の花木による空間の演出を工夫する。 寺町とのつながりや調和に配慮し、地域の歴史にちなんだ植栽を進める。 建物の屋上や壁面についても景観を演出する植栽を工夫し、また雨水の浸透性を高めるなど、地域環境の循環と生態系に配慮する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の案内表示も多国語表記や絵文字の併用など誰にでも分かりやすいものとする。また、地域の歴史を発信するギャラリーや案内板などの設置に努める。 窓面を使用する広告物は原則禁止とする。ただし、街のにぎわいを創出するものや、季節感を表現する仮設のものは可能とする。 屋外広告物に該当しない壁面装飾やネオンなども景観形成に配慮したデザインにする。 歩道の安全性のため、車の出入り口はやむを得ない場合を除き、宮城野通側に設けない。 自動販売機は宮城野通に面して設置する場合や、寺院と隣接して設置する場合は周辺との調和に配慮する。

出典：「宮城野通景観形成地区及び宮城野通公告物モデル地区の指定について」（平成 17 年 10 月 5 日 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

屋外広告物条例

広告物が無秩序に氾濫すると、街の景観を損なうことがあったり、時には市民に思わぬ危害をおよぼすこともあるため、屋外広告物が適正に掲出されるよう、平成元年に「屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物のルールを定めている。

a. 宮城野通広告物モデル地区

この条例に基づき、

図 6.2-39に示すように、平成 17 年 10 月 1 日に宮城野通地区（仙台駅東口から仙台サンプラザまでの宮城野通と駅前広場に面する街区）が「宮城野通広告物モデル地区」に指定されている。

広告物モデル地区内においては、屋外広告物の表示を行おうとする場合、屋外広告物条例に基づく許可の基準に加えて、表 6.2-94に示す広告物美観維持基準が適用される。また、許可を要しない屋外広告物については、届出が必要になる。

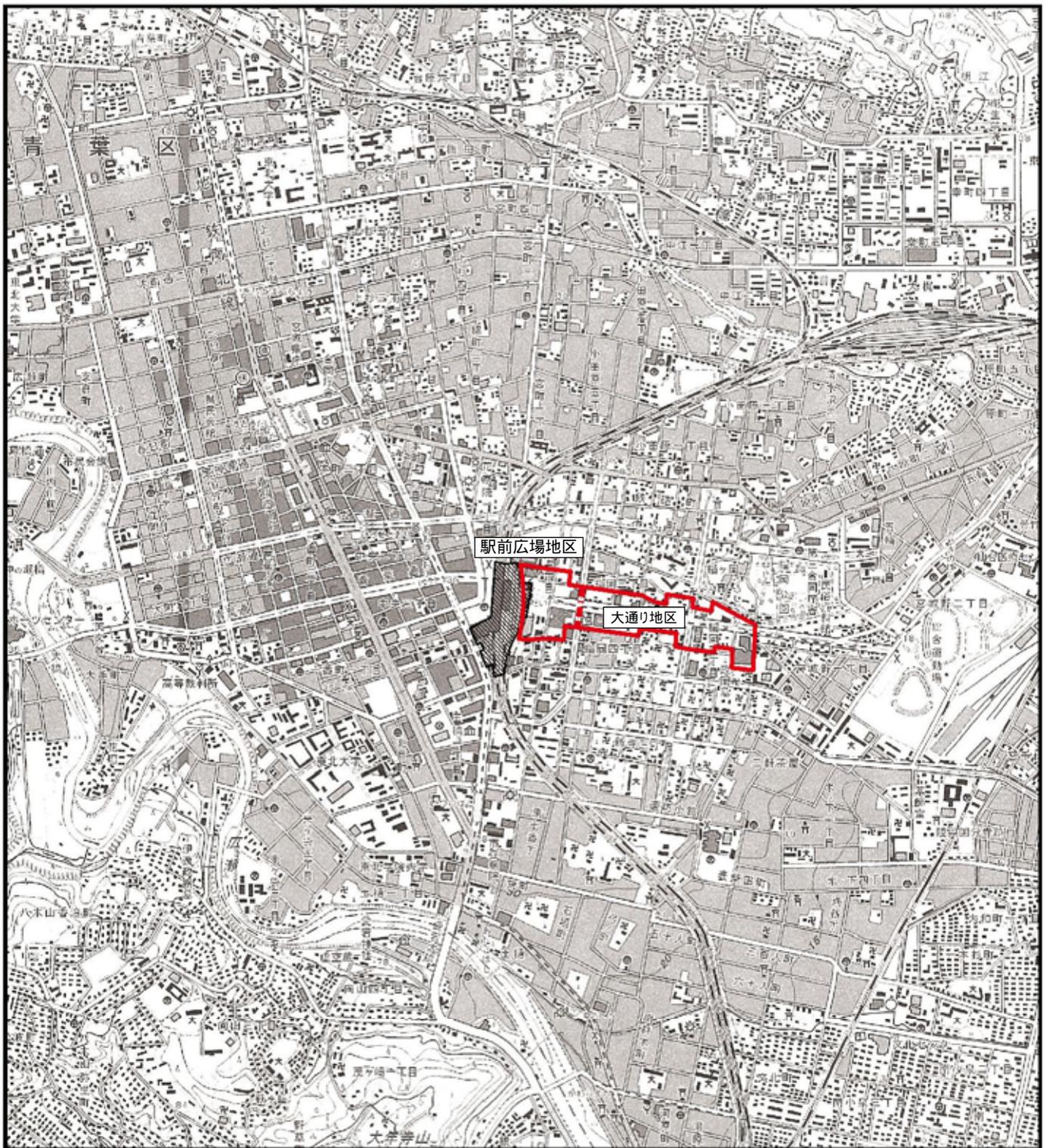
表 6.2-94 広告物美観維持基準

項目		基準
共通事項	集約化	・ 集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	・ 壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・ 建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕（フラッグ）	・ 街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場地区の基準	意匠・形態	・ 一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるかぎり色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。 ・ 写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	・ 屋上広告物は壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する。
大通り地区の基準	提出可能な広告物	・ 提出できる広告物は自己用のものに限る。 ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して提出するものはこの限りではない。
	屋上広告物	・ 屋上広告物およびペントハウスに設置する広告物は原則として禁止する。 ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	営業内容を示す広告物	・ 事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約して設置する。
	独立固定広告物	・ 独立固定広告物は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
	意匠・形態	・ 絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・ 寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ち着いた色彩を用いるよう配慮する。

出典：「宮城野通景観形成地区及び宮城野通広告物モデル地区の指定について」（平成 17 年 10 月 5 日 仙台市）

<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

■：計画地該当地域

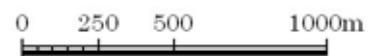


凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 景観形成地区及び広告物モデル地区
-  : 広告物モデル地区内美観維持基準地区境界



S=1:25,000



出典:「宮城野通景観形成地区(平成17年10月)」
 「宮城野通広告物モデル地区(平成17年10月)」
<http://www.city.sendai.jp/toshi/keikan/miyagino/index.html>

図 6.2-39
 景観形成地区
 広告物モデル地区

仙台市「杜の都」景観計画（杜の都の風土を育む景観づくり）

「仙台市景観基本計画」（平成9年3月 仙台市）は、「杜の都の風土を育む景観条例」（平成7年3月 仙台市）第6条の景観基本計画として、景観形成を総合的かつ計画的に進めるための景観形成の基本的な方向を明らかにしたものである。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ、良好な景観の形成を図るため、平成21年3月17日、景観法に基づく仙台市「杜の都」景観計画を策定し、7月1日より施行されている。

a. 景観重点区域

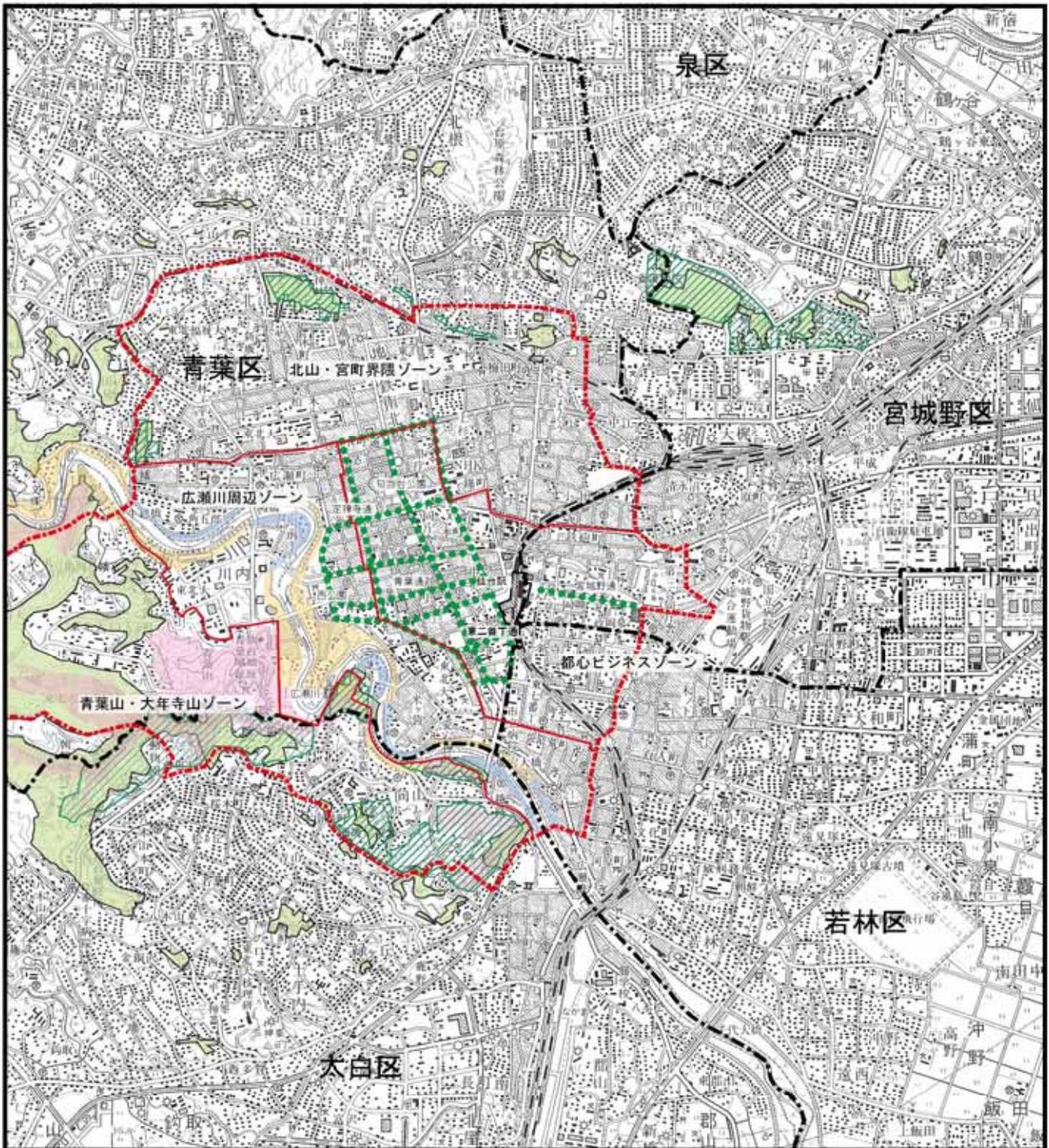
都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。また、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため「景観計画区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で、表 6.2-95及び図 6.2-40に示すように、景観特性に応じた4つのゾーンごとに景観方針を定めている。計画地は、景観重点区域内の「都心ビジネスゾーン」に位置している。

表 6.2-95 景観特性とゾーン設定

景観特性	地域ゾーン	概要
段丘景	広瀬川周辺ゾーン	蛇行し流れる広瀬川沿いの河岸段丘の地域で、河川・自然崖等の自然緑地と段丘上の市街地からなるゾーン
丘陵景	青葉山・大年寺山ゾーン	青葉山から大年寺山に連なる丘陵地域で、市街地から広瀬川越しに見通せる自然樹林と丘陵市街地からなるゾーン
樹林景	北山・宮町界隈ゾーン	北山等の社寺林・屋敷木・風致林の緑に囲まれた地域で、社寺や街道・屋敷町等の歴史的な市街地からなるゾーン
並木景・都心景	都心ビジネスゾーン	仙台駅を中心とする都心地域で、仙台及び東北地域の中心となる商業・業務市街地からなるゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）

□：計画地該当地域



凡例

- | | |
|--|---|
|  : 対象事業計画地 |  : 第一種環境保全区域 |
|  : 区境界線 |  : 第二種環境保全区域 |
|  : 景観重点区域 |  : 保存緑地 |
|  : ゾーン境界 |  : 風致地区 |
|  : 特別環境保全区域 |  : 並木景 |



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-40

景観重点区域における
ゾーン区分

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成22年6月 仙台市)
 「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

(良好な景観形成のための行為の制限)

計画地が位置する都心ビジネスゾーンにおける良好な景観形成のための行為の制限は表 6.2-96 に示すとおりである。

表 6.2-96 良好な景観形成のための行為の制限 (都心ビジネスゾーンにおける)

対象項目	都心ビジネスゾーン																						
形態・意匠	<p>【ゾーン全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街並みとの調和に配慮し、街角の空間を演出する形態・意匠とする。 高層建築物は周辺部からの眺望に配慮し、頂部のデザインと材質を工夫する。 <p>【仙台駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ペDESTリアンデッキから見通せる建築物は、高層階の壁面後退による圧迫感の少ない形態・意匠とする。 <p>【東二番丁通・広瀬通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ビジネス街の連続性に配慮し、活気を創出し、歩行者への圧迫感を軽減する空間の演出を工夫する形態・意匠とする。 <p>【定禅寺通・青葉通・宮城野通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木の環境に配慮し、樹木の通気性や歩行者の快適性を高める低層階の壁面後退や壁面の分節等の工夫を図る。 緑と調和した壁面素材や屋外階段等の付属施設の形態を工夫する。 <p>【一番町・中央通等】</p> <ul style="list-style-type: none"> アーケード空間に調和し、壁面線が揃い、通りの連続性に配慮した形態・意匠とする。 <p>【勾当台地区周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> オープンスペースや緑と調和した形態・意匠とする。 <p>【新寺小路の寺社周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> 境内や社寺林と調和した建築物や門塀等の形態・意匠とする。 																						
建築物 高さ	<p>・ゾーン内の高さの基準は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1 (連坊小路から南加治町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)</td> <td>概ね30m以下</td> </tr> <tr> <td>D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)</td> <td>概ね40m以下</td> </tr> <tr> <td>D-3 (D-4地区以外の商業地域)</td> <td>概ね60m以下</td> </tr> <tr> <td>D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)</td> <td>概ね80m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記の条件を満たす場合は、高さ基準を緩和する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>条件</th> <th>高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1</td> <td rowspan="4">敷地面積：1,000㎡以上 空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。 緑化面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。</td> <td>概ね30m以下</td> </tr> <tr> <td>D-2</td> <td>概ね40m以下</td> </tr> <tr> <td>D-3</td> <td>概ね60m以下</td> </tr> <tr> <td>D-4</td> <td>概ね80m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□：計画地該当地域</p>	地区	高さ	D-1 (連坊小路から南加治町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	概ね30m以下	D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	概ね40m以下	D-3 (D-4地区以外の商業地域)	概ね60m以下	D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)	概ね80m以下	地区	条件	高さ	D-1	敷地面積：1,000㎡以上 空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。 緑化面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	概ね30m以下	D-2	概ね40m以下	D-3	概ね60m以下	D-4	概ね80m以下
地区	高さ																						
D-1 (連坊小路から南加治町にかけての第二種住居地域を中心とした地域)	概ね30m以下																						
D-2 (上杉、榴ヶ岡、五輪及び新寺から荒町にかけての近隣商業地域)	概ね40m以下																						
D-3 (D-4地区以外の商業地域)	概ね60m以下																						
D-4 (容積率600%以上の区域を中心とした地域)	概ね80m以下																						
地区	条件	高さ																					
D-1	敷地面積：1,000㎡以上 空地面積：敷地面積に対して55%以上(商業系用途地域においては35%以上)の空地を確保する。 緑化面積：敷地面積に対して15%以上の緑化を行う。	概ね30m以下																					
D-2		概ね40m以下																					
D-3		概ね60m以下																					
D-4		概ね80m以下																					
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 風格ある街並みの形成を図るため、彩度に配慮し、周囲から突出しない色彩とする。 賑わいと活気を演出するため、暖色系では彩度の範囲を広げた色彩とする。また、低層部においてはアクセントとなる色を工夫し、歩いて楽しくなるような色彩とする。 並木沿道の建築物は街路樹と調和した色彩とし、高層建築物の高層部分は天空との調和に配慮し高い明度による軽めの色彩とする。 外壁の基調色はマンセル値によるものとし、色相に応じ、以下に示す彩度を基調とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R～5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	5R～5Y	6以下	その他	2以下																
色相	彩度																						
5R～5Y	6以下																						
その他	2以下																						
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ケヤキ並木などの街路樹や公園などの緑と調和し、沿道の敷地内の植樹、生垣、屋上緑化、壁面緑化などによる質の高い緑化を図る。 大規模な敷地については、高度利用の促進にあわせて、市街地環境の改善に資するオープンスペース等の活用による緑化を図る。 																						

大規模建築物等指針に基づく届出があった行為はこの限りでない。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

(屋外広告物に関する行為制限)

計画地が位置する都心ビジネスゾーンにおける良好な景観形成のための屋外広告物の基準は表 6.2-97に示すとおりである。

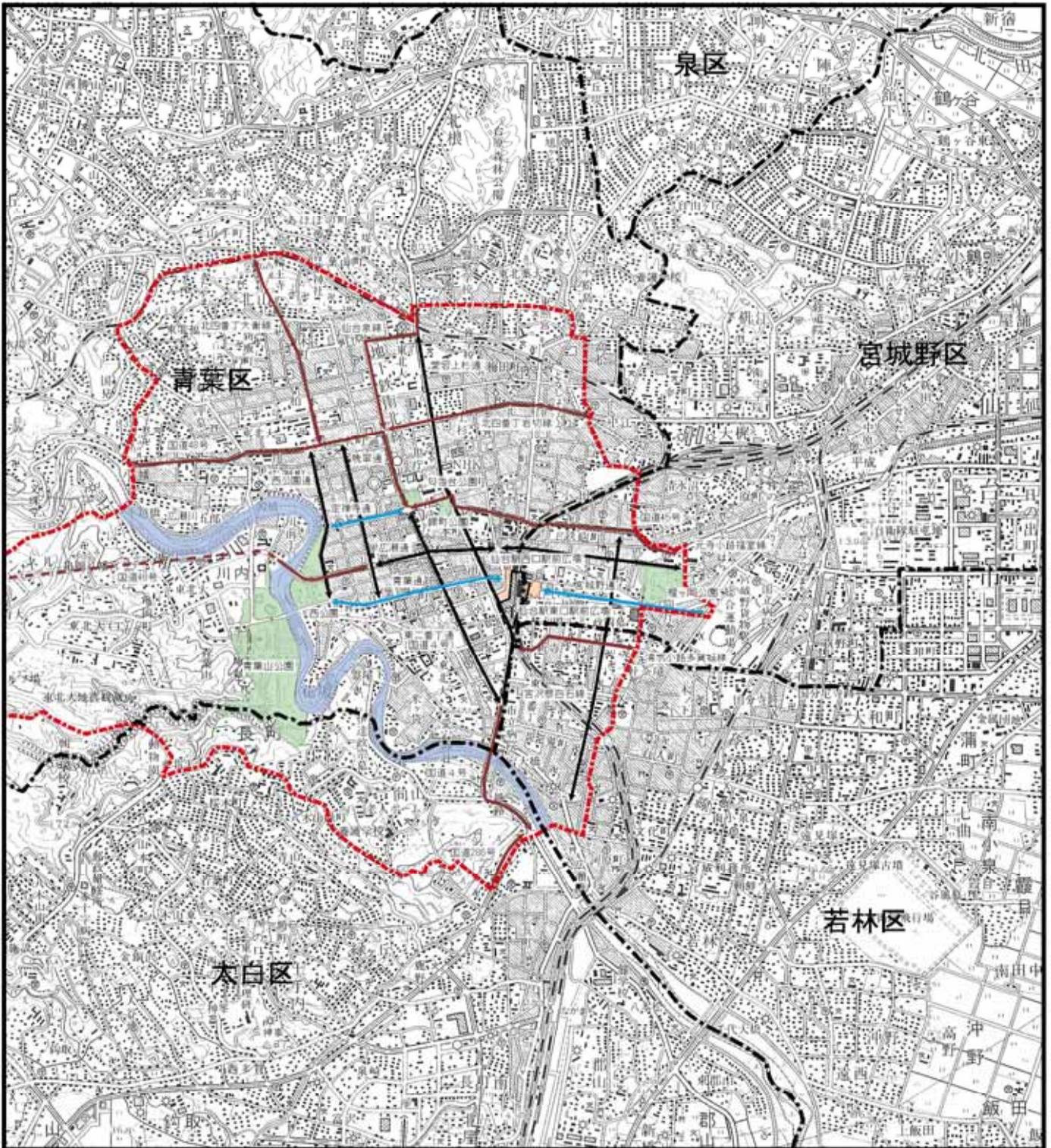
表 6.2-97 屋外広告物の基準 (都心ビジネスゾーン)

ゾーン	基準
都心ビジネスゾーン	<p>風格と魅力ある街並み景観を形成するため、高層建築物については、高層部分への屋外広告物は、ビル名等の自己用のみとし過大なものとしないようにする。</p> <p>建築デザインとの一体性に配慮した意匠・色彩とし、光による過度の動き・著しい点滅を繰り返す照明表示を施さないものとする。</p> <p>【仙台駅周辺】</p> <ul style="list-style-type: none">・仙台駅の玄関口の景観を形成するため、青葉通から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、過大なものとならないようにする。・ペDESTリアンデッキからの歩行者の視線に配慮し、屋上や壁面、窓面等の広告物はできるだけ集約し、建築物の意匠と調和する屋外広告物とする。 <p>【定禅寺通、青葉通、宮城野通等幹線道路の沿道】</p> <ul style="list-style-type: none">・ケヤキ並木等の街路樹や建築物等の街並みに調和する屋外広告物の規模、意匠、色彩等とする。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」(平成 21 年 7 月 仙台市)

b. 景観重要公共施設

良好な景観形成を進めるにあたっては、公共施設の先導的な役割が必要であることから、
図 6.2-41、表 6.2-98に示すように、景観重点区域における河川、公園、道路、駅前広場等を中心とする施設を「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観形成に取り組むこととしている。
計画地における景観重要公共施設は、仙台駅西口・東口駅前広場及び宮城野通が該当する。



凡例

-  : 対象事業計画地
-  : 区境界線
-  : 景観重点区域
-  : 通り
-  : 河川(景観重点区域内)
-  : 公園(景観重点区域内)
-  : 広場(景観重点区域内)



S=1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-41

景観重要公共施設

出典:「仙台市「社の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

表 6.2-98 景観重要公共施設

名称	現況	整備に関する事項
広瀬川	仙台の母なる川として、青葉山と都心市街地との間を縫うように流れ、市街地で自然を感じることもできる貴重な空間として、市民が親しむ河川環境となっている。	都市と自然との結び付きを感じる空間として、市民がふれあい楽しめる親水空間等の整備を図る。
青葉山公園・西公園	広瀬川に隣接する公園として、緑豊かな広がりある空間を市民に提供し、仙台城の歴史保全と国際交流・市民交流等の場として活用されている。	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める。
勾当台公園・錦町公園・榴岡公園	オープンスペースを持つ緑の空間として、中心部における貴重な交流の場として活用されている。	緑の回廊に接する緑の拠点として、安全安心な憩いの場・交流の場を創出する特徴的な公園景観を形成する。
青葉通・定禅寺通・宮城野通	杜の都を代表する目抜き通として、沿道の街並みとの調和を目指す良好な景観形成に向けた先進的な取り組みを行っている。	緑の回廊を構成する仙台のシンボルロードとして、ケヤキ並木の配置と育成環境の改善を図り、潤いと賑わいのある風格ある街並み景観の形成を推進する。
東二番丁町通・広瀬通・晩翠通・愛宕上杉通・西公園通・元寺小路福室線・宮沢根白石線	都心のビジネス街を貫く通りとして、沿道の建築物の開発とともに新たな景観形成が進みつつある。	緑の回廊を構成する都心の通りとして、良好な道路空間の整備を進め、緑とのコントラストを活かした街並みの景観形成を図る。
国道4号・45号・48号・286号・北四番丁大衡線・仙台泉線・北四番丁岩切線・清水小路多賀城線	周辺部から景観重点区域へ出入りする主要な幹線道路として、広く活用されている。	都心部へのアクセスルートとして、杜の都をイメージするゲートウェイの景観形成を図る。
仙台駅西口・東口駅前広場	市内外の人々が集まる仙台の玄関口であり、広域的な交通の結節点として、仙台駅舎やその周辺建築物等とともに景観形成が行われている。	仙台の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと潤いのある広場景観を形成する。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）

□：計画地該当施設

c. 広告物景観地域

屋外広告物条例においては、景観計画に定める「景観重点区域」と同じ区域を図 6.2-42に示すように「広告物景観地域」に指定しており、計画地は、広告物景観地域における都心ビジネスゾーンに位置する。

広告物景観地域においては、表 6.2-99に示した具体的な基準を示した「広告物設置基準」、及び表 6.2-100に示したより望ましい基準としての「広告物誘導基準」が定められている。

表 6.2-99 広告物設置基準（都心ビジネスゾーン）

項目			基準	
都心ビジネスゾーン	ゾーン全域	屋上広告物	種類	・地上から 45m 以上の高さに設置する広告物は自己用、管理用のみとする。
		壁面広告物	面積	・地上 45m 以上の高さに設置する広告物は 1 面 40 m ² 以内とする。
		屋上広告物	形態・意匠	・広告面の向きは建築物の壁面にそろえる。
	仙台駅周辺西口	屋上広告物	高さ	・地上から当該広告物の最下端までの距離の 3 分の 1 以内の高さとする。
壁面広告物		形態・意匠	・4 階以上の壁面には、1 壁面につき壁面広告物、突出し広告物(袖看板)どちらか一つの種別とする。ただし、集約して設置する場合は、壁面広告物、突出し広告物(袖看板)それぞれ 1 箇所ずつを可能とする。 ・道路に面しない 4 階以上の側壁面に表示する広告物はビル名称のみとする。 ・4 階以上の窓面に貼付けて表示しない。	

仙台駅周辺西口：仙台市青葉区中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目のうち、以下の道路の区域内の土地、指定道路に接する土地及び屋外広告物を指定道路に面して設置するための敷地として使用される土地。

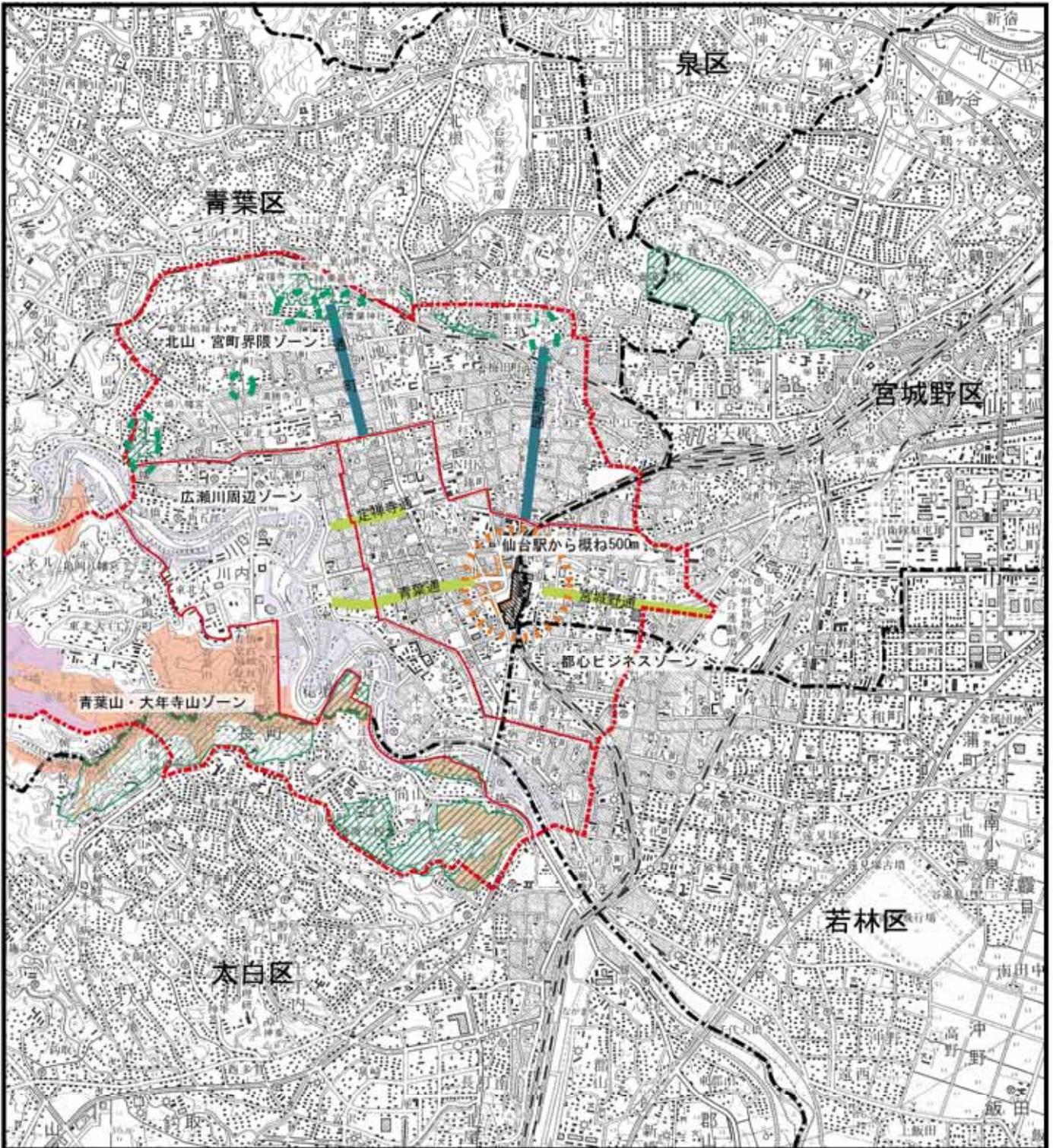
路線名	指定する区間
市道駅前通線	仙台駅を始点とした市道広瀬通 1 号線との交点までの区間
市道愛宕上杉通 2 号線	市道中央通線との交点から市道柳町通 1 号線との交点までの区間
市道南町通 1 号線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間
市道青葉通線	仙台駅を始点とした市道東四番丁線との交点までの区間

出典：「仙台市屋外広告物条例（仙台市告示第 266 号）」（平成 21 年 7 月 1 日 仙台市）

表 6.2-100 広告物誘導基準

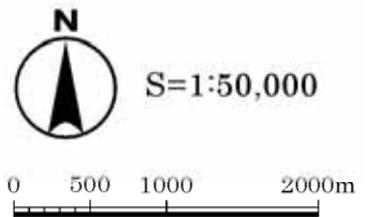
区域	基準
<p>広告物景観地域全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物と調和し、文字や写真・グラフィック等のバランスよい配置による、すっきりと洗練されたデザインとする。 ・色彩は、極端に鮮やかな色や蛍光色は使用せず、広告物のベース色は、建築物外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑えた色彩とする。 ・一つの建物に複数設置する場合は、形態・色彩を揃える等、互いの調和に配慮する。
<p>仙台駅周辺 (仙台駅から概ね 500m の範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉通と東五番丁の交差点から仙台駅舎越しに見える屋上広告物については、仙台駅舎名より過大なものとししない。 ・屋上広告物は、新幹線ホームやペDESTリアンデッキから見て、建物規模や街並みのスカイラインに合う配置とし、文字だけが派手に強調されない形態意匠とする。 ・壁面広告物は、ペDESTリアンデッキの床面より上部では、ビル名・店舗名等の自己用及びイベント・ニュース・商品等を可動表示する案内用のみとする。自己用は最低限の数量とし、案内用は1壁面当たり1ヶ所とし、壁材・窓割り・ショーウィンド等の建物外観と調和するデザインとする。 ・懸垂幕は位置を揃え集約的に配置し、窓面には窓貼広告物を設置せず、位置を揃えショーウィンドに見立てた室内からの広告表示のみを可能とする。
<p>市道青葉通線(仙台駅周辺西口の区域は除く)・市道定禅寺通線・市道宮城野通線の沿線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は、ビル名等の自己用とし、建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。 ・壁面広告物は、低層階(3階以下)に集約し、配置を揃え、建物外壁と調和するデザインとする。

出典：「仙台市屋外広告物条例(仙台市告示第266号)」(平成21年7月1日 仙台市)



凡例

- | | | | |
|---|----------------------|---|--------------------------|
|  | : 対象事業計画地 |  | : 風致地区(禁止地域) |
|  | : 区境界線 |  | : 第一種許可地域 |
|  | : 広告物景観地域 |  | : 第二種許可地域
(※第一種を除く地域) |
|  | : ゾーン境界 |  | : 社寺周辺 |
|  | : 特別環境保全地域
(禁止地域) |  | : 歴史的通り |
|  | : 環境保全地域
(禁止地域) |  | : 青葉通・定禅寺通・宮城野通 |
| | |  | : 仙台駅周辺 |



出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/page05/page05.html>
 「仙台市都市計画総括図」(平成22年6月 仙台市)
 「仙台市広告物条例のしおり」(平成21年11月 仙台市)

図 6.2-42
 広告物景観地域